規制改革実施計画 (案)

目 次

I		共通旳事項	1
	1.	本計画の目的	1
	2.	本計画の基本的性格	1
	3.	規制改革の推進に当たっての基本的考え方	1
	4.	規制改革・行政改革ホットライン	
	5.	計画のフォローアップ	
I		実施事項	
1			
	1.	デジタル原則を踏まえた規制の横断的見直し)7項目のアナログ規制等の見直し	
	2.	国家戦略特区における取組	4
	3.	個別分野の取組	4
	<ス	タートアップ・イノベーション分野>	4
	(1))スタートアップを促進する規制・制度見直し	4
)イノベーションによる新製品・新サービスの創出と安全の確保との両立を図る規制・制度	
		\ \rangle	
)AI活用を推進する規制改革	
	(4)		
	(5) (6)	,	
	(7)		
	(8)		
	` ')イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し	
		の の の の の が の の の の の の の の の の の の の	
		1) 金融商品取引における分かりやすく、国民の金融リテラシー向上の観点も踏まえた情報扱	
		・	
	(1:	2) Society 5.0の実現に向けた電波制度改革	14
	(13	3) 放送に関する制度の見直し	15
	(14	4) デジタル時代における著作権制度の在り方	16
	(1	5) 高経年マンション等の管理と再生の円滑化に向けた規制改革の推進	18
	(10	6) 無人航空機用のワイヤレス電力伝送装置に係る型式指定の制度化*	19
	(1	7)ダイナミックプライシング等による駐車料金の設定*	19
	(18	8) Wi-Fi HaLow 活用のための特定実験試験局制度の対象の拡大*	20
		9)LPSの事業内容の拡大*‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	
	(20	0) 外国人エンジニアの就労円滑化*	20

(22) 水素導管に関する新たな技術の審査制度の創設* 〈グリーン分野〉 (1) カーボンニュートラルに向けたEV普及のための充電器の整備に向けた見直し (2) 住宅等におけるエネルギーマネジメントの円滑化及び再生可能エネルギー発電設備の設等 (3) リチウムイオン蓄電池の普及拡大に向けた消防法の見直し (4) 電カシステムに係る見直し (5) 再生可能エネルギー及び水素の利用促進に係る保安規制の見直し (6) その他 〈人への投資分野〉 (1) 外国人材の受入れ・活躍の促進 (2) 労働時間制度の見直し (3) 副業・兼業の活用促進 (4) 企業に求められる雇用関係手続の見直し (5) 在宅勤務手当を「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できる場合の明確化 (6) 企業による雇用関係情報の公開に関する方法等の見直し (7) 多様な正社員(限定正社員)の活用促進 (8) 教育イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」 (9) 初等中等教育における課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革 (10) 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し (11) 里帰り出産を行う妊産婦の支援 (12) 家事支援外国人材の更なる活躍に向けた環境整備* (13) 海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革* (14) 企業主導型保育事業の規制改革*	・・・・22 ・・・・25 と置促進 ・・・・27 ・・・・31 ・・・・36 ・・・・36 ・・・・36 ・・・・37 ・・・・37 ・・・・37 ・・・・37 ・・・・38 ・・・・39
(1) カーボンニュートラルに向けたEV普及のための充電器の整備に向けた見直し(2) 住宅等におけるエネルギーマネジメントの円滑化及び再生可能エネルギー発電設備の設等(3) リチウムイオン蓄電池の普及拡大に向けた消防法の見直し(4) 電力システムに係る見直し(5) 再生可能エネルギー及び水素の利用促進に係る保安規制の見直し(6) その他(6) その他(7) 外国人材の受入れ・活躍の促進(7) 労働時間制度の見直し(8) 副業・兼業の活用促進(9) 労働時間制度の見直し(9) 企業に求められる雇用関係手続の見直し(10) 在宅勤務手当を「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できる場合の明確化(11) 多様な正社員(限定正社員)の活用促進(12) 多様な正社員(限定正社員)の活用促進(13) 独等中等教育における課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革(10) 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し(11) 里帰り出産を行う妊産婦の支援(12) 家事支援外国人材の更なる活躍に向けた環境整備*(13) 海外大学卒業外国人材の更なる活躍に向けた環境整備*(13) 海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革*	22 设置促進 25 27 31 36 36 36 37 37 37 37 38 38
(1) カーボンニュートラルに向けたEV普及のための充電器の整備に向けた見直し(2) 住宅等におけるエネルギーマネジメントの円滑化及び再生可能エネルギー発電設備の設等(3) リチウムイオン蓄電池の普及拡大に向けた消防法の見直し(4) 電力システムに係る見直し(5) 再生可能エネルギー及び水素の利用促進に係る保安規制の見直し(6) その他(6) その他(7) 外国人材の受入れ・活躍の促進(7) 労働時間制度の見直し(8) 副業・兼業の活用促進(9) 労働時間制度の見直し(9) 企業に求められる雇用関係手続の見直し(10) 在宅勤務手当を「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できる場合の明確化(11) 多様な正社員(限定正社員)の活用促進(12) 多様な正社員(限定正社員)の活用促進(13) 独等中等教育における課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革(10) 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し(11) 里帰り出産を行う妊産婦の支援(12) 家事支援外国人材の更なる活躍に向けた環境整備*(13) 海外大学卒業外国人材の更なる活躍に向けた環境整備*(13) 海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革*	22 设置促進 25 27 31 36 36 36 37 37 37 37 38 38
(2) 住宅等におけるエネルギーマネジメントの円滑化及び再生可能エネルギー発電設備の設等 (3) リチウムイオン蓄電池の普及拡大に向けた消防法の見直し (4) 電カシステムに係る見直し (5) 再生可能エネルギー及び水素の利用促進に係る保安規制の見直し (6) その他 <人への投資分野> (1) 外国人材の受入れ・活躍の促進 (2) 労働時間制度の見直し (3) 副業・兼業の活用促進 (4) 企業に求められる雇用関係手続の見直し (5) 在宅勤務手当を「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できる場合の明確化 (6) 企業による雇用関係情報の公開に関する方法等の見直し (7) 多様な正社員(限定正社員)の活用促進 (8) 教育イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」 (9) 初等中等教育における課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革 (10) 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し (11) 里帰り出産を行う妊産婦の支援 (12) 家事支援外国人材の更なる活躍に向けた環境整備* (13) 海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革*	及置促進 25 27 31 33 36 36 37 37 37 37 38 38 38 38 38
(3) リチウムイオン蓄電池の普及拡大に向けた消防法の見直し (4) 電力システムに係る見直し (5) 再生可能エネルギー及び水素の利用促進に係る保安規制の見直し (6) その他 <人への投資分野> (1) 外国人材の受入れ・活躍の促進 (2) 労働時間制度の見直し (3) 副業・兼業の活用促進 (4) 企業に求められる雇用関係手続の見直し (5) 在宅勤務手当を「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できる場合の明確化 (6) 企業による雇用関係情報の公開に関する方法等の見直し (7) 多様な正社員(限定正社員)の活用促進 (8) 教育イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」 (9) 初等中等教育における課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革 (10) 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し (11) 里帰り出産を行う妊産婦の支援 (12) 家事支援外国人材の更なる活躍に向けた環境整備* (13) 海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革*	27 27 31 36 36 37 37 37 38 38 38 38
(3) リチウムイオン蓄電池の普及拡大に向けた消防法の見直し (4) 電力システムに係る見直し (5) 再生可能エネルギー及び水素の利用促進に係る保安規制の見直し (6) その他 <人への投資分野> (1) 外国人材の受入れ・活躍の促進 (2) 労働時間制度の見直し (3) 副業・兼業の活用促進 (4) 企業に求められる雇用関係手続の見直し (5) 在宅勤務手当を「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できる場合の明確化 (6) 企業による雇用関係情報の公開に関する方法等の見直し (7) 多様な正社員(限定正社員)の活用促進 (8) 教育イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」 (9) 初等中等教育における課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革 (10) 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し (11) 里帰り出産を行う妊産婦の支援 (12) 家事支援外国人材の更なる活躍に向けた環境整備* (13) 海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革*	27 27 31 36 36 37 37 37 38 38 38 38
(4) 電力システムに係る見直し (5) 再生可能エネルギー及び水素の利用促進に係る保安規制の見直し (6) その他 <人への投資分野> (1) 外国人材の受入れ・活躍の促進 (2) 労働時間制度の見直し (3) 副業・兼業の活用促進 (4) 企業に求められる雇用関係手続の見直し (5) 在宅勤務手当を「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できる場合の明確化 (6) 企業による雇用関係情報の公開に関する方法等の見直し (7) 多様な正社員(限定正社員)の活用促進 (8) 教育イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」 (9) 初等中等教育における課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革 (10) 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し (11) 里帰り出産を行う妊産婦の支援 (12) 家事支援外国人材の更なる活躍に向けた環境整備* (13) 海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革*	
(5) 再生可能エネルギー及び水素の利用促進に係る保安規制の見直し (6) その他 <人への投資分野> (1) 外国人材の受入れ・活躍の促進 (2) 労働時間制度の見直し (3) 副業・兼業の活用促進 (4) 企業に求められる雇用関係手続の見直し (5) 在宅勤務手当を「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できる場合の明確化 (6) 企業による雇用関係情報の公開に関する方法等の見直し (7) 多様な正社員(限定正社員)の活用促進 (8) 教育イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」 (9) 初等中等教育における課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革(10) 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し (11) 里帰り出産を行う妊産婦の支援 (12) 家事支援外国人材の更なる活躍に向けた環境整備* (13) 海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革*	31 33 36 36 37 37 37 38 38 39 42 42
 <人への投資分野> (1) 外国人材の受入れ・活躍の促進 (2) 労働時間制度の見直し (3) 副業・兼業の活用促進 (4) 企業に求められる雇用関係手続の見直し (5) 在宅勤務手当を「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できる場合の明確化 (6) 企業による雇用関係情報の公開に関する方法等の見直し (7) 多様な正社員(限定正社員)の活用促進 (8) 教育イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」 (9) 初等中等教育における課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革 (10) 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し (11) 里帰り出産を行う妊産婦の支援 (12) 家事支援外国人材の更なる活躍に向けた環境整備* (13) 海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革* 	36 37 37 37 38 38
(1) 外国人材の受入れ・活躍の促進 (2) 労働時間制度の見直し (3) 副業・兼業の活用促進 (4) 企業に求められる雇用関係手続の見直し (5) 在宅勤務手当を「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できる場合の明確化 (6) 企業による雇用関係情報の公開に関する方法等の見直し (7) 多様な正社員(限定正社員)の活用促進 (8) 教育イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」 (9) 初等中等教育における課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革 (10) 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し (11) 里帰り出産を行う妊産婦の支援 (12) 家事支援外国人材の更なる活躍に向けた環境整備* (13) 海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革*	36 37 37 37 38 38 38 42 42
(1) 外国人材の受入れ・活躍の促進 (2) 労働時間制度の見直し (3) 副業・兼業の活用促進 (4) 企業に求められる雇用関係手続の見直し (5) 在宅勤務手当を「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できる場合の明確化 (6) 企業による雇用関係情報の公開に関する方法等の見直し (7) 多様な正社員(限定正社員)の活用促進 (8) 教育イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」 (9) 初等中等教育における課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革 (10) 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し (11) 里帰り出産を行う妊産婦の支援 (12) 家事支援外国人材の更なる活躍に向けた環境整備* (13) 海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革*	36 37 37 37 38 38 38 42 42
(2) 労働時間制度の見直し (3) 副業・兼業の活用促進 (4) 企業に求められる雇用関係手続の見直し (5) 在宅勤務手当を「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できる場合の明確化 (6) 企業による雇用関係情報の公開に関する方法等の見直し (7) 多様な正社員(限定正社員)の活用促進 (8) 教育イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」 (9) 初等中等教育における課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革(10) 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し (11) 里帰り出産を行う妊産婦の支援 (12) 家事支援外国人材の更なる活躍に向けた環境整備* (13) 海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革*	36 37 38 38 39
(3) 副業・兼業の活用促進 (4) 企業に求められる雇用関係手続の見直し (5) 在宅勤務手当を「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できる場合の明確化 (6) 企業による雇用関係情報の公開に関する方法等の見直し (7) 多様な正社員(限定正社員)の活用促進 (8) 教育イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」 (9) 初等中等教育における課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革(10) 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し (11) 里帰り出産を行う妊産婦の支援 (12) 家事支援外国人材の更なる活躍に向けた環境整備* (13) 海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革*	37 37 38 38 39
(4) 企業に求められる雇用関係手続の見直し (5) 在宅勤務手当を「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できる場合の明確化 (6) 企業による雇用関係情報の公開に関する方法等の見直し (7) 多様な正社員(限定正社員)の活用促進 (8) 教育イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」 (9) 初等中等教育における課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革(10) 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し (11) 里帰り出産を行う妊産婦の支援 (12) 家事支援外国人材の更なる活躍に向けた環境整備* (13) 海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革*	37 38 38 39 查42
(5) 在宅勤務手当を「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できる場合の明確化 (6) 企業による雇用関係情報の公開に関する方法等の見直し (7) 多様な正社員(限定正社員)の活用促進 (8) 教育イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」 (9) 初等中等教育における課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革 (10) 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し (11) 里帰り出産を行う妊産婦の支援 (12) 家事支援外国人材の更なる活躍に向けた環境整備* (13) 海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革*	37 38 39 查42
(6) 企業による雇用関係情報の公開に関する方法等の見直し (7) 多様な正社員(限定正社員)の活用促進 (8) 教育イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」 (9) 初等中等教育における課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革(10) 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し (11) 里帰り出産を行う妊産婦の支援 (12) 家事支援外国人材の更なる活躍に向けた環境整備* (13) 海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革*	38 39 42 45
 (7) 多様な正社員(限定正社員)の活用促進 (8) 教育イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」 (9) 初等中等教育における課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革 (10) 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し (11) 里帰り出産を行う妊産婦の支援 (12) 家事支援外国人材の更なる活躍に向けた環境整備* (13) 海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革* 	38 39 查42
(8) 教育イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」 (9) 初等中等教育における課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革 (10) 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し (11) 里帰り出産を行う妊産婦の支援 (12) 家事支援外国人材の更なる活躍に向けた環境整備* (13) 海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革*	39 ≛ 42 45
(9) 初等中等教育における課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革 (10) 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し (11) 里帰り出産を行う妊産婦の支援 (12) 家事支援外国人材の更なる活躍に向けた環境整備* (13) 海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革*	i 42 45
(11) 里帰り出産を行う妊産婦の支援(12) 家事支援外国人材の更なる活躍に向けた環境整備*(13) 海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革*	
(12) 家事支援外国人材の更なる活躍に向けた環境整備 *(13) 海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革 *	45
(13) 海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革*	70
	46
(14) 企業主導型保育事業の規制改革*	46
	46
(15) 「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施*	47
(16) 小規模認可保育所における対象年齢の拡大(3~5歳のみの保育)*	47
<医療・介護・感染症対策分野>	48
(1) デジタルヘルスの推進① ーデータの利活用基盤の整備ー	
(2) デジタルヘルスの推進② ーデジタル技術を活用した健康管理、重症化防止ー	48
(3) 医療関係職種間のタスク・シフト/シェア等	
- \コノ	56
	56
(4) 働き方の変化への対応・運営の合理化(5) オンライン診療を活用した小児かかりつけ医の検討*	56 62
(4) 働き方の変化への対応・運営の合理化(5) オンライン診療を活用した小児かかりつけ医の検討*	56 62 66
(4) 働き方の変化への対応・運営の合理化	56 62 66 71
(4) 働き方の変化への対応・運営の合理化(5) オンライン診療を活用した小児かかりつけ医の検討*(6) 救急救命処置の範囲の拡大*	56 62 66 71 72
(4) 働き方の変化への対応・運営の合理化(5) オンライン診療を活用した小児かかりつけ医の検討*(6) 救急救命処置の範囲の拡大*(7) 救急救命処置の先行的な実証*	56 62 66 71 72

(11)) 障害者総合支援法に基づく特例介護給付費等の支給方法の明確化 *	. 72
(12)障害者支援のための規制改革の推進*	. 73
(13)ユニット型指定介護老人福祉施設整備基準に関する特例*	. 73
<地址	或産業活性化分野>	. 74
(1)	共済事業における顧客本位の業務運営の取組等	. 74
(2)	卸売市場の活性化に向けた取組	. 74
(3)	農協改革の着実な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 75
(4)	農協における適切なコンプライアンス・ガバナンス態勢等の構築・実施	. 75
(5)	eMAFF 地図の積極活用	. 76
(6)	国産小麦の競争力強化等に資する農産物検査の実施	. 76
(7)	畜舎に関する規制の見直し	. 76
(8)	適切な水産資源管理の推進	. 77
(9)	改正漁業法の制度運用(漁業権の免許)	. 78
(10)一般酒類小売業免許に係る販売地域規制の柔軟化	. 79
(11))農地の適切な利用を促進するための施策 *	. 79
く共道	. 	. 80
(1)	行政手続に関する見直し	. 80
(2)	司法手続に関する見直し	. 89
(3)	民間手続等に関する見直し	. 91

* …国家戦略特区での取組

規制改革実施計画(案)

近年、国内外の情勢変化のスピードが一層増す状況下において、我が国が豊かで活力ある国で在り続けるためには、不断の規制改革の取組を通じて、時代に適合した規制の在り方を模索し、実現していかなければならない。これにより国民生活の安定・向上及び経済活性化への貢献並びにそれらを通じた国の成長・発展を図ることは、内閣の重要課題の一つとなっている。

この規制改革をより一層推進するため、規制改革を総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革推進会議」を常設の会議体として令和元年10月に設置して以降、規制改革推進会議においては、令和2年7月2日、令和3年6月1日及び令和4年5月7日に答申が提出されていたが、その後引き続き検討を行い、「規制改革推進に関する答申」(令和5年6月1日規制改革推進会議決定)が内閣総理大臣に提出された。

上記答申等を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、直ちに改革に 着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定 める。

記

I 共通的事項

1. 本計画の目的

本計画は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革(情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。)を推進することを目的とする。

2. 本計画の基本的性格

上記の目的を達成するため、本計画においては、当面の改革事項として、「規制改革推進に関する答申」等により示された規制改革事項について、それぞれ期限を定めて取り組む 事項として確定することにより、その着実な実施を図る。

3. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方

「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトにした新しい資本主義の実現のためには、規制・制度を不断に見直していくことで、成長と分配の好循環の起爆剤となる「経済成長」を実現することが必要不可欠である。規制改革により、イノベーションを阻む規制の改革に取り組み、スタートアップが活躍できる環境整備や変化に対応した経済社会の変革を推進していく。

このため、本計画においては、「規制改革推進に関する答申」により示された規制改革 事項に加え、デジタル臨時行政調査会、再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タ スクフォース等における取組及び国家戦略特別区域等を活用した取組を一体的に取りまと め、政府全体として強力に規制改革を推進していくこととしている。 また、個別分野として、「スタートアップ・イノベージョン」、「グリーン」、「人への投資」、「医療・介護・感染症対策」、「地域産業活性化」及び「共通課題対策」において重点的に規制改革を進めていく。

4. 規制改革・行政改革ホットライン

役所の縦割り、前例主義の是正を始めとする規制改革・行政改革の推進に当たり、広く 国民・企業等から寄せられる要望(各種手続の簡素化等を含む。)について、「規制改革・ 行政改革ホットライン(縦割り110番)」により受け付け、迅速に対応している。

今後、規制改革を進めるに当たり、このように国民・企業等からの要望を幅広く受け止め、その声を検討の俎上に乗せるための仕組みを引き続き活用することが重要である。

5. 計画のフォローアップ

内閣府を始めとする関係府省庁及び規制改革推進会議は、本計画に定められた事項の実施状況に関するフォローアップを行う。関係府省庁は、規制改革推進会議の求めに応じ、決定事項の実行に先立ち、その方針について、規制改革推進会議のレビューを受ける。また、規制改革に関する既往の閣議決定の実施状況についても、必要に応じ、フォローアップを行う。これらのフォローアップの状況については、令和5年度末時点で整理し、公表する。

II 実施事項

1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的見直し

国民がデジタル技術を活用したより良いサービスを享受し、成長を実感できる社会の実現に向け、経済社会の仕組みをデジタル時代に合ったものに作り直していくため、デジタル原則に照らして国の規制・制度を横断的に見直す観点から、以下の事項について重点的に取り組む。

(1) 7項目のアナログ規制等の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	7項目のアナロ	「デジタル原則を踏まえたアナログ規制	「デジタル原則	内閣官房
	グ規制等の見直	の見直しに係る工程表」(令和4年12月	を踏まえたアナ	内閣府
	L	21 日デジタル臨時行政調査会決定)にお	ログ規制の見直	警察庁
		いて見直しの対象となっている7項目のア	しに係る工程	公正取引委
		ナログ規制(目視規制、実地監査規制、定	表」に基づき、	員会
		期検査・点検規制、常駐・専任規制、書面	順次措置(令和	個人情報保
		掲示規制、対面講習規制及び往訪閲覧・縦	6年6月まで目	護委員会
		覧規制)及びフロッピーディスク等の記録	途)	カジノ管理
		媒体を指定する規制等について、規制所管		委員会
		府省は、同工程表に基づき、着実に見直し		金融庁
		を実施する。		消費者庁
				デジタル庁
				復興庁
				こども家庭
				庁
				総務省
				法務省
				外務省
				財務省
				文部科学省
				厚生労働省
				農林水産省
				経済産業省
				国土交通省
				環境省
				原子力規制
				庁
				防衛省
				人事院

2. 国家戦略特区における取組

国家戦略特区では、これまでの取組に加えて、令和4年に実施した「地方創生のための制度改革・規制改革に関するアイディア募集」において寄せられた規制改革事項の具体化を図るとともに、規制の特例措置の全国展開等により、これまでの国家戦略特区の成果を幅広く波及させるなど、引き続き地域課題の解決に資する規制改革に取り組む。

デジタル田園都市国家構想を先導するスーパーシティとデジタル田園健康特区については、規制の特例措置の追加・拡充を行うとともに、データ連携や先端的サービスの実現のための取組を重点的に行う。

(注) 今後取り組む具体の実施事項は個別分野に記載

- (* …国家戦略特区での取組
- (※) …国家戦略特区も関連する取組

3. 個別分野の取組

<スタートアップ・イノベーション分野>

(1) スタートアップを促進する規制・制度見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	海外起業人材の活躍に資する制度見直し	a 推援内戦局の b 活期認年ス活とをの c 一るに中か d 活等的に 素務的、至域の b 活期認年ス活とをの c 一るに中か d 活等的に 大事ると 大事ると 大事ると 大きな 大きな 大きな 大きな 大きな 大きな 大きな 大きな	b:引きた度結かc:を度を措d開:開き続ったのは、 き、期間では、 き、は、 をは、 をは、 を、 は、 を、 は、 を、 は、 を、 は、 を、 は、 を、 は、 を、 は、 を、 は、 を、 は、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、	a 経 ~ c : 財務業府務庁

	1	<u></u>	1	
		第7条第1項第2号の基準を定める省令(平		
		成2年法務省令第16号)「経営・管理」の項		
		第2号ハに該当するかどうか判断できるよ		
		う、必要な条件の在り方も含めて検討する。 (※)		
		、ハハ e 法務省は、「地方公共団体が起業支援を行		
		う場合における在留資格『経営・管理』の取		
		扱いについて」(平成30年1月出入国在留管		
		理庁)で示した、地方公共団体が実施する起		
		業支援対象者として認定された者が地方公		
		共団体の所有又は指定するインキュベーシ		
		ョン施設に入居する場合において活用が可		
		能な事業規模に関する特例に関して、実際に		
		同特例を活用する上で必要な情報を地方公		
		共団体等に提供できるよう検討し、結論を得		
		次第速やかに所要の措置を講ずる。		
		f 金融庁は、財務省と連携しながら、海外活		
		力の取り込みを通じたスタートアップの育		
		成に向け、国家戦略特別区域外国人創業活動		
		促進事業及び外国人起業活動促進事業等を		
		活用する外国人起業家が、本邦に入国後6月		
		以上経過又は本邦内での事務所勤務の双方		
		を満たしていない状態で、預金口座の開設を		
		国内金融機関に対して申し出た際、当該在留		
		資格の認定のため事業実施主体が発行した		
		起業準備活動計画確認証明書の提示等の要		
		件を満たす場合には、当該外国人に対して居		
		住者口座又は居住者と同等の口座の開設が		
		可能となるよう、本年2月に金融機関に対し		
		て要請したところ、その実効性を確保するた		
		めに定期的にフォローアップを行う。		
		外国人による創業活動を促進するため、地方		
		自治体等が一定の要件を確認した場合には、		
		在留資格「経営・管理」の基準である「事業		
		所の確保」等を6カ月後までに満たす見込み	会和5年度 由日途	内閣府
2	の全国展開*	があれば入国を可能とする特例(外国人創業)		法務省
	07至国成份 *	活動促進事業)の全国展開に関して、具体的		<i>达</i> 加目
		な措置内容等について速やかに検討を開始		
		し、令和5年度中を目途に結論を得る。		
		a 経済産業省及び内閣府(科学技術・イノベーション推進事務長(CSTIV)は、財務名		
		ーション推進事務局(CSTI))は、財務省		
		と連携しながら、政府調達において、スター		0 0 (权:女立
		トアップ等による新技術・新製品・新サービ	a:令和 5 年度措	a, c:経済産
		人の開発を促進するべく、中小企業技術車新	置	業省
		刑役(SBIR)における研究開発成果の調	_ b:措置済み	内閣府
	1	達手法と同様の仕組みでの随意契約を高度	c:引き続き検討	財務省
3		な新技術を持った J-Startup 選定企業等と	を進め、令和5年	b:経済産業
		の間でも可能とすることについて、対象企業	度措置	省
	備	の選定万法を整備し、令和5年度中の活用に	d:引き続き検討	内閣府
		叩げ、炘晏の疳直を誦する。その除、事務于	を進め、結論を得	d:経済産業
		続の負担軽減についても検討を行うととも	次第速やかに措置	省
		に、制度活用促進に向けた適切な周知を行		
		う。		
		b 経済産業省及び内閣府(CSTI)は、官		
		公需におけるスタートアップからの調達が		
	·		·	

	1			
		特に見込まれる分野についてスタードンがスタードでの検証を行ってスタードでの機一を発生していてスタードでのでは、政府調達においてスタードでのでは、ながまでは、ながいのでは、ながいのでは、ながら、ながら、ながら、ながら、ながら、ながら、ながら、ながら、ながら、ながら		
		に応じた政府調達促進の目標設定や支援に ついて、引き続き検討を進め、結論を得次第		
		速やかに措置する。		
4	経営者保証を前提としない新たな融資手法として	がスタートアップや事業の成長及び促進における喫緊の課題であることを認識し、融資における新たな選択肢として、不動産等の個別資産に対する担保や経営者保証を前提として、事業性に着目した成長資金の提供事が期待される新たな担保制度(事を取りに連携していて、資金需要を担保制度の早期の国会提出等、必要な措置をの早期の国会提出等、必要な措置をのを構造の早期の国会提出等、必要な措置をの整備に係る検討の結論を得次第、金融庁は、金融機関と融資先である事業性に着目した担保制度の整備に係る検討の結論を得次第、金融庁は、金融機関と融資の結論を得次第、金融持つは、金融機関と融資のを開係を構築である事業のを開係を構築である。制度の適切な運用による成長資金の提供促進に必要な環境の整備を行う。	め、令和5年度目	金融庁 法務省
5	起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直し	法務省は、令和4年度に実施された定款認証に係る公証実務に関する実態を把握するための調査について、その結果を分析し、定款認証が果たすべき機能・役割について、定款認証の改善に向けて、デジタル完結・自動化原則などのデジタル原則を踏まえた上で、定動化原則などのデジタル原則を踏まえた上で、方の負担を軽減する方策を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずるとともに、定款認証に係るサービスの改善や利用者の満足度向上にもつなげる。	評価・検討・結論 については令和5 年度、必要な措置 については遅くと も令和6年度	法務省
6		経済産業省は、グレーゾーン解消制度は、 産業競争力強化の観点から、新事業活動を実		内閣府 経済産業省

•	制度の運用の改善	施しようとする事業者が規制の適用の有無	
		及び解釈を明確化し、委縮せずチャレンジで	
		きるための制度であることに鑑み、新事業活	
		動を後押しできるよう、同制度の活用を委縮	
		させることのないように留意しつつ、既存事	
		業者に対する同制度の運用及び回答による	
		副次的な影響への対応について検討を行い、	
		内閣府との連携も含め、必要な措置を講ず	
		వ 。	
		規制改革関係府省庁は、規制改革関連制度	
		の利用者の利便性向上のため、更なる連携の	内閣官房
7	規制改革関連制度の連携	強化を検討するとともに、これらの制度に係 る毛結の迅速化を図るため、必要に応じて 令和5年措置	内閣府
,	の強化	る手続の迅速化を図るため、必要に応じて、	デジタル庁
		規制所管省庁の対応状況を整理し、定期的に	経済産業省
		公表を行うなど、統一的な進捗管理を行う。	

(2) イノベーションによる新製品・新サービスの創出と安全の確保との両立を図る規制・制度見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	新たな空のモビリティ推進及び新たな物流サービスの実現に向けた無操縦者航空機に係る制度整備	和 27 年法律第 231 号)第 11 条第 1 項ただし書の試験飛行における関係者間の調整の在り方に関する事例や、無操縦者航空機の迅速・円滑な認証取得等に役立つ事例の紹介等について検討し、事業者に対してプッシュ型の関知を行う	a:令計次ででででである。 会計のでは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 を	国土交通省

えつつ、ロードマップの見直しを行い、航空機の規制がリスクに照らして合理的なものとなるよう、速やかに環境整備を行っていく。 a 国土交通省は、建設用3Dプリンターを活用する上で、材料の一つとなる「モルタル」の取扱いについて、建築基準法(昭和25年法律第201号)第37条に基づいてを理し、地方自治体や指定確認検査機関等が適法性を確認する場面において、その適切な判断に資するための文書を作成・公表し、十分に周知する。 b 国土交通省は、スタートアップ等新たに参入しようとする事業者にも分かりやすい各種制度に関する情報提供の在り方の更なる改善や体制の充実について、相談窓口の設置も含めて検討し、必要な措置を講ずる。 c 国土交通省は、デジタル時代における建築に係る規制の在り方等につき、機動的で柔軟な規制となるよう、検討会を設置して議論し、結論を得て措置する。その際、以下の点に留意する。 ①建設用3Dプリンターを利用した建築に
となるよう、速やかに環境整備を行っていく。 a 国土交通省は、建設用3Dプリンターを活用する上で、材料の一つとなる「モルタル」の取扱いについて、建築基準法(昭和25年法律第201号)第37条に基づいて整理し、地方自治体や指定確認検査機関等が適法性を確認する場面において、その適切な判断に資するための文書を作成・公表し、十分に周知する。 b 国土交通省は、スタートアップ等新たに参入しようとする事業者にも分かりか可なる改善や体制の充実について、相談窓口の設置も含めて検討し、必要な措置を講ずる。 c 国土交通省は、デジタル時代における建築に係る規制の在り方等につき、機動的で柔軟な規制となるよう、検討会を設置して議論し、結論を得て措置する。その際、以下の点に留意する。 ① 建設用3Dプリンターを利用した建築に
く。 a 国土交通省は、建設用3Dプリンターを活用する上で、材料の一つとなる「モルタル」の取扱いについて、建築基準法(昭和25年法律第201号)第37条に基づいて整理し、地方自治体や指定確認検査機関等が適法性を確認する場面において、その適切な判断に資するための文書を作成・公表し、十分に周知する。 b 国土交通省は、スタートアップ等新たに参入しようとする事業者にも分かりかの更なる改善や体制の充実について、相談窓口の設置も含めて検討し、必要な措置を講ずる。 c 国土交通省は、デジタル時代における建築に係る規制の在り方等につき、機動的で柔軟な規制となるよう、検討会を設置して議論し、結論を得て措置する。その際、以下の点に留意する。 ①建設用3Dプリンターを利用した建築に
a 国土交通省は、建設用3Dプリンターを活用する上で、材料の一つとなる「モルタル」の取扱いについて、建築基準法(昭和25年法律第201号)第37条に基づいて整理し、地方自治体や指定確認検査機関等が適法性を確認する場面において、その適切な判断に資するための文書を作成・公表し、十分に周知する。 b 国土交通省は、スタートアップ等新たに参入しようとする事業者にも分かりやすい各種制度に関する情報提供の在り方の更なる改善や体制の充実について、相談窓口の設置も含めて検討し、必要な措置を講ずる。 c 国土交通省は、デジタル時代における建築に係る規制の在り方等につき、機動的で柔軟な規制となるよう、検討会を設置して議論し、結論を得て措置する。その際、以下の点に留意する。 ①建設用3Dプリンターを利用した建築に
活用する上で、材料の一つとなる「モルタル」の取扱いについて、建築基準法(昭和25年法律第201号)第37条に基づいて整理し、地方自治体や指定確認検査機関等が適法性を確認する場面において、その適切な判断に資するための文書を作成・公表し、十分に周知する。 b 国土交通省は、スタートアップ等新たに参入しようとする事業者にも分かり方の更なる改善や体制の充実について、相談窓口の設置も含めて検討し、必要な措置を講ずる。 c 国土交通省は、デジタル時代における建築に係る規制の在り方等につき、機動的で柔軟な規制となるよう、検討会を設置して議論し、結論を得て措置する。その際、以下の点に留意する。 ① 建設用3Dプリンターを利用した建築に
の取扱いについて、建築基準法(昭和25年法律第201号)第37条に基づいて整理し、地方自治体や指定確認検査機関等が適法性を確認する場面において、その適切な判断に資するための文書を作成・公表し、十分に周知する。 b 国土交通省は、スタートアップ等新たに参入しようとする事業者にも分かりやすい各種制度に関する情報提供の在り方の更なる改善や体制の充実について、相談窓口の設置も含めて検討し、必要な措置を講ずる。 c 国土交通省は、デジタル時代における建築に係る規制の在り方等につき、機動的で柔軟な規制となるよう、検討会を設置して議論し、結論を得て措置する。その際、以下の点に留意する。 ① 建設用3Dプリンターを利用した建築に
律第 201 号)第 37 条に基づいて整理し、地方自治体や指定確認検査機関等が適法性を確認する場面において、その適切な判断に資するための文書を作成・公表し、十分に周知する。 b 国土交通省は、スタートアップ等新たに参入しようとする事業者にも分かりやすい各種制度に関する情報提供の在り方の更なる改善や体制の充実について、相談窓口の設置も含めて検討し、必要な措置を講ずる。 c 国土交通省は、デジタル時代における建築に係る規制の在り方等につき、機動的で柔軟な規制となるよう、検討会を設置して議論し、結論を得て措置する。その際、以下の点に留意する。 ① 建設用3 D プリンターを利用した建築に
方自治体や指定確認検査機関等が適法性を確認する場面において、その適切な判断に資するための文書を作成・公表し、十分に周知する。 b 国土交通省は、スタートアップ等新たに参入しようとする事業者にも分かりやすい各種制度に関する情報提供の在り方の更なる改善や体制の充実について、相談窓口の設置も含めて検討し、必要な措置を講ずる。 c 国土交通省は、デジタル時代における建築に係る規制の在り方等につき、機動的で柔軟な規制となるよう、検討会を設置して議論し、結論を得て措置する。その際、以下の点に留意する。 ①建設用3Dプリンターを利用した建築に
確認する場面において、その適切な判断に資するための文書を作成・公表し、十分に周知する。 b 国土交通省は、スタートアップ等新たに参入しようとする事業者にも分かりやすい各種制度に関する情報提供の在り方の更なる改善や体制の充実について、相談窓口の設置も含めて検討し、必要な措置を講ずる。 c 国土交通省は、デジタル時代における建築に係る規制の在り方等につき、機動的で柔軟な規制となるよう、検討会を設置して議論し、結論を得て措置する。その際、以下の点に留意する。 ① 建設用3Dプリンターを利用した建築に
するための文書を作成・公表し、十分に周知する。 b 国土交通省は、スタートアップ等新たに参入しようとする事業者にも分かりやすい各種制度に関する情報提供の在り方の更なる改善や体制の充実について、相談窓口の設置も含めて検討し、必要な措置を講ずる。 c 国土交通省は、デジタル時代における建築に係る規制の在り方等につき、機動的で柔軟な規制となるよう、検討会を設置して議論し、結論を得て措置する。その際、以下の点に留意する。 ① 建設用3Dプリンターを利用した建築に
する。 b 国土交通省は、スタートアップ等新たに参入しようとする事業者にも分かりやすい各種制度に関する情報提供の在り方の更なる改善や体制の充実について、相談窓口の設置も含めて検討し、必要な措置を講ずる。 c 国土交通省は、デジタル時代における建築に係る規制の在り方等につき、機動的で柔軟な規制となるよう、検討会を設置して議論し、結論を得て措置する。その際、以下の点に留意する。 ① 建設用3 Dプリンターを利用した建築に
b 国土交通省は、スタートアップ等新たに 参入しようとする事業者にも分かりやすい 各種制度に関する情報提供の在り方の更な る改善や体制の充実について、相談窓口の設 置も含めて検討し、必要な措置を講ずる。 c 国土交通省は、デジタル時代における建 築に係る規制の在り方等につき、機動的で柔 軟な規制となるよう、検討会を設置して議論 し、結論を得て措置する。その際、以下の点 に留意する。 ① 建設用3 Dプリンターを利用した建築に
参入しようとする事業者にも分かりやすい 各種制度に関する情報提供の在り方の更な る改善や体制の充実について、相談窓口の設 置も含めて検討し、必要な措置を講ずる。 c 国土交通省は、デジタル時代における建 築に係る規制の在り方等につき、機動的で柔 軟な規制となるよう、検討会を設置して議論 し、結論を得て措置する。その際、以下の点 に留意する。 ① 建設用3 Dプリンターを利用した建築に
各種制度に関する情報提供の在り方の更なる改善や体制の充実について、相談窓口の設置も含めて検討し、必要な措置を講ずる。 c 国土交通省は、デジタル時代における建築に係る規制の在り方等につき、機動的で柔軟な規制となるよう、検討会を設置して議論し、結論を得て措置する。その際、以下の点に留意する。 ① 建設用3 D プリンターを利用した建築に
る改善や体制の充実について、相談窓口の設置も含めて検討し、必要な措置を講ずる。 c 国土交通省は、デジタル時代における建築に係る規制の在り方等につき、機動的で柔軟な規制となるよう、検討会を設置して議論し、結論を得て措置する。その際、以下の点に留意する。 ① 建設用3 Dプリンターを利用した建築に
置も含めて検討し、必要な措置を講ずる。 c 国土交通省は、デジタル時代における建築に係る規制の在り方等につき、機動的で柔軟な規制となるよう、検討会を設置して議論し、結論を得て措置する。その際、以下の点に留意する。 ① 建設用3 D プリンターを利用した建築に
c 国土交通省は、デジタル時代における建築に係る規制の在り方等につき、機動的で柔軟な規制となるよう、検討会を設置して議論し、結論を得て措置する。その際、以下の点に留意する。 ① 建設用3 D プリンターを利用した建築に
築に係る規制の在り方等につき、機動的で柔 軟な規制となるよう、検討会を設置して議論 し、結論を得て措置する。その際、以下の点 に留意する。 ① 建設用 3 D プリンターを利用した建築に
軟な規制となるよう、検討会を設置して議論 し、結論を得て措置する。その際、以下の点 に留意する。 ① 建設用 3 D プリンターを利用した建築に
軟な規制となるよう、検討会を設置して議論 し、結論を得て措置する。その際、以下の点 に留意する。 ① 建設用 3 D プリンターを利用した建築に
し、結論を得て措置する。その際、以下の点 に留意する。 ① 建設用 3 D プリンターを利用した建築に
に留意する。 ① 建設用 3 D プリンターを利用した建築に
① 建設用3 D プリンターを利用した建築に
係る規制の在り方に関する諸課題について、 ************************************
普及・活田を促進する観点で、論占を整理す ^{(a:} 措直済み
D: 令和 5 年度模
②スタートアップを含む事業者等を検討会 討・措直
の構成員とすることも今めて検討し 事業 C:(検討会につい
建設 D X 新市場創出に向る情况質とすることも日ので候前し、事業では)令和5年度 145 27 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37
9 けた建設用3 D プリンタ 者から広く意見を聴取した上で、新しい材
一の社会実装に資する環境・技術の実能に即した内容となるよう報告(②・③・⑥)令和
境整備 書等の取りまとめに反映すること。 5年度措置、
③ 建築基準法第 20 条について、いわゆる「一 (④・⑤) 令和 5
-
般認定」の運用・基準等を文書で明らかにし、「久福間では、福間では、 一で利用者側の予見可能性を確保し、周知する とし、また、建設用3Dプリンカー第の新生
こと。また、建設用3Dプリンタ一等の新技
で使用する材料については、工場だけでな
く、建築現場で材料を製造する方法等も認め
られるよう、現場の実態を踏まえて、検討す
ること。
④ 指定性能評価機関による評価については、
デジタル技術の著しい進展を踏まえて、審査
項目、審査基準、期間、費用及び手続につい
て必要な見直しを行うとともに、新しい材
料・技術に迅速かつ的確に対応するための能
力の向上や人員の配置等の見直しについて
カの向上や人員の配置等の見直しについて も検討するよう周知、指導を行うこと。
カの向上や人員の配置等の見直しについて も検討するよう周知、指導を行うこと。 ⑤ 今後の革新的技術の出現や、それに適した
カの向上や人員の配置等の見直しについても検討するよう周知、指導を行うこと。 ⑤ 今後の革新的技術の出現や、それに適した 新たな材料・工法の登場も見据え、材料の性
カの向上や人員の配置等の見直しについても検討するよう周知、指導を行うこと。 ⑤ 今後の革新的技術の出現や、それに適した新たな材料・工法の登場も見据え、材料の性能等に着目する等デジタル時代における規
カの向上や人員の配置等の見直しについても検討するよう周知、指導を行うこと。 ⑤ 今後の革新的技術の出現や、それに適した新たな材料・工法の登場も見据え、材料の性能等に着目する等デジタル時代における規制の在り方そのものについても検討するこ
カの向上や人員の配置等の見直しについても検討するよう周知、指導を行うこと。 ⑤ 今後の革新的技術の出現や、それに適した新たな材料・工法の登場も見据え、材料の性能等に着目する等デジタル時代における規制の在り方そのものについても検討すること。
カの向上や人員の配置等の見直しについても検討するよう周知、指導を行うこと。 ⑤ 今後の革新的技術の出現や、それに適した新たな材料・工法の登場も見据え、材料の性能等に着目する等デジタル時代における規制の在り方そのものについても検討すること。 ⑥ オープンイノベーションに資するよう、検
カの向上や人員の配置等の見直しについても検討するよう周知、指導を行うこと。 ⑤ 今後の革新的技術の出現や、それに適した新たな材料・工法の登場も見据え、材料の性能等に着目する等デジタル時代における規制の在り方そのものについても検討すること。

	1		1	1
		a 国土交通省は、環境配慮型コンクリート		
		等の新しい材料・技術の出現も踏まえて、指		
		定性能評価機関による評価に関し、審査項		
		目、期間、費用、手続及び新しい材料・技術		
		への対応等を含め、各種見直しを検討し、結		
		論を得る。その後、継続的に指定性能評価機		
		関への監督及び指導を行い、イノベーション		
		促進に資する迅速かつ的確な評価が行われ		
		るよう、適切な運用を行う。		
		b 国土交通省は、環境配慮型コンクリート		
		の利用促進に向けて、機動的で柔軟な規制と		
		なるよう各種見直しを行う。規制の見直しに		
		当たっては、検討会を設置して議論し、結論		
		を得て措置する。その際、以下の点に留意す		
		る。	討・措置	
		① イノベーション促進を念頭に、新たな仕様		
	カーボンニュートラル実	規定策定の必要性を検討すること。		
		②国内外の事業者や学識経験者等から、幅広		
10		く意見を聴取すること。報告書等の取りまと		国土交通省
	向けた環境整備	めについては、聴取した意見を踏まえ、新し		
	一	い材料・技術の実態に即した内容とするこ		
		と。	③・4・5) 令和	
		こ。 ③ スタートアップ等の新規参入者にも分か	0 0	
		りやすい各種制度に関する情報提供の在り		
		ケッケで存在前度に関する情報提供の任う 方の更なる改善や体制の充実等について、相		
		談窓口の設置も含めて措置すること。		
		④ 国内外での研究・開発状況の積極的な実態		
		把握を進め、環境配慮型コンクリートの「指		
		定建築材料」への追加を検討すること。また、		
		今後の革新的技術の出現や、それに適した新		
		たな材料・工法の登場も見据え、新たな認定		
		制度の創出等、規制の在り方そのものについ		
		ても検討すること。		
		⑤オープンイノベーションに資するよう、検		
		討会の結果を公表するなど透明性を確保す		
		ること。		

(3) A I 活用を推進する規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	ービスと弁護士法	法務省は、契約書審査やナレッジマネジメントにおけるAIの有用性及び民間企業の法務部門におけるデジタル技術の活用拡大の重要性に鑑み、契約書の自動レビューサービスの提供と弁護士法(昭和24年法律第205号)第72条本文との関係について、予測可能性を可能な限り高めるため、当該サービスの提供に係るガイドラインの作成・公表を行う。	令和5年度上期措 置	法務省

(4) 女性活躍推進のための旧姓使用者の本人確認におけるマイナンバーカードの活用促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	女性活躍推進のための旧	a デジタル庁、総務省及び内閣府(男女共同	a~c:令和5年措	a, b : デジタ
12	姓使用者の本人確認にお	参画局)は、マイナンバーカードに旧姓併記	置	ル庁

の活用促進		ができることの周知及び旧姓使用者の本人	総務省
カードの活用推進を依頼する通知を、各省庁及び地方公共団体宛でに発出し、各省庁から所管法人宛でに同様の通知を発出するよう依頼するとともに、民間での本人確認に際しての活用促進を図るため、ホームページ等の一般への情報提供媒体において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーカードにも旧姓が併記されたマイナンバーカードが持つ旧姓の公証カに関する必要な周知を行う。 b デジタル庁、総務省及び内閣府(男女共同参画局)は、旧姓を形記したマイナンパーカードが持つ旧姓の公証カに関するありに、寄名用電子証明書の旧姓に係る仕様を踏まえたシステム構築等に積及び各省所管団体その他関係事業者等に積及び各省所管団体その他関係事業者等に対して周知する。あわせて、ホームページ等の一般への情報提供媒体において、住民票に旧好審名用電子証明書では多まった。あわせて、ホームページ等の一般への情報提供媒体において、住民票に旧好審名用電子証明書にも旧姓が併記さともに、署名用電子証明書での書名用電子が明かまるとで、第1章続き周知するとともに、アブリケーシ要な周知を行う。 c デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカードへの旧姓併記に対応するために、券面印まで、公的証明字の視認性の向上を含め、使いやすさを向上させる改善策について、当事者の意見を聞きつ			
及び地方公共団体宛でに発出し、各省庁から 所管法人宛てに同様の通知を発出するよう 依頼するとともに、民間での本人確認に際しての活用促進を図るため、ホームページ等の 一般への情報提供媒体において、住民票に旧 姓を併記した場合にはマイナンバーカード にも旧姓が併記されることを引き続き周知するとともに、旧姓併記されたマイナンバーカードが持つ旧姓の公証力に関する必要な 周知を行う。 b デジタル庁、総務省及び内閣府(男女共同参画局)は、旧姓を併記したマイナンバーカードの署名用電子証明書が四滑に広は姓に係る仕様を踏まえたシステム構築等に積極的 に対応するよう、各省、地方公共団体及び各省所管団体その他関係事業者等に対して周知するともに、事合にはマイナンバーカードの。の情報提供媒体において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーとのの情報提供媒体において、アプリケーション関発者が旧姓仲記に対応するために必要な 周知するとともに、署名用電子証明書の構成や仕様について、アプリケーション関発者が旧姓仲記に対応するために必要な周知を行う。 c デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカードへの旧姓併記等について、公的証明書としての活用を促進するために、券面印字の視認性の向上を含め、使いやすさを向上させる改善策について、当事者の意見を聞きつ	の治用促進		
所管法人宛でに同様の通知を発出するよう 依頼するとともに、民間での本人確認に際しての活用促進を図るため、ホームページ等の 一般への情報提供媒体において、住民票に旧 姓を併記した場合にはマイナンバーカード にも旧姓が併記されることを引き続き周知 するとともに、旧姓併記されたマイナンバーカードが持つ旧姓の公証力に関する必要な 周知を行う。 b デジタル庁、総務省及び内閣府(男女共同参画局)は、旧姓を併記したマイナンバーカードの署名用電子証明書が旧時性に係る七様を踏まえたシステム構築等に積極的に対応するように、署名用電子証明書の旧姓に係る七様を踏まえたシステム構築等に対して周知するあわせて、ホームページ等の一般への情報提供媒体において、住民票に旧性を得記した場合にはマイナンバーカードの署名用電子証明書の書の世校を名目を併記した場合にはマイナンバーカードの署名用電子証明書の構成や仕様にマイナン・ジーの書名用電子証明書の構成や仕様について、アリケーション開発者が旧姓併記に対応するために必要な周知を行う。 c デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカードへの旧姓併記等について、公的証印字の視認性の向上を含め、使いやすさを向上させる改善策について、、当事者の意見を聞きつ			
依頼するとともに、民間での本人確認に際しての活用促進を図るため、ホームページ等の一般への情報提供媒体において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーカードにも旧姓が併記されたことを引き続き周知するとともに、旧姓併記されたマナンバーカードが持つ旧姓の公証力に関する必要な周知を行う。 b デジタル庁、総務省及び内閣府(男女共同参画局)は、旧姓を併記したマイナンバーカードの署名用電子証明書が円滑に広く利用されるように、署名用電子証明書の旧姓に係る仕様を踏まえたシステム構築等に積極的に対対応するよう、各省、地方公共団体及び各省所管団体をの他関係事業者等に対して周知する。あわせて、ホームページ等の一般への情報提供媒体において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーカードの署名用電子証明書にも旧姓が併記されるこ子証明書の構成や仕様について、アプリの記をともに、アプリの音楽者が同姓仲記に対応するために必要な周知を行う。 c デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカードへの旧姓併記等について、公的証明書としての活用を侵跡、使いやすさを向上させる改善策について、、当事者の意見を聞きつ			, -
ての活用促進を図るため、ホームページ等の一般への情報提供媒体において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーカードにも旧姓が併記されることを引き続き周知するとともに、旧姓併記されたマイナンバーカードが持つ旧姓の公証力に関する必要な周知を行う。 b デジタル庁、総務省及び内閣府(男女共同参画局)は、旧姓を併記したマイナンバーカードの署名用電子証明書が円滑に広く利用されるように、署名用電子証明書の旧姓に係る仕様を踏まえたシステム構築等に積極的に対応するよう、各省、地方公共団体人で周知する。あわせて、ホームページ等の一般への情報提供媒体において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーカードの書名用電子証明書にはマイナンバーカードの書名用電子証明書の構成や仕様について、アプリケーシ要な周知を行う。 c デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカードへの旧姓併記等について、公的証中さり、使いやすさを向しませて、活用を含め、使いやすさを向しませて、公の音楽の言ととせて、公の音楽ながに対応するために、参画を行う。 c デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカードへの旧姓併記等について、公的証中さの活用を含め、使いやすさを向しませて、法事者の意見を聞きつ			秘伤自
一般への情報提供媒体において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーカードにも旧姓が併記されることを引き続き周知するとともに、旧姓併記されたマイナンバーカードが持つ旧姓の公証力に関する必要な周知を行う。 b デジタル庁、総務省及び内閣府(男女共同参画局)は、旧姓を併記したマイナンバーカードの署名用電子証明書が円滑に広く利用されるように、署名用電子証明書の旧姓に係る仕様を踏まえたシステム構築等に積極的に対応するよう、各省、地方公共団体及び各省所管団体その他関係事業者等に対して周知する。あわせて、ホームページ等の一般への情報提供媒体において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーカードの署名用電子証明書の構成や仕様について、アブリケーション開発者が旧姓併記に対応するために必要な周知を行う。 c デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカードへの旧姓併記等について、公的証明書としての活用を促進するために、券面印字の視認性の向上を含め、使いやすさを向上させる改善策について、当事者の意見を聞きつ			
姓を併記した場合にはマイナンバーカードにも旧姓が併記されることを引き続き周知するとともに、旧姓併記されたマイナンバーカードが持つ旧姓の公証力に関する必要な周知を行う。 b デジタル庁、総務省及び内閣府(男女共同参画局)は、旧姓を併記したマイナンバーカードの署名用電子証明書が円滑に広く利用されるように、署名用電子証明書の旧姓に係る仕様を踏まえたシステム構築等に積極的に対応するよう、各省、地方公共団体及び各省所管団体その他関係事業者等に対して周知する。あわせて、ホームページ等の一般への情報提供媒体において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーカードの署名用電子証明書にも旧姓が併記されることを引き続き周知するとともに、署名用電子証明書の構成や仕様について、アプリケーション開発者が旧姓併記に対応するために必要な周知を行う。 c デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカードへの旧姓併記等について、公的証明書としての活用を促進するために、券面印字の視認性の向上を含め、使いやすさを向上させる改善策について、当事者の意見を聞きつ			
にも旧姓が併記されることを引き続き周知するとともに、旧姓併記されたマイナンバーカードが持つ旧姓の公証力に関する必要な周知を行う。 b デジタル庁、総務省及び内閣府(男女共同参画局)は、旧姓を併記したマイナンバーカードの署名用電子証明書が円滑に広く利用されるように、署名用電子証明書の旧姓に係る仕様を踏まえたシステム構築等に積極的に対応するよう、各省、地方公共団体及び各省所管団体その他関係事業者等に対して周知する。あわせて、ホームページ等の一般への情報提供媒体において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーカードの署名用電子証明書の構成や仕様について、アプリケーション開発者が旧姓併記に対応するために必要な周知を行う。 c デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカードへの旧姓併記等について、公的証明書としての活用を促進するために、券面印字の視認性の向上を含め、使いやすさを向上させる改善策について、当事者の意見を聞きつ			
するとともに、旧姓併記されたマイナンバーカードが持つ旧姓の公証力に関する必要な周知を行う。 b デジタル庁、総務省及び内閣府(男女共同参画局)は、旧姓を併記したマイナンバーカードの署名用電子証明書が円滑に広く利用されるように、署名用電子証明書の旧姓に係る仕様を踏まえたシステム構築等に積極的に対応するよう、各省、地方公共団体及び各省所管団体その他関係事業者等に対して周知する。あわせて、ホームページ等の一般への情報提供媒体において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーカードの署名用電子証明書にも旧姓が併記されることを引き続き周知するとともに、署名用電子証明書の構成や仕様について、アプリケーション開発者が旧姓併記に対応するために必要な周知を行う。 c デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカードへの旧姓併記等について、公的証明書としての活用を促進するために、券面印字の視認性の向上を含め、使いやすさを向上させる改善策について、当事者の意見を聞きつ			
カードが持つ旧姓の公証力に関する必要な 周知を行う。 b デジタル庁、総務省及び内閣府(男女共同参画局)は、旧姓を併記したマイナンバーカードの署名用電子証明書が円滑に広く利用されるように、署名用電子証明書の旧姓に係る仕様を踏まえたシステム構築等に積極的に対応するよう、地方公共団体及び各省所管団体その他関係事業者等に対して周知する。あわせて、ホームページ等の一般への情報提供媒体において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーカードの署名用電子証明書にも旧姓が併記されることを引き続き周知するとともに、署名用電子証明書の構成や仕様について、アブリケーション開発者が旧姓併記に対応するために必要な周知を行う。 c デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカードへの旧姓併記等について、公的証明書としての活用を促進するために、券面印字の視認性の向上を含め、使いやすさを向上させる改善策について、当事者の意見を聞きつ			
周知を行う。 b デジタル庁、総務省及び内閣府(男女共同参画局)は、旧姓を併記したマイナンバーカードの署名用電子証明書が円滑に広く利用されるように、署名用電子証明書の旧姓に係る仕様を踏まえたシステム構築等に積極的に対応するよう、各省、地方公共団体及び各省所管団体その他関係事業者等に対して周知する。あわせて、ホームページ等の一般への情報提供媒体において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーカードの署名用電子証明書にも旧姓が併記されることを引き続き問知するとともに、署名用電子証明書の構成や仕様について、アプリケーション開発者が旧姓併記に対応するために必要な周知を行う。 c デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカードへの旧姓併記等について、公的証明書としての活用を促進するために、券面印字の視認性の向上を含め、使いやすさを向上させる改善策について、当事者の意見を聞きつ			
b デジタル庁、総務省及び内閣府(男女共同参画局)は、旧姓を併記したマイナンバーカードの署名用電子証明書が円滑に広く利用されるように、署名用電子証明書の旧姓に係る仕様を踏まえたシステム構築等に積極的に対応するよう、各省、地方公共団体及び各省所管団体その他関係事業者等に対して周知する。あわせて、ホームページ等の一般への情報提供媒体において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーカードの署名用電子証明書にも旧姓が併記されることを引き続き間知するとともに、署名用電子証明書の構成について、アプリケーション開発者が旧姓併記に対応するために必要な周知を行う。 c デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカードへの旧姓併記等について、公的証明書としての活用を促進するために、券面印字の視認性の向上を含め、使いやすさを向上させる改善策について、当事者の意見を聞きつ			
参画局)は、旧姓を併記したマイナンバーカードの署名用電子証明書が円滑に広く利用されるように、署名用電子証明書の旧姓に係る仕様を踏まえたシステム構築等に積極的に対応するよう、各省、地方公共団体及び各省所管団体その他関係事業者等に対して周知する。あわせて、ホームページ等の一般への情報提供媒体において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーカードの署名用電子証明書にも旧姓が併記されることを引き続き周知するとともに、署名用電子証明書の構成や仕様について、アプリケーション開発者が旧姓併記に対応するために必要な周知を行う。 c. デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカードへの旧姓併記等について、公的証明書としての活用を促進するために、券面印字の視認性の向上を含め、使いやすさを向上させる改善策について、当事者の意見を聞きつ			
ードの署名用電子証明書が円滑に広く利用されるように、署名用電子証明書の旧姓に係る仕様を踏まえたシステム構築等に積極的に対応するよう、各省、地方公共団体及び各省所管団体その他関係事業者等に対して周知する。あわせて、ホームページ等の一般への情報提供媒体において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーカードの署名用電子証明書にも旧姓が併記されることを引き続き周知するとともに、署名用電子証明書の構成や仕様について、アプリケーション開発者が旧姓併記に対応するために必要な周知を行う。 c デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカードへの旧姓併記等について、公的証明書としての活用を促進するために、券面印字の視認性の向上を含め、使いやすさを向上させる改善策について、当事者の意見を聞きつ			
されるように、署名用電子証明書の旧姓に係る仕様を踏まえたシステム構築等に積極的に対応するよう、各省、地方公共団体及び各省所管団体その他関係事業者等に対して周知する。あわせて、ホームページ等の一般への情報提供媒体において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーカードの署名用電子証明書にも旧姓が併記されることを引き続き周知するとともに、署名用電子証明書の構成や仕様について、アプリケーション開発者が旧姓併記に対応するために必要な周知を行う。 c デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカードへの旧姓併記等について、公的証明書としての活用を促進するために、券面印字の視認性の向上を含め、使いやすさを向上させる改善策について、当事者の意見を聞きつ			
る仕様を踏まえたシステム構築等に積極的に対応するよう、各省、地方公共団体及び各省所管団体その他関係事業者等に対して周知する。あわせて、ホームページ等の一般への情報提供媒体において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーカードの署名用電子証明書にも旧姓が併記されることを引き続き周知するとともに、署名用電子証明書の構成や仕様について、アプリケーション開発者が旧姓併記に対応するために必要な周知を行う。 「デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカードへの旧姓併記等について、公的証明書としての活用を促進するために、券面印字の視認性の向上を含め、使いやすさを向上させる改善策について、当事者の意見を聞きつ			
に対応するよう、各省、地方公共団体及び各省所管団体その他関係事業者等に対して周知する。あわせて、ホームページ等の一般への情報提供媒体において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーカードの署名用電子証明書にも旧姓が併記されることを引き続き周知するとともに、署名用電子証明書の構成や仕様について、アプリケーション開発者が旧姓併記に対応するために必要な周知を行う。 「デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカードへの旧姓併記等について、公的証明書としての活用を促進するために、券面印字の視認性の向上を含め、使いやすさを向上させる改善策について、当事者の意見を聞きつ			
省所管団体その他関係事業者等に対して周知する。あわせて、ホームページ等の一般への情報提供媒体において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーカードの署名用電子証明書にも旧姓が併記されることを引き続き周知するとともに、署名用電子証明書の構成や仕様について、アプリケーション開発者が旧姓併記に対応するために必要な周知を行う。 c デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカードへの旧姓併記等について、公的証明書としての活用を促進するために、券面印字の視認性の向上を含め、使いやすさを向上させる改善策について、当事者の意見を聞きつ			
知する。あわせて、ホームページ等の一般への情報提供媒体において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーカードの署名用電子証明書にも旧姓が併記されることを引き続き周知するとともに、署名用電子証明書の構成や仕様について、アプリケーション開発者が旧姓併記に対応するために必要な周知を行う。 c デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカードへの旧姓併記等について、公的証明書としての活用を促進するために、券面印字の視認性の向上を含め、使いやすさを向上させる改善策について、当事者の意見を聞きつ			
の情報提供媒体において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーカードの署名用電子証明書にも旧姓が併記されることを引き続き周知するとともに、署名用電子証明書の構成や仕様について、アプリケーション開発者が旧姓併記に対応するために必要な周知を行う。 「デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカードへの旧姓併記等について、公的証明書としての活用を促進するために、券面印字の視認性の向上を含め、使いやすさを向上させる改善策について、当事者の意見を聞きつ			
記した場合にはマイナンバーカードの署名 用電子証明書にも旧姓が併記されることを 引き続き周知するとともに、署名用電子証明 書の構成や仕様について、アプリケーション 開発者が旧姓併記に対応するために必要な 周知を行う。 c デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカードへの旧姓併記等について、公的証明書としての活用を促進するために、券面印字の 視認性の向上を含め、使いやすさを向上させ る改善策について、当事者の意見を聞きつ		知する。あわせて、ホームページ等の一般へ	
用電子証明書にも旧姓が併記されることを引き続き周知するとともに、署名用電子証明書の構成や仕様について、アプリケーション開発者が旧姓併記に対応するために必要な周知を行う。 c デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカードへの旧姓併記等について、公的証明書としての活用を促進するために、券面印字の視認性の向上を含め、使いやすさを向上させる改善策について、当事者の意見を聞きつ		の情報提供媒体において、住民票に旧姓を併	
引き続き周知するとともに、署名用電子証明書の構成や仕様について、アプリケーション開発者が旧姓併記に対応するために必要な周知を行う。 c デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカードへの旧姓併記等について、公的証明書としての活用を促進するために、券面印字の視認性の向上を含め、使いやすさを向上させる改善策について、当事者の意見を聞きつ		記した場合にはマイナンバーカードの署名	
書の構成や仕様について、アプリケーション 開発者が旧姓併記に対応するために必要な 周知を行う。 c デジタル庁及び総務省は、マイナンバー カードへの旧姓併記等について、公的証明書 としての活用を促進するために、券面印字の 視認性の向上を含め、使いやすさを向上させ る改善策について、当事者の意見を聞きつ		用電子証明書にも旧姓が併記されることを	
開発者が旧姓併記に対応するために必要な 周知を行う。 c デジタル庁及び総務省は、マイナンバー カードへの旧姓併記等について、公的証明書 としての活用を促進するために、券面印字の 視認性の向上を含め、使いやすさを向上させ る改善策について、当事者の意見を聞きつ		引き続き周知するとともに、署名用電子証明	
周知を行う。 c デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカードへの旧姓併記等について、公的証明書としての活用を促進するために、券面印字の視認性の向上を含め、使いやすさを向上させる改善策について、当事者の意見を聞きつ		書の構成や仕様について、アプリケーション	
c デジタル庁及び総務省は、マイナンバー カードへの旧姓併記等について、公的証明書 としての活用を促進するために、券面印字の 視認性の向上を含め、使いやすさを向上させ る改善策について、当事者の意見を聞きつ		開発者が旧姓併記に対応するために必要な	
カードへの旧姓併記等について、公的証明書 としての活用を促進するために、券面印字の 視認性の向上を含め、使いやすさを向上させ る改善策について、当事者の意見を聞きつ		周知を行う。	
としての活用を促進するために、券面印字の 視認性の向上を含め、使いやすさを向上させ る改善策について、当事者の意見を聞きつ		c デジタル庁及び総務省は、マイナンバー	
視認性の向上を含め、使いやすさを向上させ る改善策について、当事者の意見を聞きつ		カードへの旧姓併記等について、公的証明書	
る改善策について、当事者の意見を聞きつ		としての活用を促進するために、券面印字の	
		視認性の向上を含め、使いやすさを向上させ	
つ、検討を行う。		る改善策について、当事者の意見を聞きつ	
		つ、検討を行う。	

(5) 自動車整備士人材の多様化に向けた改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
13	自動車整備士人材の多様 化に向けた改革	a 国土交通省は、自動車整備士養成施設には、自動車整備士養成施学では、東京の登録をは、では、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、、東京のではは、東京のではは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のではは、東京のでははは、東京のでははは、東京のではは、東京のではははは、東京のではははははははははははははははははははははははははははははははははははは	討開始、結論を得 次第速やかに措置 b:令和5年度検 討開始 c:(前段)令和5 年度検討開始、結 年度検討開始、結 に措置、(後段) 令和5年度以降検	国土交通省

様な人材の更なる確保を進めるために必要	
な就労環境の改善を図る観点から、全認証事	
業場数の約8割を占める従業員 10 人以下の	
事業場を含め、自動車整備事業場の生産性を	
向上させ、収益力の向上や賃上げに結び付く	
ような施策について自動車整備の高度化に	
対応する人材確保に係る検討ワーキング・グ	
ループで取りまとめたところ、今後、同ワー	
キング・グループにおいて、その実行状況に	
ついてデータに基づきフォローアップする。	
あわせて、フォローアップ結果を踏まえ、必	
要に応じて施策の改善を検討する。	

(6) 企業のコーポレートガバナンス強化及び人材確保に資する株式報酬の発行環境の整備

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
14	ナンス強化及び人材確保	a 付れ23 では、 は、)には、 は、)には、 は、)には、 は、)には、 は、)には、 は、)には、 に、 は、)には、 に、 に、 は、)には、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に	a. 今和5年烩	a, b:金融庁 c:法務業省

(7) 生産性向上に企業が取り組みやすい環境整備のための毒物及び劇物の製造登録の合理 化

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	生産性向上に企業が取り 組みやすい環境整備のた めの毒物及び劇物の製造 登録の合理化	厚生労働省は、毒物及び劇物取締法(昭和 25年法律第303号)が求める、毒物又は劇物 に指定した物質を販売又は授与の目的で製 造する場合に事業者が当該事業者を管轄す	検討を開始、結論 を得次第速やかに	厚生労働省

る都道府県知事に行う品目の登録に関し、包	
括的に毒物又は劇物に指定している有機シ	
アン化合物等について、実際の登録事務を行	
っている自治体や、関連する企業・業界団体	
へのヒアリング等の実態調査を行うととも	
に、まずは有機シアン化合物の適切な管理の	
観点から、品目登録の合理化方策を令和5年	
度早期に検討を開始し、結論を得次第速やか	
に措置する。	

(8) イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配送・交通

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
16	イノベーションや地域の 課題に応えるラストワン マイル配送の実現	業者の参入が妨けられることのない仕組み となるようモニタリングを行い、その結果に 基づいて施策効果検証のためのKGI・KP 「を設定」 必要な措置を講ずる	a, b : () : () : () () () () () () (国土 交 通省

		ウはしい。4. 夕廷子はの節まル ヘ四ルに		
		完結といった、各種手続の簡素化・合理化に つき、関係東端表・団体等を連携しつつ連め		
		つき、関係事業者・団体等と連携しつつ速や		
		かに検討を開始し、必要な措置を講ずる。		
		a 国土交通省は、ソフトメーターの導入に		
		当たり、ソフトメーターの規格策定に必要と		
		なる事項について、「フィージビリティスタ		
		ディ調査」等を通じて得た、精度・費用面に		
		おける課題等の解決を図る。その際、利用者		
		から運賃を収受するに当たって十分な正確		
		性を確保することを前提としつつ、ソフトメ		
		ーターの導入を通じたタクシー事業全体の	a:引き続き検討 を進め、令和5年	
		DX化の進展といった、事業者・利用者双方		
		の利便性向上につながるよう検討を加速さ		
		せ、将来的な国際整合を見据えつつ、ソフト		
17	DXを通じたタクシーの	メーターの規格を決定し、措置する。	度結論、結論を得	国土交通省
.,	利便性向上	。 日本六条少は 赤動電信制座のカリナル	次第速やかに措置	
		D 国工交通省は、変動運員制度の任り方について、制度導入後6ヶ月のモニタリング期間の休用等も関する。 利用者の利用機を提	b:令和5年度検	
		同の結果等を踏まえ、利用者の利便性を損な	討•結論	
		町の柏米寺を輝まれ、利用省の利侯圧を損な うことがないよう、検討を引き続き進める。		
		その際、公共交通機関に求められる妥当性に		
		配慮するとともに、当該制度が潜在需要を掘		
		り起こす新たな選択肢になるよう、利用者や		
		事業者の声に十分に配慮しつつ、利用者の予		
		見可能性及び需給に応じた柔軟な運賃変動		
		の仕組みが確保されるよう制度の改善を行		
		う。		

(9) イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
18		a 総務省は、2.4GHz帯無は ・ 本務省は、2.4GHz帯無線 ・ 本海道は、2.4GHz帯無線 ・ 大海道にのの活用のに、 ・ 大海道にのの活用のに、 ・ 大海道にのの活用のに、 ・ 大海道にのの活用のに、 ・ 大海道にのの活用がです。 ・ 大海道にで、 ・ 大海道に、 ・ 大海	措置	総務省

の欧米基準試験データ等活用ガイドライン」	
及び「基準認証制度マニュアル」の作成・周	
知の措置の実態及び効果について、措置から	
2年経過後を目途に調査を行い、その結果を	
踏まえて課題を検証する。	

(10) 労働者の利便性向上のための資金移動業者の口座への賃金支払実現

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
19	労働者の利便性向上のための資金移動業者の口座 への賃金支払実現	a 厚生労働省は、資金移動業者の口座への 賃金支払を行う場合の制度について、令和4 年中できるだけ早期に措置する。 b 厚生労働省は、資金移動業者の口座への 賃金支払を行う場合の、労働政策審議会労働 条件分科会の議論を通じて策定された制度 について、制度施行から2年経過後を目途 に、制度利用状況をもとに、必要十分な要件 の在り方を含めた課題の有無の検証を開始 する。	a:措置済み b:令和7年措置	厚生労働省

(11) 金融商品取引における分かりやすく、国民の金融リテラシー向上の観点も踏まえた情報 提供の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
20	かりやすく、国民の金融 リテラシー向上の観点も	金融庁は、金融商品取引領の表情報提供の簡易に対していてを実現し、まらないのでは、単なというでは、単なというでは、単ながでは、単ながでは、単ながでは、単ながでは、がでは、がでは、がでは、がでは、がでは、がでは、がでは、がででは、がで	措置済み	金融庁

(12) Society 5.0 の実現に向けた電波制度改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1 71	Society 5.0 の実現に向	総務省は、新たな携帯電話用周波数の割当 方式に関する検討会において、令和4年11月 に取りまとめた、我が国における電波オーク ション等を含めた新たな割当方式について の方向性を踏まえ、透明性・客観性を担保し た具体的な制度設計やスケジュールについ て検討し、令和5年度上期までに結論を得 る。	令和 5 年度上期結 論	総務省

(13) 放送に関する制度の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
22	デジタル時代における放送制度の在り方	a ① (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	a:(つ、令・和(段後)))、措続ッ・、定①、令・和(段後)))、措続ッ令結置的プロングをはに用る置年段措(後のでは、では、ないでは、をはに年、度、置①後のでは、では、では、では、では、では、では、では、いくが、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	総務省

_	1		1	T
		ことに鑑み、地域における放送番組の質を高		
		められるよう、番組制作力の維持・向上のた		
		めの人材戦略や経営戦略の策定の慫慂(しょ		
		うよう) 等も含めたコーポレートガバナンス		
		の強化について、上記の制度見直しの状況を		
		踏まえて、検討する。また、放送事業者を取		
		り巻く経営環境の厳しさが増していること		
		を踏まえて、総務省が放送法等の権限に基づ		
		き行う免許や業務の認定等の審査の機会に		
		おいて、放送事業者の経営の持続可能性の確		
		認を行うことなどを含めて、放送事業者の経		
		営基盤強化に向けた取組を進める。		
		c 総務省は、NHK及び民間放送事業者の		
		同時配信等及びオンデマンド配信による方		
		法を含めて、通信における放送事業者の情報		
		発信を推進するために、プラットフォーム連		
		携やオンライン配信を推進するための必要		
		な制度や方策を含めた、デジタル時代に適し		
		た放送の在り方の構築に向けて検討を行い、		
		必要な措置を講ずる。NHKについては、イ		
		ンターネット時代において公共放送が担う		
		べき役割や、NHKのインターネット活用業		
		務の在り方について検討を進め、結論を得		
		る。また、ローカル局の番組がインターネッ		
		ト上においてもより幅広く視聴されるよう、		
		地域情報の発信の確保の観点も踏まえて、放		
		送コンテンツの制作・流通の促進について検		
		討を行い、必要な措置を講ずる。		
		総務省及び厚生労働省は、放送受信料の障		
		害者免除手続について地方自治体において		
		障害者に対し世帯情報等の開示に係る同意		
		書を求める手続が存在し、障害者・地方自治		
		体・NHKの負担となっている現状を踏ま		
		え、個人情報保護委員会からの助言を受け		総務省
	放送受信料の障害者免除	て、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年	令和5年度検討、	厚生労働省
23	手続の負担軽減・デジタ	法律第 57 号。以下「個人情報保護法」とい	結論後速やかに措	
	ル完結	う。)の趣旨に留意しつつ、手続の早期デジタ	置	個人情報体度 委員会
		ル完結化の観点も踏まえ、負担軽減に向けた		安貝云
1		方策を検討し、必要な措置を講ずる。		
1		その際、個人情報保護委員会は、令和3年		
		改正個人情報保護法が令和5年4月に全面		
		施行されたことを踏まえ、総務省と厚生労働		
		省の取組に協力する。		

(14) デジタル時代における著作権制度の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
24	デジタル時代における著	a 文化庁は、デジタル時代に対応した著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元の両立を図るため、過去コンテンツやUGC(User generated content:いわゆる「アマチュア」のクリエイターによる創作物)、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許	年検討開始、法施 行までに速やかに 措置、(後段) 令 和5年検討・可及 的速やかに実施、 b:令和5年検討開	a~c:内閣府 デジタル庁 総務省 文部科学省 経済経務省

諾制度等を基に、様々な利用場面を想定し速やかに措置、 た、簡素で一元的な権利処理が可能となるよ c: (前段) 令和 6 うな制度を実現する。本制度を実現すべく、年度要件定義・可 「著作権法の一部を改正する法律」(令和5|及的速やかに構築 年法律第33号。以下「改正著作権法」)の施|及び運用開始、 行に向けて、引き続き、内閣府(知的財産戦)(中段)令和5年 |略推進事務局)、経済産業省、総務省、デジタ|度対応完了、(後 ル庁の協力を得ながら、デジタル時代のスピ|段)要件定義と並 - ドの要請に対応した、著作物の利用円滑化|行して検討開始、 に資するデジタルで一元的に完結する手続 d: 令和4年度検 を目指して、制度説明・普及・広報等を含め|討開始済・令和5 た、所要の措置を講ずる。具体的には、b、c|年度措置 の措置に向けた取組のほか、①集中管理の促 |進、②現行の著作権者不明等の著作物等に係 る裁定制度の改善(手続の迅速化・簡素化。 b の「分野を横断する一元的な窓口組織」の

特に①については、本制度が著作物の利用円 滑化に資するよう、改正著作権法の内容に限 らず、集中管理促進のための施策の検討及び 実施を進め、集中管理の促進や意思表示の啓 発等、①の実現に向けた具体的な取組を検討 し、実施する。

活用を含む)、③UGC等のデジタルコンテ

ンツの利用促進を含むものとする。

b 文化庁は、aの「簡素で一元的な権利処理 が可能となるような制度」の実現に向けて、 いわゆる拡大集中許諾制度等を基にした、利 用者及び権利者の実務的な負担軽減に十分 配慮した、分野を横断する一元的な窓口組織 による新しい権利処理の仕組みを実現する。 改正著作権法の施行等に関して、当該組織の 運用に当たっては、著作権者等による①利用 |許諾の可否とその条件、②オプトアウトなど の意思表示、③利用・対価還元状況の把握、 ④個々の許諾手続、⑤未管理公表著作物等に 係る権利処理に一元的に対応できるものと し、当該組織における事務・業務が迅速かつ 適正に実施されるとともに、持続的な運営が 可能となるよう、所要の措置を講ずる。

c 文化庁は、aの「簡素で一元的な権利処理 が可能となるような制度」の実現に向けて、 内閣府(知的財産戦略推進事務局)、経済産業 省、総務省、デジタル庁の協力を得て、分野 横断権利情報検索システム(以下「権利情報 |検索システム」)の要件定義を行い、構築・運 用が開始されるよう取り組む。その際、権利 情報検索システムは、①ネットクリエイター 作成のコンテンツやネット配信のみを行っ ているコンテンツ、集中管理されていない著 作物等の既存のデータベースに登録されて いないコンテンツ等の情報の登録を円滑に 処理可能で、②ニーズのあるあらゆる分野の 著作物等を対象とする権利者情報の確認・利 用許諾に係る意思表示(利用方法の提示を含 む)を行うことができ、③運用主体と運営基

盤の確立を通じて持続的なビジネスモデル を備える、4年一ズのある全てのデータベー スとの接続を行うものとする。 前段の要件定義に当たっては、引き続き、既 存のデータベースの充実や権利者情報等の フォーマットの標準化、IDやコードに係る ルール整備といった、技術面の課題に関する 検討も必要となる。関係府省は、府省横断的 な体制の下、UGCに係るプラットフォーマ ーが管理するデータベースを含めたニーズ のある全てのデータベースとの連携を目指 し、データベースを管理する各団体との調整 や既存のデータベースに関する調査研究、異 なる分野のデータベース同士の連携、部分的 な実証研究を含む、過去コンテンツやUG C、著作権等管理事業者が集中管理していな いコンテンツの情報の登録の在り方に係る 具体策の検討等を通じて、優先的に連携すべ きデータベースの特定や連携方法の検討、検 索画面のイメージ作成等を行う。 さらに、その結果を踏まえた中長期的な目標 として、権利情報検索システムが①IT技術・ デジタル化の進展に対する継続的な対応、② 蓄積されたデータの活用を通じてシステム そのものの維持・管理に必要な収益を確保で きるビジネスモデルなど、情報そのものを価 値化できるような仕組み、③システム上で権 利処理を完結することのできる仕組みにつ いても検討を進めるものとする。 d 総務省は、bの「分野を横断する一元的な 窓口組織による新しい権利処理の仕組み」を 含めた a の「簡素で一元的な権利処理が可能 となるような制度」の実現を促進するため に、インターネット上のコンテンツ流通の媒 介者である通信関係事業者の協力体制及び

また、前段の結論を踏まえ、a~c を通じて 企図される新制度の円滑な開始準備及び持 続的運用に資する措置を、デジタル時代のス ピードの要請にも対応した形で実現する。そ の際、先端技術の活用についても検討の範疇 に含める。

(15) 高経年マンション等の管理と再生の円滑化に向けた規制改革の推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
		a 法務省は、区分所有法制の見直しについ	/	a:法務省
25		て、区分所有権は一定の団体的制約を受け得るものであるという視点に立った区分所有		b:国土交通 省

者の責務の在り方について検討するととも置	c:法務省
に、多数決要件緩和の条件としての客観的でc:引き続き措置	国土交通省
予見可能性の高い条件の活用や、多数決割合	
の更なる引下げの可能性、区分所有者の不明	
状態の発生防止のための制度設計といった	
各論も含め、令和4年 10 月より開始した法	
制審議会区分所有法制部会において検討中	
の諸課題について、区分所有法制の見直しに	
関する検討を早急に進め、結論を得次第速や	
かに措置する。	
b 国土交通省は、マンション管理適正化に	
対する区分所有者等の意識啓発を図るため	
に必要な措置について、今後のマンション政	
策のあり方に関する検討会において検討を	
行い、結論を得次第速やかに措置する。	
c 法務省及び国土交通省は、区分所有法制	
の見直しによる民事的手法と、マンションの	
管理の適正化の推進に関する法律(平成12年	
法律第 149 号) の運用による行政的手法の双	
方を通じて、適切なマンション管理の在り方	
を提示できるよう、定期的な情報共有を行い	
つつ、連携して取組を進める。	

(16) 無人航空機用のワイヤレス電力伝送装置に係る型式指定の制度化*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
26	無人航空機用のワイヤレス電力伝送装置に係る型 式指定の制度化	か美施する美証美験寺の結果を踏まえ、当該 装置が任意の場所で設置・運用した場合であっても他の無線通信に妨害を与えないこと、 また、人体等に危害を及ぼさないことを確認 したよび、利用国波数、高国波出力、使用形	当該法には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	内閣府 総務省

(17) ダイナミックプライシング等による駐車料金の設定*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
27	ダイナミックプライシン グ等による駐車料金の設 定	大規模イベント開催時、自家用車での来場者の行動変容を促し、イベント会場周辺の渋滞・混雑緩和を図るため、エリア別、時間帯別、イベント来場者・非来場者の別により駐車料金に差を設けることは、都道和 32 年法律第 106 号)又は道路法(昭和 27 年法律第 180 号)における「不当な差別的取扱」にあたらなりにおけるでする合理的な理由があれば、現行制度下で対応可能であることを踏まえ、令和 5 年中に具体的なスキームを提案主体に対しで大きによいて検討するとともに、両法において、国土交通省から提案主体に対し適切に助言等を行	令和5年中	内閣府 国土交通省

(18) Wi-Fi HaLow 活用のための特定実験試験局制度の対象の拡大*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
28	の特定実験試験局制度の 対象の拡大	900MHz帯におけるWi-Fi HaLowの迅速な技術開発や製品化等を推進するため、デジタル田園健康特区に指定された加賀市内で令和4年度に提案主体が実施した調査の結果を踏まえ、他の無線通信の影響を受けずにWi-Fi HaLowを活用することが可能な周波数等について検討を進め、特定実験試験局制度の対象とする告示改正を令和5年度中を目途に措置する。	令和5年度中を目 途に措置	内閣府 総務省

(19) LPSの事業内容の拡大*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
29	LPSの事業内容の拡大	侍・保有を位直つけることについて、令和5 佐度山を日途に結論を得るべく検討を行い	令和5年度中を目 途に検討、令和6 年度内に共置	内閣府 経済産業省

(20) 外国人エンジニアの就労円滑化*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
30	外国人エンジニアの就労 円滑化	外国人エンジニアの就労促進を図るため、 地方公共団体による受入企業の認定等を要件として在留資格認定証明書交付申請の審 査期間を短縮することについて、令和5年度 早期に所要の措置を講ずる。	令和5年度早期に 措置	内閣府 法務省

(21) 一般送配電網以外における高速 P L Cの使用範囲の拡大*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
31		「一般送配電事業者以外が維持し、及び運用する電線路と直接に電気的に接続され引込口において設置される分電盤から負荷側の電力線」において、一般の個別許可を受けることにより、広帯域電力線搬送通信設備を設置できるようにするため、一般送配電事業者に係る電力系統の電気的特性等と同一と見なせる電力系統の範囲等について検討し、所要の措置を講ずる。また、これと合わせて、型式の指定を受けた設備を設置できる範囲の拡大の可否等について、他の無線局への影響等を確認し、令和5年度中に結論を得て、所要の措置を講ずる。 ※高速PLC(Power Line Communication)設	令和5年度中措置	内閣府総務省

	備(広帯域電力線搬送通信設備):電力線に通	
	信信号を乗せ、高周波帯域(2~30MHz)で、	
	高速通信を可能とする設備。	

(22) 水素導管に関する新たな技術の審査制度の創設*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
32	技術の審査制度の創設	水素の社会実装に向けて、現行の技術基準で求める技術以外について審査を可能とする大臣特認制度の創設に向け、制度設計を検討し、令和5年度中に所要の措置を講ずる。	令和5年度中に措	内閣府 経済産業省

くグリーン分野>

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーに関しては、S+3 Eを大前提に、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すことが重要である。また、カーボンニュートラルの実現に向けては、EV 普及に向けた充電器の整備のための規制・制度の見直し等も必要である。このような観点から、以下の事項について、重点的に取り組む。

(1) カーボンニュートラルに向けたEV普及のための充電器の整備に向けた見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	EV用充電器の整備に 係るロードマップの策 定	カーボンニュートラルに向けて、走行時に 二酸化炭素を排出しないEVの普及が電器であるが、その前提として、EV用充電器の 整備を進める必要がある。この点、EV用充電器に 電器については、経路充電、基礎充電とく 地充電に係る充電器がバランスよく 調切な場所に適切な数、充電置すると れ、適切な場所に適切な数を設まえ、 が十分確保された充電器を設まえ、 が重要である。これらの点を踏まえ、 が重要である。これらの点を踏まえ、 が重要である。これらの点を踏まえ、の に と り に の と の と の と の と の と の と の と の と の と の	a∶措置済み b∶令和 5 年度上期目途 措置	経済産業省 国土交通省
2		全国の高速道路のSA・PAの駐車場において、高出力の急速充電器を設置する際、EV用充電器の設置主体となる事業者が充電能力の拡張性(さらに需要が増えた場合に備えた用地や工事計画上の配慮(電線の埋設管路の設置等))を確保しつつ、円滑にEV用電器の設置事業を進められるよう、国土交通省、経済産業省は、NEXCO等の高速道路会社や独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構等の関係機関と適切に連携しつつ、ロードマップの実現のために当該事業に協力する。	措置済み	国土交通省 経済産業省
3	高速道路近傍のEV充 電器利用のための高速 道路からの一時退出の 実現	国土交通省は、高速道路の一部のSA・PAにおけるEVの充電渋滞の解消に向けて、高速道路を一時退出した上で、高速道路近傍のEV用充電器を利用できるようにするため、高速道路からの一時退出による充電器利用でも一時退出しない場合と同じ料金を適用できるよう経済産業省やEV用充電器の設置主体となる事業者とも連携しつつ、措置する。	令和6年度措置	国土交通省 経済産業省
4	道の駅における急速充 電器の整備	全国の道の駅において、高出力の急速充電器を設置する際、EV用充電器の設置主体となる事業者の責任のもと、充電能力の拡張性(さらに需要が増えた場合に備えた用地や	置	国土交通省

		工事計画上の配慮(電線の埋設管路の設置		
		等))を確保しつつ、円滑にEV用充電器の設		
		置事業を進められるよう、国土交通省から道		
		の駅の設置者である市町村等に対し、当該事		
		業に協力するよう通知を発出する等の措置		
		を行う。		
		EV用充電器に対する設置促進に係る補		
		助制度において、ロードマップと整合性のあ		
	FV用充電器の設置促	る、真に必要で利便性向上につながる計画		
5		(箇所、設置基数など)を持つ事業者による		経済産業省
	討	充電器設置が進むことや、将来の能力拡張		位 历
	H.	(出力、基数) がスムーズに進むことを目的		
		に、要件等を検討し、必要な措置を講ずる。		
	一般道における道路占	一般道にEV用充電器を設直する際の道路占用許可等の基準を各自治体が定めやす		
6	用許可等の基準の明確	いよう、国がガイドライン等を作成・公表し、	措置済み	国土交通省
	化	いよう、国がカイトライン寺を作成・公表し、 各自治体に周知を行う。		
	열 /u +u +++ # +u · = - + · · · · · · ·	緑化地域における商業施設等において設		
,		置されるEV用充電器スペースの扱いにつ		同工去这小
7		いて、緑化率の算定方法を整理した上で、通	令和5年度上期措直	国土交通省
	の扱いの見直し	知等により全国の地方公共団体宛てに示し、		
		かつ公表する等の措置を講ずる。		
		a 新築集合住宅を供給する事業者に対し、自		
		社が供給する集合住宅へのEV用充電器の		
	1.5 ft // A 1.5 I	積極的な設置について要請文書の発出等を		
8	新築集合住宅へのEV			国土交通省
	用充電器の設置の促進	b 経済産業省において、補助制度の改善等を	置	経済産業省
		図るととともに、国土交通省と協力して、自		
		治体における補助制度との連携や事業者に		
		対する支援措置の周知・普及を行う。		
		既設の集合住宅へのEV用充電器の設置		
		の容易化を図るため、管理組合の合意形成の		
	既設の集合住宅へのE	円滑化に資する具体的な方策として、標準管	令和5年度検討・結論、	法務省
9	∨用充電器の設置の容	理規約コメントにおけるEV用充電設備の	結論を得次第速やかに	国土交通省
	易化	設置に係る記載の充実化等について、法務	措置	経済産業省
		省、国土交通省及び経済産業省の連携の下、		
		検討し、必要な措置を講ずる。		
		月極駐車場へのEV用充電器の設置促進		
	日毎時古担へのこい田	のため、充電器に関する補助制度について、		
10	月極駐車場へのEV用 充電器の設置の促進	月極駐車場が補助対象であることを含めて、	令和5年度上期措置	経済産業省
	尤竜奋の設直の促進	充電事業者や駐車場管理事業者等に周知を		
		行う。		
		国土交通省は a 及び b の場合について、充		
		電器を一般に開放する場合か否かに関わら		
		ず、「敷地内にEV充電器を設置する建築物」		
	# ^ / <u>^</u>	を市街地の環境の敷備改善に資するものと		
	集合住宅における充電	I て 建築其淮津に其づく総合設計制度に b	令和5年度検討・結論.	
11	スペースに係る総合設	る窓積率割増しを行うことについて検討し		国土交诵省
	計制度上の扱いの合理	た上で(その際には、当該充電用スペースが		
	化	公開空地になる場合と同等水準の容積率の		
		割増しを行うことについても検討する。)、		
		各地方公共団体に通知する等の必要な措置		
		を講ずる。		
L		С нт / О 0		

		,		
		a 新築の集合住宅の建設の際に、当該集合住		
		宅の駐車場等も含めた敷地内にEV用充電		
		器を設置する場合		
		b 既存の集合住宅において、既に設定されて		
		いる公開空地にEV用充電器を設置する場		
		合		
	ロソ田本東思を記罢し			
10		EV用充電器を設置している住宅の取得		同人去这小
12		を促すインセンティブ制度の導入に向けて、	措直済み	国土交通省
	す措置	必要な措置を講ずる。		
		経済産業省が作成するEV充電器普及の		
		ロードマップの方針を踏まえ、駐車場法に基		
	集合住宅の駐車場の附	づく附置義務制度の考え方を示すとともに、		
10	置義務に関するEV用	地域の実情に応じた事例を紹介すること等	令和5年度上期目途措	国土交通省
1 1.3		を内容として、駐車場法に基づく附置義務条		経済産業省
	可否の明確化	例を制定し得る地方公共団体に対して通知	-	性历生未自
	1.3 C 02.01#E 15	を発出するとともに、その内容を公表する等		
		の必要な措置を講ずる。 経済産業省はショッピングセンター、ホー		
		ムセンター、スーパーなど大規模小売店舗に		
		設置するEV用充電器付きの駐車スペース		
		に関し、下記の場合について、大規模小売店		
	大規模小売店舗立地法	舗立地法(平成10年法律第91号)上の必要	a∶措置済み	
	における駐車場収容台	な駐車場の台数に算入可能である旨を明確	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
14	数についてのEV用充		b:令和5年度検討・結	経済産業省
	電器付き駐車スペース	要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容	論、結論を得次第速やか	
	の算入に係る明確化	をホームページ上で公表する。	に措直	
	or year and or year.	a 例えば、EV等を優先する駐車マス等EV		
		以外の自動車(ガソリン車等)の利用を完全		
		に排除しないような場合		
		b 「EV専用」駐車スペースとする場合		
	EV用急速充電器の消	EV用急速充電器の設置方法に係る関係		
15	防法上の設置方法及び	規定の解釈や届出の際の提出書類について、 冬消防管区で統一化を図るため 通知を発出	措置済み	総務省
	届出等の解釈の統一化		71 = 01 7	4.0 333 E
	/ш ш ч, чэ //т-лу (чэ лув — 18	する等の措置を講じ、周知を行う。		
		経済産業省は、受電電圧600 V 以上のEV		
	Ⅴ用充電器についてー	用急速充電器について、EVの一般ユーザー	令和5年度検討・結論、	
16	般EVユーザーが扱え	が充電行為を行える旨について、例えば「電	結論を得次第速やかに	経済産業省
	ることの解釈の明確化	気設備の技術基準の解釈の解説」等に追記す	措置	
	と周知等	ることにより、広く周知を行う。		
		a 電圧が直流750∨を超え、1500∨以下のE		
		V 充電器用充電ケーブルについて、海外の基		
		準も検討材料とした上で、電気設備の技術基		
		準の解釈等において、EV充電器用充電ケー		
	 「古に」扱いしもて思る	ブルの構造要件を明確化するとともに、自家	ᄼᇷᇀᄹᄨᆋᅠᄽᆋ	
, ,		用電気工作物となるEV用充電器の技術基準について関係は、関係は		۷ ۵ کی جار علاد دا د
1 /			結論を得次第速やかに	栓곍苼苿省
	な施設方法の明確化	b EV用充電器に係る高圧の機械器具につ		
		いて、現状、機械器具をコンクリート製の箱		
		等に収め、充電部分が露出しないように施設		
		するといった基準があるが、具体的にどのよ		
		うな設置形態とすれば、上記の規制に抵触し		
		ないのか、施設方法等を明確化すること。		
	高電圧のEV用充雷器	今後、主任技術者の高齢化によりEV用充	令和5年度検討・結論。	
		電器の保安の担い手が不足する一方で、EV		経済産業省
		利用者の利便性の観点からは、高出力・高電		业内压不自
	コスミコーはっての可及り	ア゙ッノパロ ンイ゙ア以に、ン 既応ノパプは、同山ノノ゚ 同电	111日	

			T	
	合理化	圧の充電器の設置が求められる。このような		
		中で、より多くのEV用充電器の保安を主任		
		技術者が担当できるよう、経済産業省におい		
		て、外部委託承認制度における点検頻度の在		
		り方・換算値等の見直しについて検討を行		
		い、結論を得て、結論を得次第速やかに措置		
		する。		
		特定のEVのみしか接続できない仕様と		
		なっている急速充電器について、自社のユー		
		ザー向けのサービスとして設置している状	可能な限り早期に検討・	
19	急速充電器の互換性の	況を尊重しつつ、他の規格との接続性を高		经济产業省
'	確保	め、他のユーザーの利便性が向上するよう必		性仍注入自
		要な措置を検討し、検討結果に応じた措置を		
		講ずる		
		CHAdeMOの認証を取得した充電器		
	みは太禹ののて梅州 =	であっても、EVと接続できない場合や所定の受雷出力がでない事象が発生している。こ	令和5年度検討・結論、	
20		の文电田ガルでない。子がルエしている。こ	結論を得次第速やかに	経済産業省
	ストを行う環境の構築	のため、希望する車両メーカーが、CHAd	措置	
		e MOの認証を受けた様々な充電器と接続		
		確認ができる場を提供する。		
		普通充電器の充電時間の短縮による利便		
	普通充電器の出力上限 の見直し	性向上の観点から、JARΙ認証における6		
21		kW の上限について、海外の規格等を参考	令和5年度末目途措置	経済産業省
		とし、より高出力のものまで認証されるよう		
		検討する。		
		地方公共団体が、域内の事業者に対して温		
		室効果ガス排出量やその抑制方策等を盛り		
		込んだ計画書・報告書の策定と提出を求める		
	EV用充電器を設置し	「地球温暖化対策計画書制度」に関して、当	(# m + -	=m 1 ± 4 5
22	た事業者等を適切に評	該制度に係るガイドラインにおいて、事業者	措置済み	環境省
	価する仕組みの構築	によるEV用充電器の設置等を評価項目例		
		として新たに追加するとともに、その好事例		
		を記載する。		
		EV用充電器について、不具合が発生した		
		こく用元電命について、不呉古が先生した 際に、可能な限り遠隔監視・制御技術による		
	「 // 田太康型のチョム			
00		リセット(再起動)を可能とし、EV用充電		奴这立 坐少
23		器の利便性を向上させるため、例えば、OC		栓)
	理化に向けた取組	PP (Open Charge Point Protocol) を搭載	J	
		したEV用充電器を普及させるための施策		
		を実施する等の必要な措置を講ずる。		
		公共性が高く、全国的に設置されるEV充電		
		器の案内看板の扱いについて、対応が異なる		
	屋外広告物条例におけ	各地方公共団体における具体的な判断の相		
24	るEV用充電器案内看	違点を含め必要な点の実態を整理し、地方公	令和5年度上期措置	国土交通省
	板の設置基準の整理	共団体に対し国土交通省より通知を発出す		
		るなど技術的助言等の必要な措置を講ずる		
		とともに十分な周知を行う。		
L		1 = = = · · · · · · · · · · · · · · · ·	l	

(2) 住宅等におけるエネルギーマネジメントの円滑化及び再生可能エネルギー発電設備の設置促進等

No	0. 事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	25 e機器の接続性の確保	ECHONET Lite機器であれば、 ホワイトリスト等で限定をされることなく、 メーカーを問わず、全てのECHONET	能な限り早期に検討・結	経済産業省

			ı _ 1# ==	
		Liteの認証を取得したHEMSコント		
		ローラーと接続可能となるよう、ECHON		
		ET Liteに関する制度設計の在り方に		
		ついて検討し、必要な措置を講ずる。		
		ECHONET Liteでの接続システ		
		ムだけでなく、近年国内で登場したAPIを		
		活用したスマートホームのシステムや海外		· 経済産業省
		の新たな通信規格を活用したスマートホー		
		ムのシステムが混在する環境下においても、		
26		住宅内において、消費者の利便性の観点も踏		経済産業省
	システムへの対応	まえ、既存の特定の通信規格によらず各機器	能な限り早期に措置	14万厘米百
		が接続できる環境の構築が重要である。この		
		ため、特定の通信規格によらず、包括的に接		
		続可能となる新たなシステムの導入を可能		
		とするためのガイドラインの活用に向けて、		
		事業者に働きかけを行う。		
		HEMSは自家消費の最適化や、それを通		
		じた省エネにも有効であり、HEMSに係る		
		国の目標・指標等を適切に設定する必要があ		
		る。この点、「2030年度におけるエネルギー需		
		給の見通し」や「2020年度における地球温暖		
		化対策計画の進捗状況における導入率や指		
		標について、現状では、「スマートホームデバ	a: 令和 5 年内のできる	
	H E M S に 係る 目標の a 「スマートホームデバイス」の導入につい b: 令和 5 年度 から検言 て、それがエネルギーマネジメントにつなが を開始し、結論を得次等			
27		a 「スマートホームデバイス」の導入につい	 b: 令和 5 年度から検討	経済産業省
		て、それがエネルキーマネジメントにつなが	太胆松! 盆验太温为等	
		るのか否か及びその省エネ効果について検	速やかに措置	
		討する。		
		b 家庭部門の徹底的なエネルギー管理の実		
		施に係る省エネ目標については、aにおける		
		検討結果等を踏まえて修正要否について検		
		討した上で、検討結果に応じて、必要な措置		
		を講ずる。		
		住宅等への屋根置き太陽光設備の導入に		
		ついて、初期費用を軽減できるリース等によ		
		り太陽光発電設備を設置する事例も増えて		
		きているところ、リースにより太陽光発電設		
28		備を設置している住宅等の取得に係る住宅	措置済み	全融庁
20	する金融機関への情報	ローンの与信審査に関しては、例えば、自家	田區別の	五下 份五/]
	提供	消費による電気代削減や売電収入等の側面		
		についても考慮すること等を必要に応じて		
		検討することを、金融機関等に対し適切に周		
		知する。		
1		建築物の屋上に架台を取り付け、その上に		
		設置する太陽電池発電設備について、当該太		
	 屋上に架台を取り付け	陽電池発電設備の架台下の空間にキュービ		
	住工に来って取り付け て太陽光パネルを設置	クルや室外機等の建築設備が設置されるこ		
29	て太陽元パポルを設置 する際の建築基準法に	とのみをもって、建築基準法上の主要構造部	措置済み	国土交通省
	する際の建業基準法に おける取扱いの明確化	に該当しないことや、当該架台下の空間は、		
	0つい のおびびいいかがに	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に		
		規定される床面積及び階数に算入されない		
		こと等を明確化するため、通知を発出する。		
	目安光熱費の表示につ	建築物の省エネルギー性能の広告表示に		
30	日女元熟食の衣示について	ついて、目安光熱費を表示する際のルールを	令和6年4月措置	国土交通省
		定めるのに併せて、当該目安光熱費の表示を		
				·

	することが望ましい旨をガイドライン等に	
	おいて、明記する。	

(3) リチウムイオン蓄電池の普及拡大に向けた消防法の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
31	一定の安全性を有する 車載用リチウムイオン 蓄電池に係る、消防法上 の危険物規制の体系・適 用の在り方の検討	消防庁は、電気自動車分野で国際競争が激化する中、欧米での事業環境とイコールフッティングとなることを目指し、国際規格を満たすなど一定の安全性を有する車載用リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制の体系・適用の在り方について、海外の状況等との比較も含めて課題を洗い出し、安全の確保を前提に、その後速やかに結論を得る。	令和5年度内に課題を 洗い出し、その後速やか に結論	総務省
32	消火設備に関する見直	一般取扱所におけるリチウムイオン電池の 消火設備について、スプリンクラーを消火設 備とすることを可能とするため必要な措置を 講ずる。	令和5年度検討・結論、 結論を得次第速やかに 措置	総務省
33	る車載用リチウムイオ ン蓄電池についての指	EV用リチウムイオン蓄電池について、鋼板製の筐体で覆われ、かつ充電率が一定値以下等の要件を満たすものについては、指定数量の合算から除外するよう必要な措置を講ずる。	論、結論を得次第速やか	総務省
34	定置用リチウムイオン 蓄電池設備を屋外に設 置する場合の保有空地 等の緩和	消防庁は、消防法(昭和23年法律第186号)の危険物規制の対象となる、コンテナ又はキュービクルに収納された屋外設置の一定数量以上のリチウムイオン蓄電池設備に関して、当該設備が出火及び類焼対策が規定されているJIS規格等に準拠しており、かつ、消火困難性に応じた消火設備を設置する場合には、設備周辺の保有空地の幅の規制緩和や設備間の離隔距離の撤廃等の措置を講ずる。		総務省

(4) 電力システムに係る見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
35	北海道エリアの出力変 動対策要件により再エ ネ発電設備に併設した 既設の蓄電池の見直し	最新の再エネ設備導入量や北海道本州間の 地域間連系線の運用実態等を踏まえたシミュ レーションを行い、必要な調整力量等につい て検証し、出力変動対策要件により既に再エ ネ発電設備に併設されている蓄電池につい て、実際の運用データ等も踏まえて、将来的 に当該蓄電池がどのように活用可能であるか という点やその在り方について検討し、必要 な措置を講ずる。	検討・結論、結論を得次	経済産業省
36	北海道エリアにおける 蓄電池募集プロセスの 取りやめ	再エネ事業者を対象とした発電設備系統接続条件としての蓄電池募集プロセスの I 期の残余分及び II 期の募集は取りやめる。	令和5年度上期措置	経済産業省
37	非FIT再エネについ ての出力抑制時の金銭 的精算の実施	卒FIT電源やFIP電源等の限界費用が 〇[円/kWh]の非FIT再エネについて、 現行の調整電源と同様、ゲートクローズ後に 送配電事業者が指示する出力制御に応じた場 合の金銭的な精算の在り方を検討し、その結 果を踏まえて必要な場合は、措置を講ずる。	令和5年度検討・結論、 結論を得次第速やかに 措置	経済産業省

38	再エネ設備併設蓄電池 の有効活用に向けた措 置	全国のFIT・FIP認定を受けた再エネ発電設備に併設される蓄電池(北海道エリアにおける変動緩和要件が課されている蓄電池を含む。)について、系統側からの充電を認めるとともに、系統側から充電された電気量を計量を開から充電された電気量を計量をで按分した発電設備由来の電気量といては、FIT買取・FIPプレミアムの運用を検討し、必要な措置を講ずる。	令和5年度上期検討・結 論、結論を得次第速やか に措置	経済産業省
39	容量市場における蓄電 池の扱いの見直し	容量市場における蓄電池の扱いについて、 現状、発動指令電源にのみ区分されているが、 それに加えて、一定規模以上の蓄電池につい て、安定電源にも区分されるよう検討し、必 要な措置を講ずる。	論、結論を得次第速やか	
40		経済産業省は、諸外国とは異なり、容量市場における発動指令電源は、落札後18か月以内に電源等を登録する必要があるところ、電源等リストの提出から実効性テストまでの期間について、運用状況を踏まえ、手続期間を短縮していく方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和 5 年度内を目途に 検討・結論、結論を得次	経済産業省
	容量市場における1地 点複数電源の応札可能 化	経済産業省は、容量市場において、「1地点複数電源区分(変動電源と発動指令電源の組合せ)」の応札は認められていないところ、変動電源と発動指令電源の組合せについて、各電源から供給した分を区分計量できる場合の、容量市場のリクワイアメント及びその確認方法について技術的な実現可能性を確認しながら検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和5年度検討・結論、 結論を得次第速やかに 措置	経済産業省
42	需給調整市場における 計量方法	経済産業省は、需給調整市場にディマンドレスポンスで参画する場合、現状は需要家の引込み地点(受電点)で計量及びベースライン設定を行うこととなっているところ、受電点より下部のメータで計量及びベースライン設定を行うことを可能とするために詳細な業務フロー設計等必要な措置を講ずる。	令和8年度措置	経済産業省
43	再給電方式に係る見直し	送電線の利用ルールについては、メリットオーダーを追求していくが、市場主導型(ゾーン制、ノーダル制)への見直しは、システム開発等により一定の時間がかかる。そこで、早期に再エネの出力制御量を減らすため、まずは再給電方式による混雑処理を開始したところ、順次、以下の導入を進める。a 基幹系統への再給電方式(一定の順序)を導入する。b 基幹系統の導入状況も踏まえ、ローカル系統の混雑処理を検討する。	a: 令和5年措置 b: 令和5年度検討・結 論、結論を得次第速やか に措置	経済産業省
44	送電線利用・出力制御ル ールの見直し	直しを検討し、早急な実現を目指す。	結論を得次第速やかに 措置	経済産業省
45	送配電系統に係る情報 の開示等	a ローカル系統については、発電事業者が最 適な運転をできるよう、予想潮流及び潮流実 績等の情報公開の在り方について検討し、必	論、結論を得次第速やか	経済産業省

			I	
			b: 令和 5 年度検討・結	
		b ノンファーム型接続において、系統制約に	論、結論を得次第速やか	
		係る将来の出力制御の見通しの情報公開につ	に措置	
		いて検討し、必要な措置を講ずる。		
		配電系統へのノンファーム型接続の適用拡		
		大については、当面、分散型エネルギーリソ		
		一スを活用したNEDOの事業プロジェクト	A 7- A 1A=1	
	配雷系統へのノンファ	において必要となる要素技術等の開発・検証	令和6年度検討・結論、	
46		を進め、社会実装に向けた方向性を取りまと	結論を得次第速やかに	経済産業省
	ニエルがいただけ	める。この結果を踏まえ、配電系統へのノン	措置	
		ファーム型接続の適用拡大の必要性を検討す		
		る。		
		電給ひっ迫時等に需要側の対応を期待する		
		ためには、需給状況が事前に需要側に伝えら		
		れることが前提になる。令和4年3月の東京		
		エリアにおける需給ひっ迫等を踏まえ、手続		経済産業省
		の改善について検討し、必要な措置を講ずる。		
47		a エリア予備率及び広域予備率について、週	措置済み	
''	応手続の改善	間・翌日・当日の3段階で公表しているとこ		
		ろ、翌々日の段階においても需給見込みを公		
		表する。		
		b 需給ひっ迫時の対応を検証した上で、その		
		結果に基づき、需給ひっ迫時の手続を合理的		
		で分かりやすいものに見直す。		
		a 令和4年3月の東京エリアにおける需給ひ		
		っ迫時の5GWの節電について、内訳(需要		
		家の種類、節電量、ディマンドリスポンス契	措置済み	経済産業省
	ディマンドリスポンス	約によるものか、要請に応じたものか、送配		
48		電事業者経由か、小売事業者経由か等)を調		
'		査・検証する。		
		B その上で、今後このような節電が対価に基		
		うしていて、 するこのような印電が対画に参 づいて自発的に行われる仕組みを検討し、必		
		要な措置を講ずる。 吹みの点鉄現象を除する 調整も八草の電		
	昨今の自然現象を踏ま	昨今の自然現象を踏まえ、調整力公募の電		
49	えた必要供給予備力の	源I ´や電源Iに相当する部分で必要量が十	措置済み	経済産業省
	確保	分確保されているか、改めて検証し、必要な		
		措置を講ずる。		
		需給ひっ迫時において、自家発電やディマ		
		ンドリスポンスのkWh価値が提供されるよ		
		う、調整力公募の電源Ⅱ~、電源Ⅱ及び今後		経済産業省
		それに相当する部分(令和6年度以降、電源		
		I ´と類似の機能を担う容量市場の発動指令		
	需給ひっ迫時に自家発	電源及び電源Ⅱからその機能を引き継ぐ需給	ᄼᇷᇎᇨᄨᄔᄳᄊᆋᅟᄽ	
F.		調整市場)について、自家発電やディマンド	令和5年度上期検討・結	
50		リスポンスも対象に含まれていること及びk	論、結論を得次第速やか	経済産業省
		Wh価格には機会費用を含めることができる	に措置	
		ことを経済産業省等のホームページにおいて		
		周知する。		
		また、容量市場における発動指令電源等に		
		すた、谷里川場における光勤指甲电源等に ついては、需給ひっ迫時等において、活用で		
		きることとしており、必要な措置を講ずる。 乗れ無数が京勝している中、季悪家への電	。· 世界汶ル	
	電力価格高騰を踏まえ	電力価格が高騰している中、需要家への電		
51	た需要家への情報提供	気料金に係る週切な情報提供かより里要とな		経済産業省
	の充実化	っているところ、	結論を得次第速やかに	
	× == +:=	a 市場連動型料金メニューや燃料費調整等の	措直	

				T
		仕組みを伴う料金メニューによる小売り供給		
		を行う際には、需要家に対し、その仕組みや		
		それによる電気料金への影響などについて情		
		報提供を行う。		
		b 小売電気事業・供給契約そのものや、料金		
		水準の変動のリスクが顕在化してきている中		
		で、料金メニューのリスクなどが十分に需要		
		家に理解されるよう、情報提供の充実化につ		
		いて更なる検討を行い、必要な措置を講ずる。		
		経済産業省は、新電力の顧客情報の情報漏		
		洩・不正閲覧事案を踏まえ、 		
		a 顧客情報を管理する情報システムの物理分	令和5年度検討・結論、	
52	報漏洩・不正閲覧事案を	割及びアクセス権限の管理を徹底させるた	結論を得次第速やかに	经济产業省
02	踏まえた行為規制の在	め 小栗九塔直を描載	措置	性历注不自
	り方の見直し	b 災害時等における一般送配電事業者と旧一	日	
		般電気事業者の情報共有の在り方を検討す		
		る。		
	**	新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事		
	新電力の顧客情報の情	案を踏まえ、一般送配電事業者の中立性を確		
	報漏洩・不正閲覧事案を	保する観点から、経済産業省は、一般送配電	令和5年度検討・結論、	
53	踏まえた一般送配電事	事業者の役職員について、特定関係事業者と	結論を得次第速やかに	経済産業省
	業者の中立化のための	の間での人事交流 (出向・転籍等) の適切な在	措置	
	措置			
		り方について検討する。		
		経済産業省は、公正取引委員会から電力・		
		ガス取引監視等委員会に対し、公正な競争を		
		阻害する可能性のある行為について、情報提		
	内外無差別な卸売等に	供がされたことを踏まえ、当該情報提供事案		
		についてヒアリングを行い、その結果に応じ	令和5年度検討・結論、	
54		て適切に対応する。	結論を得次第速やかに 措置	経済産業省
	向けた措置	また、今後、小売電気事業の健全な競争の実		
		現に向け、発電事業者に対する卸売における		
		内外無差別を強化するための方策(制度措置、		
		行政措置の要否含め)を検討し、必要な措置		
		を講ずる。		
		経済産業省は、新電力の顧客情報の情報漏		
		洩・不正閲覧事案やカルテル事案等を踏まえ		
		たコンプライアンスの徹底に向けて、次に掲		
		げる内容も参考に、必要な指導を行う。		
		a コンプライアンスを含め内部監査を行う組	令和5年度上期可能な	
55	旧一般電気事業者のコ		限り早期に検討・結論、	奴这产 类少
00	ンプライアンスの強化	織について、外部専門家を入れるなど、被監	結論を得次第速やかに	経済産業省
		査部門に対して十分けん制機能が働くよう独	措置	
		立性を高める。		
		b aにおける組織の意見も聞きつつ、社員に		
		対して徹底したコンプライアンス教育を実施		
		する。		
		経済産業省は、事業者の法令違反行為の抑		
56		止効果を高めるため、		
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	a 新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事		
	新電刀の顧客情報の情報漏洩·不正閲覧事案及びカルテル事案を踏まえた電気事業法上の罰	案を踏まえた罰則の強化について、その必要	ᄼᇷᇀᄯᄨᆋᅠᄽᆋ	
		性や妥当性等について検討し、必要な措置を	令和5年度検討・結論、	(\D }
		謙 ずる	結論を得次第速やかに	栓済座業省
		b カルテルを含む電気事業の健全な発達を阻	措置	
	則の強化	害する行為について、私的独占の禁止及び公		
		正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第		
		近		
Ī		∪ * つ。 ハ 「江口示エム」 しい / 。 / こ り)		

		に留意しつつ、電気事業法(昭和39年法律第 170号)に基づく規律の強化を検討する。		
		経済産業省は、新電力の顧客情報の情報漏		
57	・			
		洩・不正閲覧事案を踏まえ、再発防止に向け たたましの想味としての悪気事業者に対する	令和5年度検討·結論、	
		た行政上の制裁としての電気事業者に対する	結論を得次第速やかに	経済産業省
		業務停止命令などの行政上の制裁について、	措置	
	の強化	その必要性や妥当性等について検討し、必要	·	
		な措置を講ずる。		
		経済産業省は、新電力の顧客情報の情報漏		
		洩・不正閲覧事案やカルテル事案等を踏まえ、		
		再発防止に向けて、電力・ガス取引監視等委	令和5年度検討・結論、	
58	電力・ガス取引監視等委	員会について、諸外国の類似した規制機関の	^{円和3年度検討・福舗、} 結論を得次第速やかに	奴文文类少
30	員会の機能強化	例も参考に、独立性を前提に監視機能強化に		
		ついて検討する(当該委員会の職員を増強す	措置	
		る(特に専門性の高い外部出身者の割合を増		
		やす。) など。)。		
		経済産業省は、電気事業者の組織の在り方		
		について、新電力の顧客情報の情報漏洩・不		
		正閲覧事案やカルテル事案等を踏まえつつ、		
		2013年の電力システム改革報告書に基づき、		
		次のような点について引き続き検討する。		
		a 旧一般電気事業者の送配電部門の所有権分		
	電気事業者の組織の在	離についてその必要性や妥当性、長所・短所		
			令和5年度を目途に検	
59	「电気事業者の温職の仕 り方の検討	と古めて後的する。 b 電気事業者の発電部門と小売部門の組織	討・結論、結論を得次第	経済産業省
	り刀の候削	の在り方に関し、発販分離及び会計分離につ	速やかに措置	
		いては、各事業者の事業戦略に基づき選択可能でするという意思のとなった。		
		能であるという前提の上で、検討する。		
		c 小売電気事業の健全な競争を実現するた		
		め、各エリアにおいて新たな有力選択肢とな		
		り得る小売電気事業者の創出のための環境整		
		備について検討する。		
60		公正取引委員会は、旧一般電気事業者の小		
		売部門によるカルテル事案等を踏まえ、電力		
	独占禁止法上の厳正な	分野において、独占禁止法上問題となる事実	令和 5 年度以降継続的	公正取引委
	対処	が認められた場合は、引き続き、独占禁止法	に措置	員会
		上のあらゆる手段を排除せず、厳正・的確に		
		対処する。		
•——				

(5) 再生可能エネルギー及び水素の利用促進に係る保安規制の見直し

	(a) HITHELL IN CONSCIUNCE IN CALMINOSE C				
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	
		経済産業省は、電気主任技術者制度において、監督可能な事業場数に関しては統括及び兼任について、点検頻度及び点検方法等に関してはそれぞれ兼任及び外部委託について、一律に求められている現行規制の趣旨・目的や規制の科学的根拠・合理性について、諸外国の規制との比較や保険制度の適用等も含めて調査し、審議会での議論を基に、結論を得て、必要な規制見直しを実施する。	令和5年度検討・結論、 結論を得次第速やかに 措置	経済産業省	
62	る2時間以内の到着要	経済産業省は、電気主任技術者制度において、 a 統括、兼任及び外部委託の場合それぞれに ついて一律に求められている設備への2時	b: 令和 5 年度検討・結 論、結論を得次第速やか	経済産業省	

		間以内の到着要件について、洋上風力や僻地		
		の太陽光といった、その個々の事情に鑑みて		
		直ちに現行の規制・運用を柔軟化することが		
		適当と考えられるものについて必要な見直		
		しを実施する。		
		b 外部委託の場合について、2時間以内に到		
		達できる者を主任技術者本人でなく担当技		
		術者とすることができる組織形態を許容す		
		ることを検討し、必要な措置を講ずる。また、		
		仮にその制度的措置が可能と認められる場		
		合には、外部委託制度において受託可能な設		
		備区分の全てをその対象とすることが可能		
		であるかについても併せて検討し、必要な措		
		置を講ずる。		
		a 経済産業省は、自家用電気工作物の電気主		
		任技術者を外部委託する場合、告示等にて点		
		検頻度(例:月次点検を1月に1回以上実施、		
		年次点検を1年に1回以上実施など)を定め		
		ているところ、スマート保安技術を実装し、		
	外部委託制度における	高い保安レベルを確保している事業者に対		
63	月次・年次点検周期や換	する点検頻度の見直しについて、必要な措置	今和 5 年度世 署	経済産業省
03	算係数・圧縮係数の見直	を講ずる。	サ和り十段相直	在月生未旬
	L	で調する。 b 経済産業省は、スマート保安プロモーショ		
		D 程/月座来省は、ヘマート保安プロモージョ ン委員会等を活用してスマート保安技術等		
		ク 委員 云 寺 を 冶 用 し し へ く 一 下 床 女 投 帆 寺 を 実 装 し 保 安 レ ベ ル が 確 保 さ れ る か 否 か を		
		を実装し床女レベルが確保されるが合かを 確認した上で、随時換算係数・圧縮係数の見		
		値応した工で、随時換算係数・圧縮係数の見 直しを併せて行う。		
		経済産業省は、電気主任技術者制度につい		
		て、外部委託の対象となる電圧・出力を特別		
		高圧で系統連系する設備まで拡大すること		
		に関して、諸外国の規制・制度等を調査した		
	対却未託の対象したる	上で、我が国の電気保安規制の制度趣旨も踏	端、和端で付次先述でか に世 里	
64	外の安乱の対象となる 電圧・出土担措の抗士	工で、我が国の電気保女焼制の制度趣目も頃 まえつつ検討し、下記の設備についてそれぞ	-阳世 - 公和 5 年 佐 - 	経済産業省
	電圧・出力規模の拡大		D. P. 和 5 年度検討・和 論、結論を得次第速やか	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	論、指論を侍び弟述やか に措置	
		a 太陽电池光电設備及び風力光电設備 b 上記以外の再生可能エネルギー発電設備	1~拍 但	
-		及び需要設備		
	ガノル吹ナバ++キギュ	経済産業省は、将来的な人材不足が懸念されるが、水路された株本の名は取得に出た		
e c		れるダム水路主任技術者の免状取得に当た	ᄼᇷᇹᄯᄨᄔᄳᆊᆓ	奴文立业小
05		り求められている実務経験年数について、講	市和5年度上期措直	経済産業省
	直し	習受講等による実務経験年数の短縮を図る		
		ため必要な措置を講ずる。		
		一定規模以上の風力発電設備に設置が要		
	日上36年5年1月11日	求される電力保安通信用電話設備について、	A 10 = F - 1A = 1	
22		衛星電話等のその他の手段の活用により、非		₩ ₩ ₩ ₩ ₩
66		常時に確実に必要な保安上の措置を取るこ		経済産業省
	の見直し	との出来る手段を講ずれば、専用の通信用電	措直	
		話設備の設置を免除することについて検討		
<u> </u>		を行い、必要な措置を講ずる。		
	· · · · · · · · · · · · · · · · ·	風力発電設備の工事計画届出に係る技術	A	
		基準の審査の迅速化を目的として、経済産業		/ ··· ·
67		省は、登録適合性確認機関に対し、実際の審		経済産業省
	速化に向けた情報発信	査で蓄積された審査のポイントなどを事業	措置	
	1= 1 = 1 = -	者に公表するよう指導する。	A	A= A= 1
68	郊外型水素スタンドに	郊外型水素スタンドにおいては、現状、防	令和5年度措置	経済産業省

おける散水装置への上	火水槽の設置が求められ、当該防火水槽を通	
水道からの水の直接供	じて散水装置に水を供給することが必要と	
給の許容	されているところ、都市型水素スタンドと同	
	様に、上水道から散水装置への水の直接供給	
	が認められるよう必要な措置を講ずる。	

(6) その他

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
69	生産緑地地区内における売電を行う営農型太 陽光発電設備の設置の 実現	現行制度上認められている、農産物等の生産のために必要な太陽光発電設備だけではなく、営農の確保を前提に売電を行う営農型太陽光発電設備についても、農業関係者のニーズ・要望を待って、生産緑地地区内で地域住民の理解を得た上で設置できるよう措置を検討する。	可能な限り早期に検討・ 結論	国土交通省
70		農林水産省は、2050年カーボンニュートラルに向けた農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標の策定のため、令和5年度が目標年度となっている農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)に基づく基本方針の目標の見直しを行う。その際には、森林分野の導入目標も併せて示す。	令和5年度内の措置を 目指す	農林水産省
71	エネルギー利用の促進	a 農林水産省は、次期食品リサイクル基本 方針において、「エネルギー利用の推進」、「焼却・埋立の削減目標」、更には「社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性」等を明記る方向で検討し、必要な措置を講ずる。 b 農林水産省は、「学校給食や社食を製造する施設」や「物流・倉庫業」等の食品関連した。 を機力の者について、実態を把握した、とで、収集運搬の特例制度の適用を検討し、 上で、収集運搬の特例制度の適用を検討し、 結論を得る。 c 農林水産省は、「登録再生利用事業者制度」に について、過去1年間に特定肥飼料等の製造・販売実績がない者も登録を受けることができるよう見直しを検討し、必要な措置をずる。	令和5年措置	農林水産省
72		FIT証書及び非FIT証書のトラッキングは、非化石証書の購入者に対し、希望する電源の属性状況を約定後に後付けする形式を採用しているが、令和4年10月に「RE100」における再工ネ調達手法などを定める技術要件が改訂され、再エネ調達の要件として、運転開始から15年以内であることが追加	a:令和5年度上期措置 b:令和5年度内を目途 に検討・結論、結論を得 次第速やかに措置	経済産業省

		現状、太陽光発電設備の合計出力が3kW		
		以上または3%以上増加した場合、更新・増		
		設部分だけでなく、既設部分も含めて最新の		
	L 00 10 30 T 50 11 - T 40	FIT調達価格・FIP基準価格に変更され	A	
		ることとされているところ、更新・増設を促		دا، بالر اب باد جار
/3		すため、既設部分と更新・増設部分を切り分		経済産業省
	価格に係る見直し	けて価格を設定すべく必要な措置を講ずる	措置	
		とともに、当該更新・増設の内容を含む措置		
		の適用条件の設定に当たっては、国民負担の		
		増大の抑制を前提に、合理的な基準となるよ		
		う必要な措置を講ずる。		
		地方公共団体が地球温暖化対策の推進に		
		関する法律(平成 10 年法律第 117 号)にお		
		いて求められる再エネ利用促進の目標策定		
		等に適切に対応するため、再エネ導入量の把		
		握、再エネ導入目標の策定及び進捗管理等に		
		活用できるよう、FIT以外の再エネに係る		
		情報についても地方自治体に共有することが表現である。		
		が重要であることから、 a 令和4年6月22日の電気事業法の改正に		
	小担増かまた可能エク			
		より、10kW以上50kW未満の太陽電池発電 設備及び20kW未満の風力発電設備につい	a:令和7年度措置	経済産業省
74			b∶措置済み	在好性未有 環境省
	情報の地方公共団体へ の提供	の制度で収集した基礎情報を基に都道府県・	c∶令和5年度措置	垛况目
	の徒供	の制度で収集した基礎情報を基に都追削集で 市町村ごとの小規模事業用電気工作物の合		
		計出力について、適切に公表する。		
		b 系統接続されている 10kW未満の太陽光		
		を含む発電設備の最大受電電力及び逆潮流		
		量等について、都道府県・市区町村ごと、電		
		源種別ごとに国で情報把握できるよう必要		
		な措置を講ずる。		
		c bで把握した情報について、地方公共団体		
		に適切に情報提供する。		
		地熱発電事業に係る独立行政法人エネル		
	地熱発電事業の円滑な	ギー・金属鉱物資源機構の債務保証制度につ		
75	実施に向けた制度の取	いて、FITの一旦認定であっても採択可能	措置済み	経済産業省
	扱の明確化	であることを適切な文書等に明記して公表		
		する。		
		「地域脱炭素のための促進区域設定等に向		
		けたハンドブック」における、地球温暖化対		
		策の推進に関する法律に基づき都道府県が		
		定める促進区域の設定に関する基準(以下		
		「都道府県基準」という。)の例示において、		
		大規模風力発電施設に関して、促進区域に含		
	促進区域設定等に向け	めない区域の例として保安林の記載がある。		
76	たハンドブック」におけ	これはあくまで、都道府県基準の策定例を示したものであり、基準の具体的な内容は、地	措置済み	環境省
'	る人兄侯風刀光电池改	したものであり、基準の具体的な内谷は、地	16 6 77 4	水九日
		域の自然的社会的条件に応じて、各都道府県		
	記載の明確化	において決定されるものである。一方で、都		
		道府県基準において、一律に保安林が促進区		
		域の対象外であると解されることがないよ		
		う、分かりやすさの観点から、当該ハンドブ		
		ックに注意書きを記載する等の必要な措置 * ##ゼス		
77	日初知士はるご芳	を講ずる。	## 空 文 2.	◇◇ ◇ ↔ · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
77	風況観測方法の改善	浮体式の洋上風力の設置促進の前提とし	拒直済み	経済産業省

		て、フローティングライダーでの乱流強度計測を円滑に実施することが重要であるところ、乱流強度計測技術も含めてフローティングライダーの精度検証及び観測手法の確立に向けて必要な措置を講じ、その成果を公表する。		
78	送電線等の道路占用許 可の運用改善	一般的に占用の許可等の手続に際して道路占用に係る許可の判断に必要となる範囲を著しく超えた過度な資料の提出を求めることや、他の占用申請者との不公平な取扱いを行うことは妥当ではないため、占用の許可等の手続に当たって適正な運用を行うよう、国及び地方公共団体の関係機関に対して通知を発出する等の措置を講ずる。	措置済み	国土交通省
				環境省
				内閣官房
				内閣府
				宮内庁
		「2030年度におけるエネルギー需給の見通		警察庁
		し」(令和3年10月22日公表)における2030	こども家庭	
		年度の太陽光発電の導入見込みにおいて、		庁
		「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく政府実行計画等に基づき、公共部門が率		総務省
	再生可能エネルギーの	先して実行」することで6.0GW(以下「GW		法務省
		導入目標」という。)分の導入が見込まれて いるが、環境体界が3.00mを内が見込まれて	令和5年上期措置、以降	外務省
		いるが、環境省及びその他各府省庁は、GW 導入目標の達成に向けたPDCAを回す仕	順次措置	財務省
		組みとして連絡会議を設置し、当該連絡会議		文部科学省
		を活用して、施設種別のkWベースでの2030		厚生労働省
		年度の主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入目標の策定・精緻化も含め、G		農林水産省
		W導入目標の着実な達成に向けて適切に調		経済産業省
		整を行うなど必要な措置を講ずる。		国土交通省
				防衛省
				人事院
				会計検査院※ ※内閣から独立した機関であるが、趣旨を踏まえ、オブザーバーとして参加している。

<人への投資分野>

(1) 外国人材の受入れ・活躍の促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	外国人材の受入れ・活躍の促進	a 法外 の の と 定 で の の と 定 で で の の と に 下 で の の と に 下 で の の と に 下 で の の と に 下 で の の と に 下 で の の と に 下 で の の と に 下 で の の と に 下 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	a 年得置5置り論速c年得置5d討速e検 (度次、年 令結か前結第後度つ結か令 前検第後期 5を措)、やら討り、やり対する。を持つ、やの対するを措がある。 の、かの対するを措がいる。 の、なの対するを持つでする。 の、はのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	a, c, 厚 e : 部務務働省省省省

(2) 労働時間制度の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2		厚生労働省は、裁量労働制について、労働 政策審議会での議論の結果に基づき、同制度 がその趣旨に沿って労使双方にとって有益	み、(後段) 令和6	厚生労働省

	な制度として活用されるよう、必要な措置を	始	
	講ずるとともに、年次有給休暇の時季指定義		
	務を含め、働き方改革を推進するための関係		
	法律の整備に関する法律(平成 30 年法律第		
	71号)で導入又は改正された制度について、		
	同法の施行5年後に、施行状況等を踏まえて		
	検討を加え、必要があると認めるときは、所		
	要の措置を講ずることとされていることを		
	踏まえ、今後、施行状況等を把握した上で、		
	検討する。		

(3) 副業・兼業の活用促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
3	副業・兼業の活用促進	a 厚生労働省は、副業・兼業時における労働時間管理の方法として、「原則的な労働時間管理の方法」及び「簡便な労働時間管理の方法」及び「簡便な労働時間管理の方法」及び「管理モデル」という。)を示して、一般ではいるが、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	a:令和4年度から 継続的に措置 b:措置済み	厚生労働省

(4) 企業に求められる雇用関係手続の見直し

			-t-141-11=	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	企業に求められる雇用関	a 厚生労働省は、時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定届)の本社一括届出品品にの内容が異なる場合でも一活所とし、これを管轄する労働基準監督署に送付にとなる事業場を管轄する労働とはである。といるではといるではといるではといるではである。といるではである。とのな措置を関係では、公共職業安定所への提出についるのでは、公共職業安定所への提出についるのでは、公共職業安定所への提出についるのでは、公共職業安定所への提出についるのでは、公共職業安定所への提出についるのでは、公共職業安定所への提出についるのでは、公共職業安定所へのによりのといるのでは、公共職業安定所へのによりのでは、公共職業安定所へのに対しているのでは、公共職業をである。	a:令和5年度上期 結論、結論を得次 第速やかに措置 b:速やかに措置	厚生労働省

(5) 在宅勤務手当を「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できる場合の明確化

١	lo.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
	n		『厚生労働省は、在宅勤務をする労働者に使 ○ 川者から支給される、いわゆる在宅勤務手当		厚生労働省

ら除外できる場合の明確	について、割増賃金の算定基礎から除外する	速やかに措置	
化	ことができる場合を明確化するため、在宅勤		
	務手当のうちどのようなものであれば、合理		
	的・客観的に計算された実費を弁償するもの		
	等として、割増賃金の算定基礎から除外する		
	ことが可能であるかについて検討し、必要な		
	措置を講ずる。		

(6) 企業による雇用関係情報の公開に関する方法等の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
6	の公開に関する方法等の 見直し	a 厚生労働省は、女性の活躍推進企業データベース、両立支援のひろば、職場情報総合サイト(しょくばらぼ)について、企業による更なる情報公表を促すため、これらの利用者像や利用実態等を把握し、その結果を企場であると必要な措置を講ずる。 b 厚生労働省は、労働者がより適切に職業選択を行うため、また、企業にとっては円滑な人材確保を図るため、企業に公表を推奨するき情報等について検討し、開示の項目や方法を整理した職場情報の開示に関するガイドライン(仮称)を策定するなど、必要な措置を講ずる。	a: 令和5年度結 論、結論を得次第 速やかに措置 b: 令和5年度措 置	厚生労働省

(7) 多様な正社員(限定正社員)の活用促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
7	多様な正社員(限定正社 員)の活用促進	労働者に説明が行われるよう、必要な措直を 講ずる。 b 厚生労働省は、企業による「多様な正社 員」制度の導入の参考となるよう、「多様な正 社員」制度を活用している企業の事例につい て実態調査を行い、勤務地や職種等が限定された正社員の処遇等を含めた情報提供の充	a:(前段) 令和5 年度と明措置、 () d, e:令和5年 度, f:令和5年 c, f:令結論で 強速やかに措置 を が第速やかに措置	厚生労働省

	め、職業訓練や学び・学び直しの支援に関す		
	る研修を受講したキャリアコンサルタント		
	によるキャリアコンサルティングの機会を		
	提供する。		
	e 厚生労働省は、多様な働き手の中長期的	I	
	なキャリア形成を支援するため、パートタイ		
	ム・有期雇用労働者、無期転換正社員、限定		
	正社員等多様な働き方に応じたキャリア形	:	
	成支援に関するキャリアコンサルタント向		
	け研修を新規開発・提供し、キャリアコンサ		
	ルタントの専門性の向上を図る。		
	f 厚生労働省は、若年層の将来の選択に資		
	するよう、現在行っている労働関係法令に関		
	する教育の取組に加え、特に中学生・高校生		
	向けに、「多様な働き方」や、その前提となる		
	労働法の基本的な考え方に関する情報提供		
	を強化する方策について検討し、必要な措置		
	を講ずる。		

(8) 教育イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	大学設置基準等の見直し	a 文部科学省は、大学省は、大学省は、大学音にとなる特別では、大学度にで、大学度にで、大学度にでいた、大学度にでいたが、大学度にでいたが、大学度にでいたが、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では		文部科学省
9	調査・情報公開の充実・強 化	a 文部科学省は、各大学に関する情報を、ステークホルダーからの意見等を聴取しつつ、オープンデータ基本指針(平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議)等を基にオープンデータとして整備しい関すると	a, b, e: 令和5年 度措置 c: 令和4年度検 討開始 d:措置済み	文部科学省

	T			
		リングしたり、大学入学希望者に情報提供し		
		たりすることを促すための方策を検討し、実		
		施状況を踏まえ必要な措置を講ずる。あわせ		
		て、各大学が、公表した情報について分析や		
		解説を行うよう促すため、分析や解説の好事		
		例やガイドラインを示すなど、具体的な方法		
		を各大学に示すとともに、こうした取組を行		
		う大学へのインセンティブを設けることに		
		ついて検討し、必要な措置を講ずる。		
		b 文部科学省は、大学ポートレートについ		
		て、その運用を主導するとともに、網羅性、		
		検索性並びに大学間及び時系列間での比較		
		可能性を確保したものとする。また、各種申		
		請や調査等の情報の活用について、その可能		
		性を検討した上で、各大学の負担軽減や学生		
		等の利便性向上に向け必要な措置を講ずる。		
		c 文部科学省は、学生・保護者を含む学校法		
		人・学校等のステークホルダーの判断に資す		
		るよう、企業等の例も参考に、経営情報の公		
		開の在り方について検討する。		
		d 文部科学省は、文部科学省のホームペー		
		ジで、各認証評価機関による認証評価から明		
		らかとなった各大学の「長所」を取りまとめ		
		て、認証評価結果とともに毎年度一覧化して		
		公開する。		
		e 文部科学省は、学生による学修成果や大		
		学による教育成果に関する情報(特に成果指		
		標)及びこれらの公開について調査分析を行		
		うとともに、その結果を、関係機関等が認証		
		評価や各大学における教育研究及び経営に		
		財神の七人子における教育切え及び経営に 関するモニタリングなどの調査分析(メタ評		
		価)に活用するなど、アウトカムを重視した		
		事後チェック機能の強化のため、必要な措置		
		を講ずる。		
		a 文部科学省は、認証評価の妥当性につい		
		て、調査分析(メタ評価)を主導するととも		
		に、認証評価の方法や結果の活用について、		
		海外の事例も含めて調査・検討し、必要な措		
		置を講ずる。		
		b 文部科学省は、認証評価において、よりア	ለጥር দድ	
		ウトカムを重視した評価がなされるよう、認	a, c:令和5年度	
4.0	認証評価等事後評価の在	証評価機関による評価の在り方を検討し、必	措置	1 4-71 111 45
10	り方	悪た措置を講ずる	b:令和4年度検	文部科学省
		c 文部科学省は、大学における教育研究及	討開始、結論を得	
		び経営に関する事後評価について、各大学に	次第速やかに措置	
		対し、学生により良い学修機会を与える場と		
		なることを含めた改革を積極的に促すこと		
		ができるよう、評価の効率化や客観性の確保		
		等の観点も踏まえ、その妥当性を検証するな		
		どの取組を実施する。		
	N=1#	文部科学省は、連携・統合及び縮小・撤退	A 10 10 - 1	
		について、これらに関する現行の制度等が、		
11		各大学の再建や撤退等の判断や取組を後押		文部科学省
	直し	しするものとして実効的に機能しているか、	措置	
		また、連携・統合や縮小・撤退に至る適切な		

		0	T	
		プロセスが設計されているか、以下の点を踏		
		まえ、必要な調査研究を行うとともに、連携・		
		統合及び縮小・撤退の在り方やプロセスの包		
		括的な見直しに向け検討する。		
		①私立大学への支援の在り方を始めとする		
		連携・統合及び縮小・撤退の促進に向けたイ		
		ンセンティブの設計を含む経営者の行動変		
		容を促すための措置の検討		
		② 今後の経営困難校がどれだけ生じるか、ま		
		た、再建・撤退の際に最低限必要となる残余		
		財産額がどれだけかなどの将来の経営に関		
		するシミュレーションの実施		
		③早期に健全化すべき大学を特定するため		
		の経営判断指標及び基準値の設定		
		④ 大学に対するデューデリジェンスの在り		
		方		
		⑤ 再建・撤退に関する判断基準の整備		
		⑥大学の再建・撤退のための支援機関や機		
		能、スキームの整備		
		a 文部科学省は、都道府県における設置認		
		可に係る審査の基準等による参入規制につ		
		いて定期的に実態把握を行い、必要な措置を		
		講ずる。また、公私間を始めとする定員調整		
		等の現状や公正な競争を実現する上での課		
		題について、関係機関の見解も踏まえ、実態		
		把握を行う。		
		b 文部科学省は、各都道府県に設置されて		
		いる私立学校審議会に関し、公正性と透明性		
		の一層の確保に向け、審議の詳細が分かる議		
		事録の公開を原則とした更なる情報公開の		
		推進や、学校教育の質の向上につながるよう		
		な委員構成及び審議事項の在り方について、		
		平成 16 年の私立学校法 (昭和 24 年法律第		
		10 年の松立子校広(昭和 24 年本年第 270 号)改正の際の議論等を踏まえて留意事		
		170 号/ 改正の際の議論寺を聞るたく歯息争 項や好事例等を整理した上で、都道府県に周		
			a~c:令和5年中	
10	高等学校の参入規制の見	知する。	措置	
12	直し	C 人部科学省は、少于化への対応と教育イ	d:令和5年度上	文部科学省
		ノベーションの両立のため、事後型の規制・	期措置	
		制度の充実を図ることにつき、過度な事前の		
		規制・制度につながりかねない公私間の定員		
		調整、設置認可に係る審査の基準等による参		
		入規制や私立学校審議会の運営の現状につ		
		いて、都道府県への調査を継続的に行うとと		
		もに、その結果を公表する。また、この結果		
		を基に、事後型の規制・制度の充実に向けた		
		を塞に、事後室の焼削・制度の九天に同けた 必要な方策について検討する。		
		1		
		d 文部科学省は、都道府県における高等学		
		校の設置や学則変更の審査について、都道府		
		県の対応に係る学校関係者からの相談に適		
		切に対応する旨、学校関係者に周知する。ま		
		た、学校関係者からの相談の状況について、		
		都道府県との情報共有を図るとともに、都道		
		府県において適切な対応がとられるよう指		
		導・助言等を行う。		
	<u> </u>	1	<u> </u>	

(9) 初等中等教育における課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
13	教育現場の実態や課題の 効率的かつ的確な把握	a 文部科学省は、都道府県・指定都市教育 員会を通じた調査にて、調査結果が確規場の実態を通じた調査にで現場の実態をの実態をのとなるよう、調査の適当を表現場の実態的のないでである。 b 文部科学省は、学校現場には場のはでいて、調査をといて、調査には、学校現場には場のは、学校現場には場のは、学校現場には場のは、学校現場には場のは、学校現場にはよる。といび、関係を主により、大きなのは、大きないる。	a~c:令和5年度	文部科学省
14	教育現場の創意工夫を通	a 文部科学省は、新自力では、新育イイを表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	a, c: 令和5年度 検討開始 b, d: 令和5年度 措置	文部科学省
15	教育に関する政策効果等 の検証・評価の充実	ついて検討する。 a 文部科学省は、教育の成果や政策の効果 のアウトカムベースでの把握のほか、b 及び c の実施について、教育分野が他の政策分野 と比較して、成果が判明するまでに長い時間 を要するものが多いこと、成果に対して家庭 環境など他の要因が影響している場合が多 く、政策と成果との因果関係の証明が難しい ものが多いことなどの特性があることに鑑 み、数値化が難しい側面(幼児、児童、生徒	a~c:令和5年度 以降継続的に措置	文部科学省

	及び学生等の課題、保護者・地域の意向、事		
	例分析、過去の実績等)についても可能な限		
	り情報を収集・分析・評価・検証していくこ		
	とが求められることから、国立教育政策研究		
	所とも連携し、客観的な根拠を重視した教育		
	施策の企画立案(EBPM)の推進を中長期		
	的な視点で戦略的に進めていくため、その実		
	施の在り方について検討する。		
	b 文部科学省は、高等学校について、教室で		
	対面型の授業で学ぶ全日制・定時制の生徒		
	と、オンデマンド型コンテンツ等で学習する		
	通信制の生徒との間の教育効果等を把握す		
	るため、それぞれの生徒の実態の把握等につ		
	いて検討する。特に、情報教育をはじめ、新		
	たな教育課題に関する知識を持つ教員の不		
	足と地域差が生じる中にあっても、生徒の多		
	様な学習ニーズに応えられるよう、遠隔授業		
	やオンデマンド型コンテンツ等も取り入れ		
	た教育の推進方策について、既存の制度にと		
	らわれず、検討する。		
	c 文部科学省は、教員に係る各種要素や、多		
	様な入職プロセスにより入職した教員の学		
	校現場での教育効果について実証的な研究		
	に着手する。		
	a 文部科学省は、好事例の現場への展開・浸		
	透の重要性に鑑み、実施する各特例校制度に		
	ついて、各学校設置者や各学校等が情報にア		
	クセスしやすい環境を整備するため、特例校		
	制度の概要や実施状況等について取りまと		
	めたウェブサイトを作成する。		
	b 文部科学省は、高等学校情報科等強化に		
	よるデジタル人材の供給体制整備支援事業		
	(令和4年度補正予算委託事業)において、		
	大学・専門学校・民間企業・NPO等と各都		
	道府県教育委員会とが協議会を設置し、専門		
	性の高い指導者の育成・確保のためのエコシ		
	ステム確立を進めていることの実効性も踏	. A.T. = +	
*** ** ** ! = BB - *	まえて、ICT活用や学校における働き方改 a, (
	革といった教育現場における社会課題解決 度: に向けた取組を実施する。		立切到兴少
		d, e: 令和5年	文部科学省
拡大	c 文部科学省は、教員業務支援員として小度 学校・中学校の学校現場で大学生等の活用を置		
	図ることが、教師の魅力向上の観点からも有 益である可能性があることに鑑み、教育委員		
	会や地域の学校と大学等との連携について		
	検討する。		
	d 文部科学省は、各都道府県・指定都市教育		
	委員会における教員不足への対応を支援し		
	つつ、優れた外部人材を学校現場で採用でき るよう、大学・民間企業等との連携などによ		
	るよう、人子・氏间正乗寺との連携などによ る多様な入職プロセスの事例を把握・横展開		
	る多様な人職ノロセスの事例を把握・(検展開 し、新たな事例の創出を促すことに加え、教		
	し、新にな事例の創田を促すことに加え、教 員採用選考試験の早期化や複数回実施の促		
	貝採用選考試駅の早期化や複数回美施の従 進、全国各地の教師募集情報を一覧できるサ		
	イトの開設、特別免許状等の活用を推進す		

	T			I
		る。		
		e 文部科学省は、都道府県・指定都市教育委		
		員会による教職員配置について、市区町村教		
		育委員会や学校現場の実態に基づいて柔軟		
		に人事配置が行われるよう、それらの実態や		
		課題を把握する。また、遠隔授業の活用や近		
		隣自治体間での協力など、全国の市区町村教		
		育委員会や学校の創意工夫により、効果的・		
		効率的な教育を行うことが可能な場合は、現		
		行制度よりも一層柔軟に学級編制や教職員		
		配置ができる仕組みについて検討する。		
		f 文部科学省は、教育の目標・方法・評価の		
		一体化が重要であり、かつ、学習指導要領と		
		いう目標が定められていることに鑑み、ま		
		た、教育資源の現状を踏まえ、CBT		
		(Computer Based Testing)システムである		
		MEXCBT(メクビット)の更なる活用促		
		進について検討し、必要な措置を講ずる。		
		a 文部科学省は、教員から児童・生徒に教育		
		を施すといった教育システムに児童・生徒を		
		適合させるという考え方より、児童・生徒の		
		主体的な学習者としての成長を支える教育		
		システムを全てのこどもに適用できるとい		
		う考え方が重要であるとの指摘を踏まえ、多		
		様性と包摂性を重視した教育の実現につい		
		て、中央教育審議会義務教育の在り方ワーキ		
		ンググループで検討し、一定の結論を得る。		
		b 文部科学省は、教員の負担軽減及び教育		
		の質の向上を図る観点から、教員の担うべき		
		役割を詳細に整理し、適切な役割分担にして		
		いくため、①~④について、中央教育審議会		
		等で検討する。		
		サミスロック。 ①教員等が担うべき業務を的確に整理する		
		し、教員すが追りべき来傷を的確に是生する。		
		であ、めての収益で進めること。 ・各都道府県・指定都市教育委員会及び市区	a · 今和5年庶坽	
	的確な評価や情報の展開	町村教育委員会の間で、働き方改革の進展に		
17	を通じた教育システム変	差がある現状に鑑み、改善策の提示や優良事		文部科学省
17	革(教員の役割の見直し		b:令和5年度措	人的行子自
	を含む。)		1- 111 1 1271	
		よる制度運営について、BPR (Business		
		Process Reengineering)の手法等も踏まえ、 詳細に実態や課題の把握を行うこと。		
		・「学校・教師が担う業務に係る3分類」にお		
		ける 14 項目について、より実態に沿った形		
		で業務を把握・分析し、役割分担の適正化を		
		図ること。		
		②教員の負担軽減のため、以下の取組を進め		
		ること。		
		・これまでの教員勤務の実態に関する調査に		
		おいて、教員の授業時間が一貫して増加して		
		いることに鑑み、効果的・効率的な授業の在		
		り方の検討も含めて、教員一人当たりの授業		
		に係る負担の軽減を実効的に図ること。		
		・授業や学習指導・生徒指導等の教師が本来		
		担うべき業務に集中することのできる環境		

を構築するため、教員免許を持たない者が行 える業務の明確化などにより、これまで教員 が担ってきた業務を支援スタッフなど教員 以外の者が担えるようにすること。 ③ 外部人材の活用促進のため、以下の取組を 進めること。 ・学校や地域における外部人材の標準的な配 置の考え方を示すことについて検討するこ と。その際、具体的な配置について、都道府 県教育委員会で共通した画一的なものとは せず、地域の実情や工夫を踏まえた柔軟な配 置を可能とすることも合わせて検討するこ ہ ع ・多様な教職員のキャリアパス形成に資する よう、人材の確保・育成・活躍が十分に行わ れるための、必要な措置を講ずること。 ④ 学校組織マネジメントの強化のため、以下 の取組を進めること。 ・民間企業等でのマネジメント経験者による サポート、先進モデル校のマネジメント手法 の共有など学校組織マネジメントの向上の ための具体策や、既に行われている校長の資 質明確化の取組も踏まえた学校組織マネジ メント指針の策定が重要との指摘も踏まえ、 校長等による学校マネジメントカの向上に 資する更なる取組を検討すること。

(10) 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
18		こども家庭庁は、保育士の勤務形態の多様 化への対応及び保育士確保の円滑化(潜在保 育士の活用を含む。)を図るため、保育所等の 配置基準や施設型給付費の給付認定の要件 に関わる「常勤保育士」及び「短時間勤務保 育士」について、これらの定義の明確化及び 見直しに向けた検討を行い、必要な措置を講 ずる。また、明確化された常勤保育士及び 時間勤務保育士の定義を踏まえた運用が行 われていない都道府県等があった場合、再度 定義を周知するなど必要な措置を講ずる。	(前段)措置済 み、(後段)令和 5年度以降継続的 に措置	こども家庭庁

(11) 里帰り出産を行う妊産婦の支援

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
		a こども家庭庁は、妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じたサービスにつなぐ「伴走型相談支援」について、自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け制度化を検討し、必要な措置を講ずる。あわせて、妊産婦の産後の心身の負担軽減を図る観点から、出産後速やかなリスク評価を実施し、医療機関や自治体が連携して必要な支援につなげる取組を推進するための措置を講ずる。また、令和	a, c:令和5年度検討、令和6年度以降措置 b:令和5年度上期措置	a, b: こども家 庭庁 c: こども家 庭庁 デジタル庁

4年度に作成した支援が必要な妊産婦を把 握するための「リスクアセスメントシート」 の周知を図るとともに、効果的な活用方法等 について検討を行い、必要な措置を講ずる。 b こども家庭庁は、里帰り出産をする妊産 婦に対して、産前・産後のケアなどの提供可 能な行政支援に関する情報提供を行い、必要 な行政支援が行われるようにするための環 境整備について検討を行い、必要な措置を講 c こども家庭庁は、自治体が、支援の対象と なる妊産婦を把握し、支援を実施するととも に、利用者の利便性向上等の観点から、出産・ 子育て応援交付金事務におけるデジタル技 術の活用や、伴走型相談支援における面談等 の相談記録や出産・子育て応援ギフトの支給 記録に係る情報連携に向けて検討を行い、必 要な措置を講ずる。具体的には、デジタル庁 と連携し、伴走型相談支援事業に係る事務を マイナンバーを活用した情報連携を可能な 事務として位置づけるため、関係法令の改正 の要否の検討を含め、行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律(平成25年法律第27号。以下「マ イナンバー法」という。)に基づく自治体間で の情報連携を可能とする仕組みの構築を検 討し、必要な措置を講ずる。あわせて、里帰 り出産をする妊産婦について、自治体や医療 機関との間での情報連携の在り方について も検討を行い、必要な措置を講ずる。

(12) 家事支援外国人材の更なる活躍に向けた環境整備*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
20	家事支援外国人材の更な	国家戦略特区家事支援外国人受入事業に関して、家事支援活動の提供に係る請負契約については法人等の代理人による契約を含むことを始めとした家事支援人材の更なる活躍に向けた環境整備、本事業の適正かつ確実な実施を図る観点から必要な制度改善について、令和5年度中を目途に所要の措置を講ずる。	令和5年度中を目 途に措置	内閣府 法務省 経済産業省 厚生労働省

(13) 海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
21	土の汎冶又抜に除る史は	日本語学校の留学生においても、学校が推薦する優良学生であれば、適正校の選定年数に関わらず、卒業後の継続就職活動のための在留資格「特定活動」への変更を可能とすることについて、令和5年度中に結論を得る。	令和5年度中に結	内閣府 法務省

(14) 企業主導型保育事業の規制改革*

No. 事項名 規制改革の内容	実施時期	所管府省
-----------------	------	------

22	制改革	企業主導型保育事業における従業員枠等の在り方について、本事業の趣旨を踏まえつつ、事業主拠出金を負担する事業主団体との協議を行い、その上で令和5年度中に具体的な検討を行う。	 令和5年度中に検	内閣府 こども家庭庁	
----	-----	---	--------------	---------------	--

(15) 「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施*

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	設及び多様な主体による	登録日から3年間は事業実施区域内でのみ有効となる地域限定保育士の資格を付与する特例措置及び株式会社を含む多様な法人を地域限定保育士試験の指定試験機関として活用可能とする特例措置の全国展開について、今後の児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正に向けて、令和5年度中に詳細な制度の検討を行う。	令和5年度中に検 討	内閣府 こども家庭庁

(16) 小規模認可保育所における対象年齢の拡大(3~5歳のみの保育) *

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
24	5巻のみの保育)	認可保育所について、3~5歳のみの保育を	次回の児軍保祉法	内閣府 こども家庭庁

<医療・介護・感染症対策分野>

(1) デジタルヘルスの推進① ーデータの利活用基盤の整備ー

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
	7.75	厚生労働省は、医療・ケアや医学研究、創	2 (11011771	
		薬・医療機器開発などに医療等データ(電子		
		カルテ、介護記録等に含まれるデータ、死亡		
		情報その他の個人の出生から死亡までのデ		
		一タであって診療や介護等に一般的に有用		
		と考えられるデータをいう。以下同じ。)を円		
		滑に利活用することを通じて、国民の健康増		
		進、より質の高い医療・ケア、医療の技術革		
		新(医学研究、医薬品開発等)、医療資源の最		
		適配分、社会保障制度の持続性確保(医療費		
		の適正化等)、次の感染症危機への対応力の		
		強化などにつなげていくため、今般の新型コ		
		ロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」と		
		いう。)への対応も踏まえ、医療等データに関		
		する特別法の制定を含め、所要の制度・運用		
		の整備及び情報連携基盤の構築等を検討する。		
		る。個人情報保護委員会は、上記検討につい		
		て個人の権利利益の保護の観点から助言等		
		を行うとともに、上記検討により明らかになった医療等データの有用性及びその利活用		
		に関する必要性に配慮しつつ、個人情報の保		
	護に関する他安任に配慮してり、個人情報の保護に関する他の分野における規律との整合性等を踏まえ、個人情報保護法の制度・運用の見直しの必要性を含めて、所要の検討を行			
	医療体 ご もの利益田汁	う。厚生労働省及び個人情報保護委員会は、	人和卢左南以晚古	個人情報保護
1	医療等データの利活用法	これらの検討を行うに当たっては、個人の権	令和5年度以降速	委員会
	制等の整備	利利益の保護のため必要かつ適切な措置を	やかに措置	厚生労働省
		講ずる必要があることに留意するとともに、		
		次の i ~viiに留意するものとする。		
		i 一次利用(医療等データを当該医療等デ		
		ータに関連する自然人の治療及びケア等		
		のために利用することをいう。以下同じ。)		
		について、①患者の診療に当たる医師等 が、当該患者が過去に受診した他の医師等		
		が、国該思有が過去に受診した他の医師等 に対して、過去の診療内容等について照会		
		しようとする際に同意の取得が困難な場		
		合があり、効率的に情報共有ができない事		
		例があるという指摘、②各地の地域医療情		
		報連携ネットワークにおいても、同意取得		
		負担等が、当該地域医療情報連携ネットワ		
		一クが対象とする圏域の人口に対する普		
		及率が低迷している一要因であるという		
		指摘、③高齢人口の増加により医療・介護		
		職の適切な確保が必要になることによっ		
		て、①及び②のような問題は医療のみなら		
		ず介護分野も含めて更に深刻になること		
		が予想されるとの指摘及び④アメリカ合		
		衆国の連邦法やEUの規則では、一次利用		
		のために必要な医療機関等の間での第三		
		者提供について、当該患者に対する医療の		
		提供等に関する契約に係る同意と別には、		

必ずしも同意を求めていないとの指摘を 踏まえ、患者等に対する適切な診療やケア 等の目的に限り、必要な医療等データを医 療関係職種や介護職員等限定された範囲 で、当該患者等の明示の同意なく提供し得 る必要があるとの指摘があること。これら を踏まえ、検討の際には、①適切な治療及 びケア等が確保される患者の利益を含め た観点から、明示の同意を必要とする範 囲、②明示の同意が必ずしも必要がないこ ととするとしても、単純に明示の同意を省 略するのではなく、明示の同意以外の措置 を利用した医療等データに関する個人の 権利利益の保護水準の担保、③当該患者等 が希望する場合に適切な医療等の提供の 目的に照らした共有の停止の請求及び④ 共有の停止を行う範囲等の論点について 考慮する必要があること。

二次利用(医療等データを医学研究その 他の当該医療等データによって識別され る特定の個人のみを対象としない目的で 利用することをいう。以下同じ。)につい て、我が国において医学研究や創薬、医療 機器の開発等に利用し得る民間のリアル ワールドデータ(RWD)が欧米に比較し て少ないとの指摘があり、加えて、研究者、 製薬会社等は医療等データの提供を受け るために個別に医療機関等と交渉する場 合があるという実態やEUの動向を踏ま え、例えば医学研究、創薬・医療機器開発 など人々のQOLの向上に重要な役割を 果たし、公益性があると考えられる目的の ためには、一定の仮名化を行った医療等デ 一タを研究者等(仮名化処理を行える主体 は医療分野の研究開発に資するための匿 名加工医療情報に関する法律(平成 29 年 法律第28号)の認定事業者に限らない。) が二次利用に用いること(以下「特定二次 利用」という。)を、必ずしも患者等本人の 同意がなくとも行うことを可能とし、大量 の医療等データを対象とする円滑な特定 二次利用を実現することを含め、国民の健 康増進、より質の高い医療・ケア、医療の 技術革新 (医学研究、医薬品開発等)、医療 資源の最適配分、社会保障制度の持続性確 保(医療費の適正化等)等の観点から実効 的な制度・運用の整備を検討する必要があ ること。また、現在の個人情報保護法上の 個人データの第三者提供に係る例外規定 の制度又は運用については、上記の課題解 決に照らして必ずしも十分な解決策とな っていないとの指摘もあること。他方、検 討の際には、①医療等データを取得した者 (適法に取得したか否かを問わない。) が 差別など本人の不利益となるような利用

を行うことを禁止するとともに、医療等データの漏洩等が適切に防止されることり、個人の権利利益を保護するため、必要かつ適切な措置が講じられることと説情定二次利用について第三者機関を含める等、患者の代表者を含める等、患者の代表者を含める等、患者の形力を望まない者に対して、特定に対して、特定に対して、特定に対して、特定に対して、特定に対して、特定に対して、特定に対して、特定に対して、特定に対して、特定に対して、特別の利用の停止を請求できる権力を必要があること。

- iii 円滑な特定二次利用を確保するために も、少なくとも医療等データのうち特定二 次利用に供される可能性のある外部出力 データに対しては、病名、検査項目、薬その 用法等のコード体系、項目値の単位とと 表現方法、データのフォーマット、 通場の標準化を電子カルテ等のべる 調等の標準化を電子カルテ等ので表 があることや、そのような標準化が行わイン はることや、そのような標準化が行われた でのような標準化を 電子カルテの導入に係る関係者の との 対応を う必要があるとの 指摘があること。
- iv 一次利用に加え、特定二次利用のため、 医療機関、製薬会社・医療機器メーカー、 研究者、行政機関等が必要な医療等データ に円滑にアクセスし、利用できる公的な情 報連携基盤の整備(オンライン資格確認等 システムの拡充や電子カルテ情報交換サ ービス等の整備等)を計画的に進めるため の工程表に基づき、進捗を確認する必要が あること。
- vi 一次利用又は特定二次利用のために医療機関等がその医療等データを公的な情報連携基盤に提供した場合において、当該医療等データの漏洩等が生じた場合、個別の医療機関が公的な情報連携基盤に対して監督等を行うことは困難であることを

	T		
		踏まえて、医療機関と公的な情報連携基盤	
		等の運用主体の責任関係及び役割を整理	
		し、必要な措置を講ずる必要があること。	
		vii 医療等データの利活用に当たって、本人	
		の権利利益を適切に保護する独立した監	
		督機関が必要であること。	
		厚生労働省は、高齢者の医療の確保に関す	
		る法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢	
		者医療確保法」という。) に基づくNDBに収	
		載されたデータ(以下「NDBデータ」とい	
		う。)の大学、民間事業者等の研究者その他の	
		利用者(以下本項において「研究者等」とい	
		う。)への提供(高齢者医療確保法第16条の	
		2)等の迅速化及び円滑化を図り、医療サー	
		ビスの質の向上につなげていくため、以下の	
		世間を講ずる。	
		a 厚生労働省は、NDBデータの利用を行	
		おうとする者に対して、NDBデータの項目	
		及びその構造等の理解を助け、NDBデータ	
		を効率的に解析し得るよう、そのサンプルデ	
		一夕を公開する。	
		b 厚生労働省は、NDBデータの利用を行	
		おうとする者が探索・試行的にデータ解析す	
		ることを可能とするため、トライアルデータ	
		セット(NDBの各年1月、4月、7月及び	
		10 月分から無作為に数%程度抽出する等の a:令和5年上期	
		処理をしたものをいう。以下同じ。) 又は特別 措置	
		抽出(研究者等の指定した抽出条件に従って b, d~f:令和5年	
		NDBデータをNDBから抽出することを 秋措置	
	N. S. S. S. S. T. E. S. C. E. H.	いう。)の承認を受け当該研究者等に提供さc:令和6年秋措	
2	NDBの利活用の容易化	れたデータに対する医療・介護データ等解析置	厚生労働省
	等	基盤(H I C: Healthcare Intelligence g:①令和5年度	
		Cloud) を通じたリモートアクセス (国が指定 措置、②令和5年	
		する特定の施設に限定せず、研究者等の自宅度検討・結論	
		や研究室等からセキュリティレベルを保っh: 令和5年度検	
		たまま調査票情報等を格納するシステムに討・結論	
		アクセスし、分析・集計を行うことができる	
		アクセス方式をいう。以下同じ。) による解析	
		アクセスガ丸をいう。以下向し。) による解析 を可能とする。なお、トライアルデータセッ	
		を可能とする。なの、トライアルナーメセッ トの利用申請に関する審査については、匿名	
		1	
		医療情報等の提供に関する専門委員会(以下	
		「専門委員会」という。)における審査項目を	
		減らすなど、審査を簡略化するものとする。	
		c 厚生労働省は、解析用に処理したNDB	
		データ(ブラックリスト方式で個人特定の可	
		能性のある項目を匿名化する等の処理をし	
		たもの)に対するリモートアクセスを、以下	
		の点に留意しつつ可能とする。あわせて、専	
		門委員会による審査の効率化等を行い、利用	
		申請から申請者が実際にデータの利用を開	
		始し得るまでに要する期間について、平均で	
		390 日を要する現状から、原則7日(研究者	
		等側の都合に要した期間は除く。) とする。ま	
		た、現状の申請件数を踏まえ、当面月1回を	
		設定するが、今後申請件数が増えれば複数回	
	1	PAC / UV / / INT HITT MV 日7C1VISIX外国	

設定する。

- ・特定の商品又は役務の広告又は宣伝を目的とする利用、承諾された利用目的以外の利用、特定の個人を識別する目的での利用その他の不適切利用をオンラインで監視可能な解析環境を構築すること。なお、研究者等がNDBデータを利用する場合を含め研究を行うに当たっては、探索・試行的なデータ解析を行うことが通常であることに留意する。
- ・研究者等による、厚生労働省等に対するリ モートアクセスの申請手続等をオンライ ンで行うことを可能とすること。
- ・研究者等が希望する場合に、NDBデータの専門家等が抽出条件のアドバイスを行う等の支援体制を構築するとともに構造化されたデータを整備するなど解析環境を整備すること。

d 厚生労働省は、NDBデータの利用の要件として高齢者医療確保法第 16 条の2に定める「相当の公益性を有すると認められる業務」について、特定の商品等の広告・宣伝を除く、医薬品や医療機器の創出又は改善に資する調査、研究又は開発(製薬企業を含む民間事業者等による医薬品安全性調査、市販後の有害事象のエビデンス収集等の研究を含む。)に利用可能であることを明確化する。

e 厚生労働省は、NDBデータの利用に関して、「匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報の提供に関するガイドライン」(令和2年10月厚生労働省)において利用を行った研究者等に対して「他の研究や政策利用等をされていることについて、当該記載は特許法にいることについて、当該記載は特許法にの取得を禁止する」と(明明の表別を基礎とする場合であっても、公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するような特許を受けることが可能であり、NDBデータの利用による研究を基礎とする場合であっても、公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を言すにあることを明確化する。

f 厚生労働省は、学会誌への投稿手続が進行している場合など一定の場合は利用期間の延長が可能であることを明確化する。あわせて、利用期間の延長手続によって延長可能な期間が運用上1年以下となっている現状に対し、必要に応じて2年以上の延長が認められることを明確化する。

g 厚生労働省は、NDBオープンデータ(診療行為、処方薬、健診項目等について、全国レベルで集計を行った集計表をいう。)について、個人情報の保護等を引き続き図るとともに、利用による研究等を精密化する観点から、①各セルにおける患者数の該当数値がOである場合にも公表データにマスキングを行っている現状について、当該セルの該当数

		値がOであることを明らかにすることによ	
		って、他のセルにおいて 10 未満の患者数で	
		あることが必然的に明らかとなるケースを	
		自動的に判別するプログラム開発を行うこ	
		とによって、マスキングの範囲を減らす運用	
		を実施し、あわせて、②各セルにおける医療	
		機関等の施設数が3未満となる場合につい	
		てマスキングを行っている現状について、マ	
		スキングを行わないことを基本に検討し、結	
		論を得る。	
		h 厚生労働省は、社会保険診療報酬支払基	
		金(以下「支払基金」という。)が行う、提供	
		申出者の指定した抽出条件及び集計条件に	
		従ってレセプトデータ等を抽出し、一定の集	
		計処理を加え集計表の形式で提供する情報	
		提供サービスにおいて、医療機関の施設数が	
		3未満となる場合にマスキングを行ってい	
		る現状について、個人情報の保護等を引き続	
		き図るとともに、利用による研究等を精密化	
		する観点から、マスキングを行わないことを サカルカサストは#1.45 / 1/2 /	
		基本に支払基金と連携しながら検討し、結論	
		を得る。	
		総務省及び統計所管府省庁(大規模な統計 a: 令和5年度上	
		調査を行う独立行政法人等を含む。以下同期措置	
		じ。)は、学術研究の発展及びEBPMの推進 b: (平均1か月以	
		を図る観点から、統計法(平成 19 年法律第 内での提供)令和	
		53号)に基づく基幹統計及び一般統計等(以 5年度措置、(総	
		下「公的統計」という。) の調査票情報の研究 務省が所管する統	
		者、各府省庁その他の利用者(以下「研究者 計等は平均1週間	
		等」という。) への提供(統計法第33条及び 以内、遅くとも4	
		第 33 条の 2 。以下「二次的利用」という。) 週間での提供)令	
		を迅速化し、及び円滑化するため、必要なリ 和6年度措置、	
		ソースを確保の上、以下の措置を講ずる。具(総務省以外が所	
		体的な検討に当たっては、統計調査に対する管する統計は特段	
		国民の信頼や協力を確保するため、個人情報の事情がある場合	
		等の適切な保護を確保する必要があること平均1週間以内、	
		に留意する。 遅くとも4週間で	a, c, e~h:総
		a 総務省は、統計所管府省庁がその所管すの提供)令和7年	務省
3	公的統計の調査票情報の	る公的統計の調査票情報を、光ディスクを利度措置	b, d:総務省
	円滑な二次的利用の確保	用して二次的利用に供する場合に要する審 c:(前段) 令和5	統計所管府省
		査を標準化し、及び効率化するため、審査の年上期措置、(後	庁
		趣旨及び実施方法を明確化するマニュアル 段) 令和6年上期	
		の作成並びに利用申出の様式の統一を行い、措置	
		所要のシステム開発に着手する。その際、以d:(前段・実証実	
		下の点を踏まえるものとする。 験の開始)令和5	
		・利用申出の様式の統一に当たっては、申出年7月末までに措	
		に係る変数が多数の場合には、いわゆる置、(前段・相当	
		「塗り絵」作業(毎年度の調査票に係るデ 数の総務省所管統	
		「塗り板」作業(毎年度の調査票に係る) 数の心場質別官机	
		係る変数に色付けする作業をいう。) 等に トアクセスの開	
		一様る复数に色がりする作業をいう。/ 寺に トアクセスの開 要する研究者等の手間・負担を軽減するた 始)令和5年度措	
		安りの研究有等の手間・負担を軽減りのに 畑)节和5年度指 め、研究者等が作成予定の統計表(集計様 置、(中段)令和	
		め、研究有等が作成ア定の統訂表(集訂様 直、(中段) 节和 式) や分析出力表(論文等において結果的 7年度措置、(後	
		に公表されない可能性があるものを含 段)令和6年度措	
		む。)(以下「統計表等」という。)のイメー 置	

ジを示しつつ、「令和〇年度から〇年度まe,g:令和5年度 での△△統計調査中の××を除く全ての検討・結論 変数」といった簡易な指定方法もあり得るlf:令和5年上期 ことを明確化すること。

|措置

- 統計所管府省庁が「公益性」(統計法第33h:令和5年度措 条及び第 33 条の2) を審査するに当たっ置 て、競争的研究費(科学研究費助成事業、 厚生労働科学研究費補助金等)その他実施 に要する費用を府省庁(所管する独立行政 法人を含む。) が公募の方法により補助す る調査研究又は府省庁(所管する独立行政 法人を含む。)の委託による調査研究につ いては、統計所管府省庁においてはその旨 の外形的な確認のみを行うものであり、具 体的な研究内容に踏み込んで公益性の有 無に関する判断を行うものではないこと を明確化すること。
- 提供対象となる変数が「必要最小限となっ ており、不要と考えられるものが含まれて いないこと」(「調査票情報の提供に関する ガイドライン」(平成20年12月24日総務 省政策統括官(統計基準担当)決定)第2 の3(3)ウ)に関する統計所管府省庁の審 査について、研究内容には立ち入らず、客 観的・外形的に判断するものであることを 明確化すること。また、個別の審査に当た って、研究者等が研究開始前の時点で予定 している統計表等を統計所管府省庁職員 が確認し、当該統計表等に記載される変数 (以下「利用予定変数」という。)の全て、 当該研究者等が当該研究を行うための利 用予定変数のいずれかに代えて用いる可 能性があるとする変数の全て及び制御変 数として用いる変数の全てを提供するこ とを明確化する方向で検討すること。
- ・研究・論文作成において必要となるプライ バシー保護策は研究者等が適切に実施す ることとし、統計所管府省庁の審査におい ては、①研究者等が作成する統計表等にお いて、個人等の識別・特定が回避されるこ とを論文等における秘匿措置の内容の疎 明などの手段によって確認するとともに、 ②提供・閲覧される調査票情報自体の管理 について、プライバシー保護のための適切 な管理等が研究者等において行われるこ とを初回利用時の管理状況等の確認に基 づく資格認定、誓約の徴取その他の手段に よって確認するものであることを明らか にすること。
- 光ディスクによる調査票情報の提供に代え てオンラインストレージによるデータの 送信その他のオンライン上での提供を研 究者等が選択可能とすることを検討する こと。
- 統計所管府省庁は、aの措置の実施その他

なお、統計所管府省庁における審査期間の 短縮に当たっては、二次的利用ニーズを踏ま え、優先順位を付けて審査期間の短縮を図る ものとする。

c 総務省は、公的統計の調査票情報の提供に関する研究者等向けの一元的な相談窓し、研究者等に対する必要な助言に対する必要な助言に対する必要ともに、必要に対して、統計所管府省庁に対して、個別の請して、個別のでは出て、統計所管所省庁に対して、個別のでは、一次ののでは、一次の利用に関する統計の審査状況を一元的に管理し、またで、公要に応じて、統計を行って、必要に応じて、統計ととの概要を公表し、必要に応じて、統計ととの概要を公表して適時に助言等を行うことの情報システムの開発の着手その他所要の措置を講ずる。

d 総務省は、個人情報等の保護水準の向上 や研究者等の場所の制約のない働き方を推 |進する観点から、研究者等による公的統計の 調査票情報に対するリモートアクセスを早 期に可能とすることとし、その技術的課題を 整理するための実証実験を令和5年7月末 までに開始し、相当数の総務省所管統計につ いて令和5年度中にリモートアクセスを開 始する。また、統計所管府省庁は、令和7年 度末までに公的統計の全てについてリモー トアクセスによる調査票情報の提供を可能 とする。なお、総務省は、リモートアクセス を設計し実装するに当たって、事務の効率化 の観点から、リモートアクセスのサーバーや データベースをオンサイト施設と共通化す ることも併せて検討する。

e 総務省は、統計所管府省庁ごとに二次的利用に関する審査を行っている現状に対し、審査の標準化及び効率化を徹底する観点から、二次的利用を光ディスクの提供による場合、リモートアクセスによる場合のいずれについても、省庁横断的な審査体制の一元化を検討し、結論を得る。

総務省は、研究者等の二次的利用の円滑 化等のため、公的統計に関するメタデータ (調査年ごとの公的統計の利用可能な変数 の一覧及びその変数の定義等) の整理を加速 するとともに、公的統計に関する全てのデー タの機械可読化を推進するためのリソース の確保を含む工程表を作成する。あわせて、 全ての公的統計の調査票情報のリモートア クセスによる提供に関する工程表を作成す g 総務省は、複数の統計における調査票情 報を回答者ごとに連結して多様な分析を行 うことを可能とする観点から、諸外国の状況 を踏まえ、関係府省庁の協力も得つつ、回答 者を紐付ける方策について検討し、結論を得 る。 h 総務省は、地方公共団体に対し、その作成 する公的統計(以下「地方公共団体作成統計」 という。)の円滑な二次的利用を図るため、a |からgまでの国の取組を周知し、必要に応じ、 同様の対応について要望するとともに、地方 公共団体の求めに応じて、地方公共団体作成 統計をリモートアクセスの対象とすること を検討する。

(2) デジタルヘルスの推進② ーデジタル技術を活用した健康管理、重症化防止ー

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	等の身近な場所における	厚生労働省は、個別の患者が居宅以外にオンライン診療を受けることができる場所について明らかにするとともに、デジタルデバイスに明るくない高齢者等の医療の確保の観点から、今般へき地等において公民館等にオンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設可能としたことを踏まえ、へき地等に限らず都市部を含めこのような診療所を開設可能とすることについて、引き続き検討し、結論を得る。	令和 5 年措置	厚生労働省
5	要指導医薬品についての オンライン服薬指導の実 現	厚生労働省は、要指導医薬品についてのオンライン服薬指導の実施に向けた課題(令和4年度に検討し結論を得たもの)を踏まえ、要指導医薬品についてのオンライン服薬指導の実施に向けて、対象範囲及び実施要件を検討し、方向性について結論を得る。その上で、当該結論を踏まえた所要の措置を講でる。その際、政府全体としてデジタル原則に基づいて対面規制の見直しが横断的に進められていることを踏まえるものとする。	結論、結論を得次 第可能な限り速や	厚生労働省
6		SaMD (Software as a Medical Device: プログラム医療機器。医療機器プログラム (医療機器のうちプログラムであるものを いう。) 又はこれを記録した記録媒体たる医 療機器をいう。以下同じ。) は、我が国におけ る医療水準の引上げや医師の働き方改革を 推進し、地方の高齢者などを含め、全国どこ	を進め、令和5年 度結論 b:令和5年措置 c:令和5年度検 討・結論	厚生労働省

に住んでいても高度な医療を受けることを 検討開始、令和5 可能とするなどの観点から、また、我が国経|年度結論 済の成長戦略の観点から、その社会実装は極g:引き続き検討 めて重要な課題である。

規制改革推進会議では令和元年度から本上期結論 件の議論を行っており、今後、数年間のうちh:令和5年度上 に、SaMDの上市及び上市後の機能向上が|期検討・結論 欧米諸国と同程度以上に円滑に進められる|i:令和5年度上 よう、その開発・市場投入の促進を進めるた期措置 め、以下の措置を講ずる。

a 厚生労働省は、SaMDはソフトウェア であり、その物理的性質上、人体に対する侵 襲性が低いことが一般的である一方で、早期 の臨床投入により性能の向上が加速する場 合があること、ライフサイクルが他の医療機 器よりも相当程度短期的であるといった特 性を有するため、SaMDの臨床現場におけ る使用を早期に可能とする必要があること を踏まえ、SaMDに関する二段階承認制度 を導入する方向(SaMD版リバランス通知 を新たに発出することにより対応する場合 を含む。)で検討する。その検討に当たって は、第一段階の承認については、非臨床試験 で評価できる場合や探索的臨床試験が必要 である場合の整理、標榜可能な臨床的意義の 範囲など、SaMDの使用目的や機能等の違 いに応じた検討を行う。なお、第二段階の承 |認に当たっては、治験による場合の他、リア ルワールドデータなどを活用して有効性の 確認を行い得ることとする。

b 厚生労働省は、SaMDの承認後の追加 |学習を通じた有効性向上のためのアップデ - トなど一定範囲のアップデートについて、 SaMDの上市後の機能向上が欧米諸国と 同程度に確保され、臨床現場に恩恵をもたら すことを目指し、①令和4年度の独立行政法 人医薬品医療機器総合機構(PMDA)の科 学委員会における検討において、データを恣 意的に操作できない等の一定の条件の下で、 アップデート時を含む評価データの再利用 を認めることについて結論を得たことを踏 まえ、具体的な想定事例を含め、データの評 価方法及び評価データの再利用に関する留 意点を報告書に取りまとめて公表するとと もに、②変更計画確認手続制度(IDATE N)の効果を向上させる観点から、必要な変 更計画書について、様式の具体的な記載例及 び医療機器の開発経験の乏しいスタートア ップなどのニーズを踏まえたQ&Aを充実 させる。

c bの取組その他の取組によって、変更計画 確認手続制度における変更計画の確認申請 から確認完了に係る審査の標準的事務処理 期間を新たに設定することとし、その際、医 薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性

を進め、令和5年

の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)における医療機器の各類型に応じた申請区分ごとの一部変更承認申請に係る標準的事務処理期間(4ヶ月から6ヶ月)より短い期間で設定する方向で、具体的な方策を検討し、結論を得る。

- d 厚生労働省は、SaMDのライフサイクルの短期性を踏まえ、事業者が迅速に保険償還を受けられることで、革新的なSaMDの開発を可能とする観点から、SaMDについては保険外併用療養費制度の活用も含めた新たな仕組みを設ける方向で、保険適用の在り方を検討する。
- ・第一段階の承認後、事業者の選択に基づき 保険外併用療養費制度の活用等を可能と することにより、保険診療において使用で きることとし、臨床現場で活用されながら 第二段階の承認に向けた迅速なデータ収 集を可能にする。
- ・臨床現場での一定期間の使用実績を踏まえ て償還価格の柔軟な見直しを行う。
- e 厚生労働省は、上市後の使用実績に応じて性能が継続的に向上していく可能性があるというSaMDの特性を踏まえ、保険点を決定した後であっても、事業者の任意の任意ののは、事業者の任意ののは、事業者の任意のの回手を関する方向で、現行の等では、事業者のアップデートの実生労働のを対した頻度で開催可能とする方向で、厚生労働省における所要の体制整備を含め、検討する。
- SaMDの保険対象期間が経過した後も 継続的に患者が当該製品を利用する場合や 希少疾患を対象とする製品で製造販売の承 認を少数の症例で取得している製品を利用 する場合など、保険外併用療養費制度を活用 して、患者が当該製品を利用するニーズがあ る。このため、厚生労働省は、SaMDを使 用する患者が可能な限りその希望する医療 機関において保険外併用療養費制度等を円 滑に利用できる環境を整備するため、現行制 度について、具体的な事例も踏まえつつ、望 ましい在り方を検討する。その際、事業者が 将来的に保険収載を目指す場合であっても 利用可能な制度の在り方を検討するととも に、事業者のニーズに応じた迅速な対象追加 が可能となる観点で検討を行う。また、可能 な限り、患者が受診する医療機関で制度利用 が可能となるよう、開発事業者と医療機関が 円滑に連携できる仕組みとすることに留意 する。

g SaMDのうち医家向け医療機器に該当

するものについては、医療関係者以外の一般 人を対象とする広告を制限する広告規制に行 政指導)が課せられる一方で、医療機器については当該規制は課せられる一方で、医療機器については当該規制にある、「悪貨が良貨を駆逐」する状態にあるよりで、原生労働省にあるとは、原生労働省の国民のアクセセスとは、原生の経過点から、一般人が利用することが等のにから、一般人が利用するとどまらない、適正・安全にが特定されるSaMDについて、単な安全に対して、検討を行うために必要な情報の関択を行うために必要な情報のの決意事項等も含めた、一般人がのといて、検討を行う。

h SaMDは、他の医療機器の開発と異な り、スタートアップなどがごく少人数で開 発・生産を行う内外の実情がある一方で、我 が国では、医療機器の製造に当たり選任が必 |要となる国内品質業務運営責任者(以下「品 責」という。)の要件を満たす人材が限られ、 特に、ソフトウェア開発に関する知見を有す る者は更に限られるとの指摘がある。このた め、厚生労働省は、スタートアップ等による SaMDの開発及び生産を円滑化する観点 から、品責の資格要件の一つである3年以上 の品質管理業務等の職務経験について、講習 の受講等により代替することを可能とする |方向で検討し、結論を得る。なお、当該検討 に当たっては、SaMDについては、薬事法 等の一部を改正する法律及び薬事法等の一 部を改正する法律の施行に伴う関係政令の 整備等及び経過措置に関する政令の施行に 伴う関係省令の整備等に関する省令(平成26 年厚生労働省令第 87 号) における経過措置 として、平成 26 年から平成 29 年までの間、 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習 を修了した者は、3年以上の品質管理業務等 に従事した者とみなすこととされていたこ とを踏まえることとする。

厚生労働省は、遠隔医療のうち、看護師 が医師の指示・監督の下、相談者と情報通信 機器を活用して得られた情報のやり取りを |行い、患者個人の心身の状態に応じた必要な 医学的助言を行うサービスについて、看護師 |が回答し得る範囲を明確化する。その際、適 切かつ円滑なサービス提供が可能となるよ う、「オンライン診療の適切な実施に関する 指針」(平成30年3月厚生労働省)において 遠隔健康医療相談(医師以外)で実施が可能 とされている「一般的な医学的な情報の提供 や一般的な受診勧奨」には、年齢、性別、B MIといった相談者の各種属性や発症時期、 痛みの程度を踏まえ、一般的に可能性がある と考えられる要因(通常は複数の要因)につ いて情報提供を行うこと(受診の要否を含

		よ、) が今まれてこした四陸ルナスナウズや	
		む。)が含まれることを明確化する方向で検 討する。	
		a 厚生労働省は、科学的に妥当性のある指	
		標を収集・蓄積及び分析し、分析結果を現場	
		にフィードバックすることを目的に令和3	
		年度に運用が開始された科学的介護情報シ	
		ステム(LIFE)について、現状では、介	
		護事業所等にフィードバックされた情報の	
		活用方法が明らかでないことなどの課題が	
		指摘されていることを踏まえ、フィードバッ	
		クされた情報の具体的な活用方法の周知、フ	
		ィードバックの範囲について利用者個人の	
		時系列のデータの追加などの改善を実施す	
		る。	
		b 厚生労働省は、LIFEへの介護事業所	
		等の入力負担を軽減する観点から、入力項目	
		の重複の解消、入力選択肢の不足への対応、	
		曖昧な入力項目の定義の明確化等を、令和6	
		年度介護報酬改定と併せて実施するための	
		検討を進め、必要な措置を講ずる。	
		C 厚生労働省は、介護現場におけるデータ 現集及びデータの投資法理した効果的な B	
		収集及びデータ分析を活用した効果的な P D C A サイクルを実現するために、先進的な a, b:令和 5 年度	
		DUAリイクルを実現するために、元進的な a, b: ¬和3 年度 取組をしている事業者の実態も踏まえ、LI 措置	
	利学的企業の推進レアウ	REの項目の見直し等に際して、介護現場及 C:令和5年度検	
7		「この項目の発揮し等に際して、「設成物及し、市相の年度機 び学術的観点から新たな項目の候補を提案 討、令和6年度結	 厚生労働省
'	の拡充	いただき、活用可能性等の検討を経て、介護論・措置	
		報酬改定時等に関係審議会へ提案するサイは:令和9年度措	
		クルの構築に向けた調査研究事業等を実施置	
		する。	
		d 厚生労働省は、自立支援・重度化防止に	
		資するサービスの提供を推進していく観点	
		から、介護報酬におけるアウトカム評価の在	
		り方について、アウトカムを介護報酬に相当	
		程度反映すべきとの要望が有ることに留意	
		しつつ、関係審議会における議論を踏まえ、	
		引き続き検討を行う。その際、高度なセンサ	
		一の利用等により一定期間のアウトカムに	
		ついて一定の精度を確保して測定するなど	
		先端的な事例が報告される一方で、アウトカ ムとしてどのようなことが望ましいのかの	
		判断が必ずしも容易ではないといった課題	
		も指摘されていることを踏まえつつ、LIF	
		Eで蓄積された知見も活用することとする。	
		また、介護現場及び学術的観点から提案され	
		る情報について、専門家等による検討を経	
		て、関係審議会において議論を行い、3年に	
		1度の介護報酬改定につなげるサイクルを	
L		構築する。	
		a こども家庭庁、デジタル庁及び厚生労働 a:(前段) 令和5	a: こども家
		省は、患者等が円滑に受診し、また、結果的年度措置、(後	庭庁
8		に高額療養費等の限度額の把握を行い得る段・所要のシステ	デジタル庁
		こととするため、公費負担医療、予防接種及 ム構築)令和5年	厚生労働省
	見直し	び母子保健(妊婦健診等の健診を含む。)(以 度に着手、(後	b : こども家 g c
		下「公費負担医療制度等」と総称する。)並び段・同様の対応の	庭庁

		に地方公共団体が単独に設けた医療費等の 要請) 令和6年度	厚生労働省
		助成制度(以下「地方単独医療費等助成」とに相当数の地方公	7-27123 6
		いう。)に係る患者等の資格情報(受給期間及共団体において同	
		び対象である助成制度の種類を含む。以下同様の対応が行わ	
		じ。)について、患者や医療機関等がマイナンれ、その後同様の	
		バーカードにより資格情報の確認を可能と 対応が行われる地	
		するために、令和5年度末までに希望する地 方公共団体が段階	
		方公共団体及び医療機関において実証を行 的に拡大するよう	
		い、実施に向けた課題を整理する。その上で、措置	
		法律にその実施根拠がある公費負担医療制 b: (前段)令和5	
		度等の全てについて、特段の事情があるもの年度検討・結論、	
		を除き、マイナンバーカードによる資格情報に結論を得次第速や	
		の確認を可能とするとともに、地方単独医療かに措置、(後	
		費等助成についても、患者や医療機関等がマ 段・優先順位付	
		イナンバーカードにより資格情報の確認を け)令和5年度措	
		可能とするための所要のシステム構築その 置、(後段・必要	
		他環境整備を実施し、地方公共団体に対してな取組の実施)令	
		同様の対応を要請する。 和6年度以降速や	
		b こども家庭庁及び厚生労働省は、a の状況 かに措置	
		を踏まえつつ、公費負担医療制度等に関する	
		審査支払業務について、特段の事情があるも	
		のを除き、審査支払機関に委託することで、	
		一時的な患者等の窓口負担をなくすととも	
		に、地方公共団体や医療機関等の関係者の事	
		務手続負担を軽減する方向で検討し、必要な	
		措置を講ずる。また、乳幼児医療、ひとり親	
		家庭医療、重度心身障害者医療その他の地方	
		単独医療費等助成に関する審査支払業務に	
		ついても、a の状況を踏まえつつ、地方公共	
		団体の区域の内外を問わず、患者が一時的な	
		窓口負担なく円滑に受診できるよう、当該地	
		方単独医療費等助成の受給者数などの実態	
		を踏まえ、優先順位を付けた上で、各地方単	
		独医療費等助成の対象者に係る施策の関係	
		省庁(こども家庭庁及び厚生労働省)におい	
		て、審査支払機関への委託の拡大を含めた地	
		方公共団体、医療関係者等との調整その他の	
		必要な取組を行う。	
		a レセプトの再審査を効率化することで患	
		者が迅速に高額療養費を算定することを可a:令和5年度検	
		能にするとともに、医療機関や各保険者が被討・結論	
		災した場合におけるレセプトの消失を防止b:(前段)令和5年	
		するため、厚生労働省の「審査支払機能の在 度措置、(後段) 令	
		9つにめ、厚生ガ働省の「番重文払機能の任 及指直、(後段) 〒 り方に関する検討会報告書」(令和3年3月 和5年度以降継続	
		29 日)を踏まえ、レセプト原本の一元管理に的に措置	
_	 各種レセプト関連業務の	ついて厚生労働省が主体的に関係者との調 c: 令和5年度下	
9	DX化に伴う見直し	整を進め、結論を得る。 期以降継続的に措	厚生労働省
	ラスで圧り光色し	b 厚生労働省は、支払基金において、レセプ 置	
		ト等の審査を行う審査委員会の審査委員会 d:(前段)令和6年	
		費について、AIによるレセプト振り分け機度結論、(後段)令	
		能の採用による審査委員が審査する目視対和6年度検討開	
		象レセプト及び審査委員の審査従事時間の始、前段の検討結	
		減少の効果を反映し、それに応じた金額が削果を踏まえて早期	
		減される仕組みが検討されるようにする。あに結論	
		1/に し、序土力関目は、又仏益並の番冝安貝	

会費の透明性を向上させるため、都道府県審 査委員会ごとの審査委員会費の額及びその 内訳が毎年度公表されるようにする。 c 厚生労働省は、医療機関等による診療報 酬の請求方法について、令和4年6月の規制 改革実施計画を踏まえ令和5年3月に厚生 |労働省において取りまとめられた「オンライ ン請求の割合を 100%に近づけていくための ロードマップ」が実効的なものとなるよう、 必要な対策を講ずる。 具体的には、光ディスク等による請求や紙 レセプトによる請求を継続しようとする医 療機関等が提出するオンライン請求への移 行計画や届出について、厚生労働省は、経過 的な取扱いが必要なものと認められる事情 や移行に向けた計画として記載すべき事項 等を整理・明確化するとともに、医療機関等 が必要な対応を早期に行うよう促し、提出さ れた移行計画等が適切なものであることが 確認されるようにする。 d 厚生労働省は、柔道整復療養費について、 オンライン請求の導入及び柔道整復療養費 の請求が原則オンライン請求により行われ るために必要な措置を検討する。 あわせて、柔道整復療養費に関するオンラ イン請求の導入に関する検討結果も参考に、 あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費

について、オンライン請求の導入に向けた課

題を検討し、早期に結論を得る。

(3) 医療関係職種間のタスク・シフト/シェア等

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10		厚生労働省は、大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大		厚生労働省

	7	1	
	る。 <u> </u>		
	a 厚生労働省は、高い知識や技術を持つ看		
	護師が在宅領域など地域医療において、多く		
	は慢性疾患を持つ患者の生活に立脚した健		
	康管理や予防に、その能力や専門性を発揮で		
	きる環境を整備し、患者、医師の負担を軽減		
	するため以下の措置を講ずる。		
	①厚生労働省は、在宅医療において、患者に		
	対し適時に適切な医療が行われることを確		
	保する観点から、看護師が医師の包括的指示		
	を受けて行い得る業務を明確化するため、現		
	場のニーズを踏まえて、包括的指示の例を示		
	す。包括的指示の例を作成するに当たって		
	は、在宅療養者の症状変化に対して医師と看		
	護師の適切な連携のもとに、既に提供されて		
	いる薬剤の使用、検査、処置(抜糸抜鈎等)		
	等の実施を妨げることがないよう留意する		
	ものとする。		
	②在宅医療など地域医療の現場において、虚		
	弱高齢者に対する生活評価(入浴等)、認知機		
	制制を関するというのでは、これは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで		
	いては、看護師限りで実施可能な行為の範囲	a:令和5年度措置	
	が不明確であり、結果として医師に都度確認	b: ①②令和5年度	
	があるため、医師、看護師の双方にとって負	検討開始、遅くと	
	担となっているとの指摘があることを踏ま	も令和6年度措	
		置、③(前段)令	
	え、適切な連携のもとに円滑に対応されてい	和5年度措置、③	
在宅領域など地域医療に	る具体例を示す。なお、具体例の提示に当た	(後段) 令和6年	
11 おける医師―看護師のタ	つては、状態変化等を踏まえた必要時の医師	度検討開始、令和	厚生労働省
スクシェア	への報告や相談を妨げることなく、また、当	7年度結論	
	該具体例以外を看護師限りで行ってはなられた。	c:(前段)令和6	
	ないと誤認されないよう留意するものとす	年度及び令和7年	
	る。 b 厚生労働省は、現行の特定行為研修終了	度措置、(中段)令	
	D 厚生労働省は、現代の特定行為研修終了者の活躍の場が大病院に偏っているとの指	和7年度結論、	
	有の活産の場か入病院に偏つしいるとの指	(後段) 令和7年	
	摘を踏まえ、特に、地域医療(地域の小規模	度までの間措置	
	間を踏まえ、特に、地域医療(地域の小規模 医療機関での外来看護や訪問看護など)で活		
	雄可能な特定行為団修修「石の養成を促進		
	し、医師不足が顕著な地域を始めとする各地		
	でのケアの質を維持するため、以下の措置を		
	講ずる。		
	①現行の特定行為研修の受講に要する時間		
	と費用は、一般の看護師や医療機関にとって		
	は負担が重く、普及は現実的ではないとの調		
	査結果が示された。特定行為研修の時間数		
	は、現在対象となっている特定行為を実施す		
	るための実践的かつ高度な理解力、思考力、		
	判断力を身につけるために必要な内容であ		
	るが、看護師によっては既にこうした能力を		
	備えている場合もあることから、その全部又		
	は一部を、国の関与の下、講義履修などのプ		
	ロセス評価のみならず、現場におけるアウト		
	カム評価で代替することを可能とし、より多		
	くの看護師が積極的に挑戦可能なものとす		
	る。あわせて、アウトカム評価が困難な部分		
	については、短期集中型ではなく、看護師の		
i i			

		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
		日常業務の空き時間での長期にわたる研修	
		を可能とし、あわせて、オンライン研修の活	
		用を進める。	
		②実務上、特定行為の実施に必要な手順書が	
		医師から必ずしも円滑に発行されない実態	
		を踏まえ、関係団体の協力も得ながら医師に	
		対し、手順書の理解促進のための周知・広報	
		を図る。また、手順書を発行する医師の負担	
		を軽減するため、医師が簡易に作成できる様	
		式例の検討や看護師の裁量をより拡大する	
		など、現在の標準的な手順書例を改定する。	
		③特定行為(診療の補助)について、その運	
		用状況と地域医療におけるニーズを現場の	
		医師及び看護師等から把握し、特定行為の拡	
		充について検討する。	
		c 厚生労働省は、上記各措置を円滑に実施	
		しつつ、①地域の在宅患者に対して最適なタ	
		イミングで必要な医療が提供できないため	
		患者が不利益を被る具体的状況や②そのよ	
		うな具体的状況において医師、看護師が実際	
		に果たしている役割や課題を令和6年度及	
		び7年度に調査し、更なる医師、看護師間で	
		のタスクシェアを推進するための措置につ	
		いて検討する。その際、限定された範囲で診	
		療行為の一部を実施可能な国家資格である	
		ナース・プラクティショナー制度を導入する	
		要望に対して様々な指摘があったことを適	
		切に踏まえるものとする。上記検討の間にお	
		いても、離島・僻地等において特区制度を活	
		用した実証の提案があった場合は、その結果	
		も踏まえて所要の対応を行う。	
		在宅患者への薬物治療の提供については、	
		訪問看護師が訪問した際に患者が薬剤を入	
		手できていないなど、患者の症状変化に対す	
		る迅速な薬物治療を受けられない場合があ	
		るとの声がある。これについては、夜間・休	
		日などを中心に、薬剤の投与に必要な医師の	
		指示が得られない、指示が得られたとしても	
		処方箋が円滑に発行されない、処方箋が発行	
		されたとしても薬局の営業時間外であり薬 a:令和5年度検	討
		剤を入手できないなど様々な要因によるも開始、令和6年月	支
		のとの意見がある。このような背景の下、訪 結論	
12	在宅医療における円滑な	問看護ステーションに必要最低限の薬剤をb:令和5年度検	原
12	薬物治療の提供	配置し夜間・休日などの患者の急変に対応し討・結論	· 厚生労働省
		たいとの提案があり、これに対して、医師、c:令和5年度検	討
		薬剤師、看護師が連携し、緊急時に対応可能開始、遅くともな	令
		な体制を構築すること、医師が予め処方し、和6年度中に結	論
		当該医師自ら又は薬剤師が調剤した薬剤を	
		患者宅等に保管しておくこと、OTC医薬品	
		を使用することや地域において 24 時間対応	
		が可能な薬局を確保することで対応できる	
		のではないかなどの意見があった。これらを	
		踏まえ、在宅医療の実施状況については地域	
		により異なること、地域の多職種連携の重要	
L		性なども考慮し、在宅患者が適時に必要な薬	
-		· '	•

			1	
		剤(薬局では取り扱っていないことがあると		
		指摘されている種類の輸液等を含む。) を入		
		手できないことがないよう、次の措置を講ず		
		a 厚生労働省は、医師から特定の患者に対		
		する診療について包括的指示を受けた看護		
		師(当該包括的指示に特定の薬剤の投与が含		
		まれる場合に限る。)が夜間・休日を含め必要		
		時に、医師に連絡がつかない事例や、在宅で		
		看護師の同席の下で患者に対してオンライ		
		ン診療(D to P with N)を行う場合など看護		
		師が医師と別の場所にあって、かつ、医師が		
		医療機関外で処方箋を円滑に発行できない		
		事例が存在するとの指摘を踏まえ、在宅患者		
		が適時に必要な薬剤を円滑に入手可能とす		
		る観点から、具体的にどのような地域にどの		
		程度の頻度でどのような課題があるかにつ		
		いて現場の医師、薬剤師、看護師及び患者等		
		に対して調査を行い、必要な対応を検討す		
		る。		
		b 厚生労働省は、在宅患者への薬物治療の		
		提供の実態について、24時間対応を行うこと		
		等を要件とする地域連携薬局の認定等を取		
		得している薬局の一部において、現実には夜		
		間・休日の調剤が行われていないことがある		
		との指摘を踏まえ、必要に応じて実態を調査		
		の上、必要な措置を講ずる。具体的には、地		
		域の薬局において、夜間・休日を含む 24 時間		
		対応が可能となるよう、輪番制の導入や日々		
		の対応薬局の公表等を実施するとともに、そ		
		の実施状況に応じて、その是正等を図ること		
		の方策も含め、必要な対応を検討する。		
		c bによっても24時間対応が可能な薬局が		
		存在しない地域については、必要に応じて、		
		薬剤師、看護師、患者等に対し具体的な課題		
		を把握するための調査を行った上で、在宅患		
		者に円滑に薬剤を提供する体制の整備に向		
		けて必要な対応を検討する。		
		地域における訪問看護師が適時に患者宅		
		を訪問できないことによって、在宅の患者が		
		点滴交換・充填、褥瘡薬の塗布等を円滑に受		
		けられない事例が存在するとの指摘がある		
		ことに対して、薬剤師による当該事例への対		
		応について提案があったことを踏まえ、次の	 令和5年度検討開	
		措置を講ずる。	始、令和6年度結	
13		a 厚生労働省は、①具体的にどのような地	論、結論を得次第	厚生労働省
	点滴交換等	域にどの程度の頻度でどのような課題があ	速やかに必要に応	
		るか、②なぜ訪問看護師が適時に訪問できな	じて措置	
		かったのかを明らかにした上で訪問看護師		
		による課題の解決可能性が現実的にどの程		
		度あるか、について現場の医師、薬剤師、看		
		護師及び患者等に対して調査を行い、当該事		
		例への実効的な対応策を検討し、必要に応じて世界を講ずる		
1 /	 薬剤師の地域における対	て措置を講ずる。 厚生労働省は、調剤業務の一部外部委託	今和5年帝以 隊日	国 上兴禹少
14	未月町の地域にありる対	仔工刀関目は、調用未伤の一部外部安託	TMU十及以降干	厚生労働省

人業務の強化	(対物業務	(薬局における調剤業務のうち、一定の薬剤	期に検討・結論	
の効率化)		に関する調製業務を、患者の意向やニーズを		
		尊重しつつ、当該薬局の判断により外部に委		
		託して実施することをいう。以下同じ。) の際		
		の安全確保のために委託元や委託先が満た		
		すべき基準や委託先への監督体制などの技		
		術的詳細を令和4年度に検討し結論を得た		
		ことを踏まえ、調剤業務の一部外部委託を行		
		うことを可能とするための法令改正を含む		
		制度整備を早期に行うことを検討する。(※)		

(4) 働き方の変化への対応・運営の合理化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
15	介護サービスにおける人員配置基準の見直し	a 厚生	a:令和5年度検 討・結論	厚生労働省
16	障害福祉分野における手 続負担の軽減(ローカル ルールの見直し等)	a こども家庭庁及び厚生労働省は、障害者 の日常生活及び社会生活を総合的に支援という。といの法律(平成 17 年法律第 123 号。以 「障害者総合支援法」という。)に基相談で 管害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事見及び指定 事業者及び指定時害児及び総事 東五祖法に基づく指所施設等及び 提出 業者等、指定障害児及び に基づ に基づ に基づ に基づ に基づ に基づ に基づ に基づ に に を に を に を に を に に に に に に に に に に	置 b:(前段)令和5 年度措置、令和5 年度和5 (中段) (中段) (中段) (中段) (市段) (市段) (中段) (中段) (中段) (中段) (中段) (中段) (中段) (中	こども家庭庁 厚生労働省

ついては、障害福祉サービス等事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の3者のバランスのとれた員数によって構成される会議体で改善等の対応を検討し、内容、件数及び処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。

その上で、障害福祉サービス等事業者が、 当該標準様式等を用いて手続等を行うこと とするための所要の法令上の措置を講ずる 方向で検討する。

なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。

c こども家庭庁及び厚生労働省は、障害者 総合支援法に基づく障害福祉サービス及び 相談支援並びに児童福祉法に基づく障害児 通所支援、障害児入所施設及び障害児相談支 援の指定及び報酬請求(加算届出を含む。)に 関連する申請・届出について、障害福祉サー ビス等事業者が全ての地方公共団体に対し て所要の申請・届出を簡易に行い得ることと する観点から、b の標準様式等に関する検討 結果を踏まえ、障害福祉サービス等事業者及 び地方公共団体の意見も踏まえつつ、申請・ 届出先の地方公共団体を問わず手続を完結 し得ることとするため、障害福祉サービス等 事業者の選択により、電子的に申請・届出を 可能とするためのシステムの整備について 検討する。その際、特段の事情があり、当該 システムの利用を困難とする地方公共団体 については、なお従前の例によることを可能 とする。また、地方公共団体ごとのシステム の利用の有無についてはこども家庭庁及び 厚生労働省において公表する方向で検討す る。

		なお、システムの整備に関する検討の結果		
		を得るまでの当面の間、こども家庭庁及び厚		
		生労働省は、障害福祉サービス等事業者が、		
		その選択により、デジタル技術であって適切		
		なもの(電子メールや地方公共団体が作成し		
		たウェブ上の入力フォームへの入力等を含		
		む。)又は書面によって、申請・届出を行うこ		
		ととするための所要の措置を講ずる。		
		d こども家庭庁及び厚生労働省は、bの標準		
		様式等に関する検討結果を踏まえ、障害者総		
		合支援法及び児童福祉法の規定に基づく障		
		害福祉サービス等事業者の届出であって、法		
		人関係事項その他の事業所固有の事項以外		
		の事項に関するものについては、届出手続の		
		ワンストップ化を実現する方向で検討する。		
		その際、特段の事情があり、c のシステムの		
		利用を困難とする地方公共団体については、		
		なお従前の例によることを可能とする。ま		
		た、地方公共団体ごとのシステムの利用の有		
		無についてはこども家庭庁及び厚生労働省		
		において公表する方向で検討する。		
		e こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福		
		社サービス等事業者が障害者総合支援法及		
		び児童福祉法の規定に基づき行う必要があ		
		る申請、届出その他の手続に関する負担軽減		
		に係る地方公共団体の取組状況や手続の利		
		便性向上に係る地方公共団体の好取組事例		
		を定期的に調査の上、公表する。調査に当た		
		っては、地方公共団体ごとの手続のデジタル		
		化の有無、押印廃止の進捗状況及び紙による		
		申請書類の有無も含めて確認し、公表する。		
		f こども家庭庁及び厚生労働省は、b の標準		
		様式等に関する検討結果を踏まえ、地方公共		
		団体による独自ルールの明文化を徹底した		
		上で、地方公共団体ごとの独自ルールの有		
		無・内容を整理し、定期的に公表する。		
		今後、我が国においては、高齢者の医療・		
		介護需要が高止まりする一方、生産年齢人口		
		は、地域によっても濃淡がありつつも全体と		
	報酬制度における常勤・ 専任要件の見直し等	して減少することが予想されること、育児・		
		介護などを背景にフルタイムでの勤務が困		
		難な労働者が増加していること、また、「非常		
		動あるいは兼任でも医療・看護・介護の質に		
		動めるいは末年でも医療・有護・月護の員に は問題が生じないのではないか」、「場合によ		
		つては、地域の中で、人材の融通を効かせる		
17			今和5年帝世 罕	同什兴思少
17		仕組みがあっても良いのではないか」との指	ア和3年及拒直	厚生労働省
		摘があることも踏まえ、厚生労働省は、診療		
		報酬改定及び介護報酬改定に当たって、常勤		
		又は専任の有資格者の配置要件等について、		
		質が担保された医療及び介護が提供される		
		ことを前提に、医療従事者及び介護従事者の		
		柔軟な働き方の支援の観点から、必要な検討		
		を行う。		
		あわせて、医療及び介護の分野において、		
		サービスの質の確保を前提としつつ、センサ		
				•

	T	<u></u>		
		一等のロボット等の導入を通じた生産性向		
		上が促されるよう、必要な措置を検討する。		
		厚生労働省は、医療、介護(高齢者のみな		
		らず、障害者等に対するものを含む。以下本		
		項において同じ。)及び保育分野(以下「3分		
		野」という。)における人手不足を背景に、3		
		分野の求人者において、職業紹介事業者(以		
		下「紹介事業者」という。)に支払う紹介手数		
		料に対する負担感が強く、また、一部の3分		
		野の事業者において短期間での離職が多い		
		との指摘があることを踏まえ、既に、「医療・		
		介護・保育分野における適正な有料職業紹介		
		事業者の認定制度」の創設、職業紹介事業者、		
		求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、		
		募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事		
		業者、労働者供給を受けようとする者等がそ		
		の責務等に関して適切に対処するための指		
		針(平成 11 年労働省告示第 141 号。以下「指		
		針 という。)の改正によるいわゆるお祝い金		
		の禁止、都道府県労働局への「『医療・介護・保		
		育』求人者向け特別相談窓口」の設置、ハロ		
		一ワークにおける3分野のための人材確保		
		対策コーナーの拡充などを実施してきたも	^ - 	
		のの、依然として3分野の人手不足は深刻で		
		あり、また、3分野を扱う紹介事業者の有料	-	
		職業紹介業務の質や、紹介手数料やいわゆる		
	医療・介護・保育分野にお	お祝い金などに関する問題も引き続き指摘		
	ける人材確保の円滑化の	されていることを踏まえ、次の措置を講ず		
18	ための有料職業紹介事業	る。	(後段) 令和5年	厚生労働省
	等の制度の見直し	a 厚生労働省は、3分野を扱う紹介事業者	度措置	
	寺の前及の光色し	において、お祝い金その他これに類する名目	d:令和 5 年度検	
		で社会通念上相当と認められる程度を超え	討・結論、結論を	
		て金銭等を提供することを禁止する指針の	得次第速やかに措	
		規定や紹介事業者がその紹介により就職し	置	
		た者(期間の定めのない労働契約を締結した		
		者に限る。)に対し2年間の転職の勧奨を禁		
		止するといった指針の遵守が徹底されるよ		
		う、3分野の求人者向け特別相談窓口をより		
		広く周知し、3分野の求人者からの相談を積		
		極的に受け付けるとともに、3分野を扱う紹		
		介事業者への集中的指導監督を実施する。な		
		お、その際、紹介事業者による指針違反の具		
		体的状況を求人者が把握することは困難で		
		あることを踏まえた相談受付を行うととも		
		に、集中的指導監督に当たっては、紹介事業		
		者の紹介先求人者等に対する調査を含め、よ		
		り実効性のある調査手法を活用することと		
		する。		
		b 厚生労働省は、a の集中的指導監督の効果		
		を把握した上で、必要に応じ所要の措置を検		
		討する。		
		c 厚生労働省は、求人者が紹介事業者を選		
		択する際の参考となるよう、3分野を扱う紹		
		介事業者により就職した者の離職や紹介手		
		数料に関する統計データを適切に利活用す		
	•	•		

			,	
		ることにより、実勢手数料の平均値及び分布		
		並びに職種別離職率について、地域(紹介事		
		業者数に応じて、都道府県又はより広域のエ		
		リア)ごと及び職種ごとに、毎年度公表する		
		方向で細部を検討し、結論を得る。		
		厚生労働省の「人材サービス総合サイト」		
		で公開されている紹介事業者ごとの離職状		
		況について、「判明せず(人)」欄に多数を計		
		上しており、離職率の正確な状況が明らかで		
		ない紹介事業者が存在することを踏まえ、当		
		該欄に計上した人数が相当程度多い紹介事		
		業者に対して、追跡調査を徹底させるととも		
		に、これら離職者数の公表期間を、現行の2		
		年から5年へ延長する。		
		d 厚生労働省は、求人者が適正な紹介事業		
		者を選択できるよう、「医療・介護・保育分野		
		における適正な有料職業紹介事業者の認定		
		制度」について、更なる改善を図るため、3		
		分野の求人者のニーズを踏まえ、6ヶ月以内		
		の離職の場合に相当額の手数料の返還を行		
		うことを含め、認定基準の追加等について検		
		対し、結論を得る。その結果に基づいて必要		
		おける。その相来に参ういて必要な措置を講ずる。		
		e 厚生労働省は、ハローワークの人材確保		
		対策コーナーを中心に、労働者が定着しない		
		個々の理由に着目した求人者への支援強化		
		を、関係機関と協力して実施する。また、業		
		界団体と連携したイベントの開催等を積極		
		的に実施するとともに、オンライン上での求		
		人者・求職者双方の利用を推進する。		
		ハローワークが求職者支援のみならず求		
		人者に対する支援機能をこれまで以上に発		
		揮するとともに、介護施設等の合理的な選択		
		を可能とするため、ハローワークごとの職種		
		別の就職実績を毎年度公表する。		
		a 厚生労働省は、労働安全衛生法(昭和 47		
		年法律第 57 号) に基づき労働者の健康の保		
		持増進のための措置として事業者が労働者		
		に対して行うこととされている定期健康診		
		断(以下「事業主健診」という。)について、		
		各検査項目は最新の医学的知見や社会情勢		
		の変化等を踏まえ、項目単独又は他の項目と		
		併せて就業上の措置を行うためのデータと		
		することが期待できるものとして妥当性の	a:令和5年度検討	
1.0	法定健康診断項目の合理	ある検査項目を設定する必要があると考え	開始、令和6年度	E + 꽈보 As
19	化等	られることから、医学的知見等に基づく検討	結論	厚生労働省
	-	の場を設け、検査項目(検査頻度を含む。)及	b:令和5年度上期	
		び検査手法について所要の検討を行い、結論	措置	
		を得る。		
		b 厚生労働省は、事業主健診の結果に基づ		
		き実施する就業上の措置及び保健指導(以下		
		「事後措置」という。)について、小規模の事		
		業場を中心にその実施が低調であるとの指		
		摘があることを踏まえ、産業医の選任義務の		
		ない小規模事業場等の事業者による健診の		
		はい小尻俣尹未场守の尹未白による健診の		

新型コロナウイルス及び 季節性インフルエンザを 同時に検査可能な抗原定 性検査キットの利用環境 の整備	結果を踏まえた適切な事後措置の作業を踏まえた適切な事後措置師等上の語言見を勘察にの事業を動物を表現し当該意見を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を	措置済み	厚生労働省
季節性インフルエンザを 同時に検査可能な抗原定性検査キットの利用環境	診を確保することが期待できると考えられるため、以下の措置を講ずる。 a 厚生労働省は、高齢者は一般的に重症化 リスクが高いと考えられることを踏まえ、地 域の発熱患者が急増し医療提供体制がひっ 迫するおそれがある場合に備えて、特別養護 老人ホーム等の高齢者施設において、入居者	措置済み	厚生労働省

(5) オンライン診療を活用した小児かかりつけ医の検討*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
21		安心して子育てができる環境を整備する 観点から、小児かかりつけ医について、時間 外におけるオンライン診療による地域外の 医師とも連携した対応を行う場合の時間外 対応加算の在り方について、令和6年度診療 報酬改定に向けて検討する。	今和6年帝 珍康起	内閣府 厚生労働省

(6) 救急救命処置の範囲の拡大*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
22	X		令和5年夏に議論 する場を設置 検討の結果を踏ま え速やかに措置	内閣府 厚生労働省

(7) 救急救命処置の先行的な実証*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
23	救急救命処置の先行的な 実証	においてより迅速な処直につなかる医師の 具体的指示の受け方、救急救命士の講習プログラム等を令和5年度中を目途に整理・検討 オスとともに、アナフィラキシーに対するア	令和5年度中を目 途に整理・検討及 び必要な検証をかい、その まえ、実証に必 まえ、実を整 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	内閣府 厚生労働省

(8) 妊産婦の産後の血糖管理に係る保険診療上の取扱いの明確化*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
	対産婦の産後の皿糖官埋 に係る保険診療上の取扱 いの明確化	令和5年度早期に、妊娠糖尿病患者の産後の血糖管理について、在宅妊娠糖尿病患者指導管理料2が算定されることを周知するとともに、妊娠糖尿病患者の産後12週以降に実施する検査について、医学的見地からの情報収集及び検討を踏まえて、診療報酬算定の可否に係る解釈を明確化する通知を発出する。	置	内閣府 厚生労働省

(9) 情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱い*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
25	1)情報銀行における健康・	令和5年4月に行われた情報信託機能の 認定スキームの在り方に関する検討会のと りまとめを踏まえ、情報銀行における健康・ 医療分野の要配慮個人情報の取扱いについ て措置するため、「情報信託機能の認定に係 る指針」を同年夏に改定する。	令和5年夏措置	内閣府 総務省

(10) 外国人の医療アクセスの改善*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
26	外国人の医療アクセスの 改善	外国人の医療アクセスについての課題を整理し、令和5年度中に必要な措置を講ずるとともに、これらを踏まえた上で、速やかに、二国間協定に基づく外国医師による公的医療保険の取扱いも含め、外国人の医療アクセスの改善に必要な解決策の検討に着手する。	令和5年度中に一 部措置	内閣府 厚生労働省

(11) 障害者総合支援法に基づく特例介護給付費等の支給方法の明確化*

N	lo.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	27	障害者総合支援法に基づく特別企業給付費等の支	障害者総合支援法には、介護給付費等の支 給申請をしている障害者等が、緊急その他や		内閣府 厚生労働省
		1 付別月 設和り負帯の文	他中間でしている 降音行寺が、糸心での他で	쁘	序工刀倒 旬

給方法(O明確化	むを得ない理由により、介護給付費等の支給	
		決定前に障害福祉サービスを利用した場合	
		の費用を、支給決定後にその範囲内で支給す	
		る特例介護給付費等の仕組みがある。その支	
		給方法は市町村から障害者等に対して直接	
		支払うこととしているが、市町村、事業者及	
		び障害者等の三者の合意の下であれば、市町	
		村から事業者に対して支払う、いわゆる代理	
		受領を行うことも差し支えないことを明確	
		化するための措置を令和5年度中に講ずる。	

(12) 障害者支援のための規制改革の推進*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
28	障害者支援のための規制 改革の推進	「公職選挙における障害者等が投票しやすい環境整備」、「障害者総合支援法に基づる特例給付の支給方法の明確化」など、障害者支援を念頭に置いた規制の特例措置について着実に取組を進めるとともに、令和4年に実施した「地方創生のための制度改革・規制改革に関するアイディア募集」においてもり、以下の主体から寄せられた障害者関連の規制との主体から寄せられた障害者関連の規制は本事項について、提案内容の具体化を図り、実現可能な項目から早急に必要な措置を講ずる。	実現可能な項目から に措置	内閣府

(13) ユニット型指定介護老人福祉施設整備基準に関する特例*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
29	福祉施設整備基準に関す る特例	ユニット型指定介護老人福祉施設において、介護ロボットを導入し実証実験を行う場合に、共同生活室に関し、隣接する2つのユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものとして、条例において定めることとしても差し支えないこととする特例を踏まえた全国展開について、国家戦略特区自治体による実証を更に重ね、令和5年度中にその結果を踏まえた検討を進め、所要の措置を講ずる。	令和5年度中に措 置	内閣府 厚生労働省

<地域産業活性化分野>

(1) 共済事業における顧客本位の業務運営の取組等

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	共済事業における顧客本位の業務運営の取組等	a にない、	令和5年度措置	a: b: 農経国 農 省生省水产 大大 、 一

(2) 卸売市場の活性化に向けた取組

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	卸売市場の活性化に向けた取組	a 農林水産省は、気候変動による漁獲魚種の変化、事業承継の問題、DXを始めとしたデジタル化への対応など、産地市場・消費地市場それぞれの卸売市場(中央卸売市場及び地方卸売市場をいう。以下同じ。)が抱える課題に対応するため、多様な能力を持つ市場をが活躍できる環境づくりなど、必要現に向けた取組を検討し、必要事業を調整を調整を開発を表した。の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、	年度 告: 等で ま: 等で では調和実たい の措査 の措査 のに を: を: のに のに のに のに のに のに のに のに のに のに	産省

	者に通知するとともに、公正取引委員会の協立を踏まえた措置	
	力を得て、新規参入者の承認ルールも含めた については令和 5	
	卸売市場の運営に係る実務的なルールの実年度措置	
	態調査を行い、開設者からの報告内容(卸売 d:措置済み	
	市場の実務的なルールを含む)を農林水産省	
	ホームページにおいて公表を行う。また、当	
	該実態調査の結果を踏まえて、開設者に対	
	し、新規参入の促進や既存事業者の負担軽減	
	のために、実務的なルールや商慣行等の見直	
	しに向けた検討や取組を促すなど、必要な措	
	c農林水産省は、公正取引委員会の協力を	
	得て、食品等の取引の適正化を図る観点か	
	ら、卸売市場における市場関係者の取引に関	
	する実態調査を行い、当該調査の結果を踏ま	
	え、必要な措置を講ずる。	
	d 農林水産省は、産地卸売市場の統廃合等の	
	取組を支援するにあたって、独占禁止法上問題	
	となるおそれがないなど適法な買参人等の新	
	規参入のルールとなっていることを要件に盛	
	り込むとともに、当該ルールについて公表を促し	

(3) 農協改革の着実な推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
3	農協改革の着実な推進	農林水産省は、令和3年6月の規制改革実施計画に基づき、農協及びJAバンクの自己改革実践サイクルにおいて、農協及びJAバンクが自己改革の取組を自律的に深化・発展させるべく、経営体制の実効性向上、定量的な進捗状況把握、担い手経営体に対する取組強化、オンライン・デジタル技術の活用等の重要性を踏まえて、好事例の横展開も含めて、農協及びJAバンクへの助言及び指導・監督等を行う。	令和 5 年度以降継 続的に措置	農林水産省

(4) 農協における適切なコンプライアンス・ガバナンス態勢等の構築・実施

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	農協における適切なコン プライアンス・ガバナン ス態勢等の構築・実施	a 農林水産省は、トップのコミットメントと実践、外部の目、リスク管理部門の差止め権限、内部通報者の保護等の重要性に回の、農協における内部統制システムのの向上、外部公益の方を性の向上、外部公益の方とのの向上、不正やいうのができずらといいできずに、ができずいできずいで、ができずいで、ができずいで、ができずいで、ができずいで、ができずいで、ができずいで、といけのでは、「クリッグをである。というの方策を検討し、必要な措置を講がいるというの方策を検討し、必要な措置を講が、「クリッグを達成できなかった労働者にノルマを達成できなかった労働者にノル	令和5年度措置	a, c : 農林水 産省 b : 農林水産 省 厚生労働省

マ達成のため自社の商品を購入させること	
はできず、このようなノルマ達成のための商	
品購入を強制したり、また、雇用契約を背景	
に労働者に特定のサービスの利用や商品の	
購入を強制することは、個別事案に応じた民	
事に関する司法判断において、公序良俗違反	
や不法行為となる可能性があることについ	
て、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)で	
は使用従属関係を前提に使用者が労働者を	
不当に拘束することを規制している趣旨も	
踏まえて、周知を行うとともに、労働関連法	
規の法令遵守やハラスメント防止・働き方改	
革に関する事業主が行うべきことについて、	
農協の役職員の理解を深めるための研修や	
説明会等の取組を行う。	
c農林水産省は、人的資本投資の可視化指	
針など他産業の取組を参考にして、各農協の	
状況を比較可能な形で定量的・客観的に把握	
しつつ、農協における人的資本投資を促進す	
る方策を検討し、必要な措置を講ずる。	

(5) eMAFF 地図の積極活用

N	lo.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
	5	eMAFF 地図の積極活用	a 農林水産省は、農地の表示方法をポイント表示からエリア表示(ポリゴン表示)へ改良する。 b 農林水産省は、農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF 地図)の活用が進むよう、他省庁が運用するシステム等との連携を可能にするためのAPIを実装する。	a:措置済み b:令和5年度措置	農林水産省

(6) 国産小麦の競争力強化等に資する農産物検査の実施

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
6	国産小麦の競争力強化等 に資する農産物検査の実 施	農林水産省は、生産性向上や品質の高位安定化などの国産小麦の競争力強化及び国産小麦の需要拡大に資するため、農産物検査に関して、生産者や実需者など様々な関係者の意見や事例の収集・分析を行うとともに、品種特性を踏まえた検査時の留意点を検査実施機関に周知する仕組みづくりを含めた、必要な措置を講ずる。	令和5年度措置	農林水産省

(7) 畜舎に関する規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
7		a 農林水産省は、国土交通省と連携し、畜産業の国際競争力強化に向けた更なるコスト削減のため、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号。以下「畜舎特例法」という。)の考え方を踏まえ、畜舎特例法に基づく新制度(以下「新制度」という。)における「畜舎等」の対象に、畜産業の用に供する倉庫、車庫、排水処理施設、	a, b : 措置済み c : 令和 5 年度措 置、それ以降継続 的に措置	

貯水施設及び発酵槽等(以下「畜産業用倉庫 等」という。)を追加し、あわせて、防火に係 る技術基準を利用実態に即して建築基準法 の基準より緩和することについて、事業者の 意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を 得るとともに、新制度の見直しに向けて必要 な措置を講ずる。 b 総務省は、新制度の見直しの検討の結論 を踏まえ、畜産業用倉庫等の利用実態に即し た消防用設備等の特例基準について、事業者 の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論 を得るとともに、検討の結果、消防法に基づ く規制を見直す場合には、事業者に混乱が生 じないよう、新制度の見直しと可能な限り同 時期に当該見直しを行うため、必要な措置を 講ずる。 c 農林水産省は、畜産業の用に供する施設 であって畜舎特例法の対象に追加すべき施 設を網羅的に把握するため、事業者を対象と した意見交換会やアンケート調査等を行う。 その上で、農林水産省は、国土交通省と連携 し、畜舎特例法の考え方及び今後の畜産業の 大規模化等も踏まえ、畜舎特例法の対象施設 を見直すための検討及び必要な措置を不断 に講ずる。さらに総務省は、上記の検討の結 論を踏まえて、必要に応じて消防法に基づく 規制の見直しについて検討し、必要な措置を 講ずる。

(8) 適切な水産資源管理の推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	適切な水産資源管理の推進	a 農林水産省は、令和5年度でCatch:漁獲の8割をTAC(Total Allowable Catch:漁獲可能量)魚種とする目標を達成するための取組を行う。 b 農林大口では、大口では、大口では、大口ででででででででででででででででででででででで	a:令和5年度措置 b:令和5年度措置 対、遅までに措置 c:令和5年度和5年度の 対、可能なもの がに措置	農林水産省

(9) 改正漁業法の制度運用 (漁業権の免許)

No.	事項名	用(温美権の免許) 規制改革の内容	実施時期	所管府省
NO.	尹垻石		天 厄时期	別官府省
		a 農林水産省は、都道府県に対して、ガイドラインにおいて、漁場を「適切かつ有効」に		
		活用しているかどうかの判断を行う際に確		
		認すべき項目を示したチェックシートにお		
		ける有効の判断基準について、総合的な考慮		
		の中で定量的なデータも含む客観的な証票 類や現地調査の結果等に基づいて判断を行		
		17 17 17 17 17 17 17 17		
		い、これらの各観的依拠がない場合は、有効 の判断基準を満たさないものとみなすよう		
		お導等を行う。		
		b 農林水産省は、都道府県に対して、団体漁		
		業権も含めた未利用漁場について、漁場の全		
		体又は一部が有効に活用されていない場合、		
		チェックシートを活用しつつ必要に応じて		
		指導し、改善されないものは勧告や漁業権の		
		取消し等を行い、漁場を分割して新たな漁業		
		権の設定を行う等、未利用漁場の有効活用を		
		円滑に促進させる取組を行うよう指導を行		
		う。また、未利用漁場の漁場調査を行い、都		
		道府県内外の水産関連企業に対し公募を行		
		う等の取組を好事例として構展関を図る		
		c 農林水産省は、令和5年9月から予定さ	a, e, h, i: 令和5年	
		れている漁業権の次期一斉切替え後 ガイド	上期措置	j:農林水産
		ラインのチェックシートの実効性の検証を	b:(前段)令和5年	省
	改正漁業法の制度運用	行い 検証結果を踏まえ 必要に応じてチェ	度措置、(後段)令	
9	 (漁業権の免許)	ックシートの目直しや運田改善を行う	和5年上期措置	省
		d 農林水産省は、漁場活用状況等のデータ	c, d:令和6年度措	国土交通省
		を海上保安庁に提供し、「海洋状況表示シス	直	i:国土交通
		テム (海しる)」に表示する等、水産事業の視	f, g, j: 令和5年度	省
		点も踏まえ、漁業者向けのデータが充実する	措置	
		ような取組の検討を行うとともに必要な周		
		知を行う。		
		e 農林水産省は、組合員資格要件について、		
		漁民の場合、漁業協同組合模範定款例第4条		
		(地区)で定める地区は道路や橋の開通等の		
		交通事情や漁業者の居住実態等の周辺環境		
		の変化を踏まえ必要に応じて広げるなど柔		
		軟な運用となるよう、都道府県に対して通知		
		を行う。法人の場合、水産業協同組合法(昭		
		和 23 年法律第 242 号) で定める組合員たる		
		資格において、地区内に住所ではなく事業場		
		を有するのみでも組合員資格要件を満たす		
		ことについて、都道府県に対して漁協を指導		
		する旨助言する。また、漁業権行使規則につ		
		いて、道路や橋の開通等の交通事情や漁業者		
		の居住実態等の周辺環境の変化を踏まえ対		
		象範囲を広げるなど実態に即して柔軟な運		
		用となるよう、都道府県に対して通知を行		
		う。 f 農林水産省は、漁協の組合員加入につい		
		□ 辰怀小性自は、温励の祖百貝加入につい		

て、世襲以外の新規加入を認めないこととな っていないか等、適切な組合員資格審査の制 度運用がなされるよう、都道府県に対して指 導する。 g 農林水産省は、漁業権に関する相談窓口 に寄せられた事例について、相談者個人が特 定されないよう配慮を行った上で、誰もが参 照・閲覧できるよう相談の個別事例と情報提 供及び助言の内容を一般化して水産庁ホー ムページに掲載する等を行う。 h 農林水産省は、都道府県が漁業権を免許 しようとする際に、漁場区域の全部又は一部 が港湾区域内にあるときは、港湾管理者と協 議・調整し、港湾の利用、保全、港湾計画の 遂行等への支障が無い場合には、漁業権の内 容を定めた海区漁場計画を作成できること について、適切な方法で周知を行う。 国土交通省は、港湾区域における漁業の 免許の内容等について事前に協議・調整を受 けた際には、港湾の利用、保全、港湾計画の 遂行その他港湾の開発発展への支障がない か等について、関係者(必要に応じて、漁業 者を含む)と確認・調整した上で適切に対応 するよう港湾管理者に周知を行う。 農林水産省は、沖合養殖に適した漁場の 選定方法や沖合に区画漁業権を設定する際 の利害関係人との調整方法など、沖合養殖の 拡大に資する取組に向けた情報収集を行い、 プロセスの透明化を図る。

(10) 一般酒類小売業免許に係る販売地域規制の柔軟化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	一般酒類小売業免許に係 る販売地域規制の柔軟化	財務省は、酒類の小売について、通常の商圏の範囲内にある消費者に対する受注販売については、2都道府県以上の地域を含む場合でも、広範な地域の消費者に対する通信販売に当たらないため、一般酒類小売業免許でも行えることについて、「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について」(法令解釈通達)(平成11年6月25日国税庁長官通達)別冊「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」に明示するとともに、適切な周知を行う。	令和5年措置	財務省

(11) 農地の適切な利用を促進するための施策*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	農地の週切な利用を促進 するための施策	令和5年4月に施行された改正農業経営 基盤強化促進法等の実施状況をフォローし、 令和7年度の本格施行に向け、農地の適切な 利用を促進するために地域計画の作成等を 推進する。	令和5~6年度措 憲	内閣府 農林水産省

<共通課題対策分野>

(1) 行政手続に関する見直し

i ローカルルールに関する手続

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	ローカルルールの見直し	各規制所管府省及び内閣府は、国民や事業者の負担になっている不適切なローカルルールについて、規制改革推進会議が取りまとめた「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」の「4. 今後の取組方針」に即して見直しに取り組む。	_	全府省
2		a てい就きない。 で全な、大定にを 大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、	年度保育所入所申 請に間に合うよう に措置、(後段) 継続的に措置 b:速やかに措置 c:令和6年度保 育所入所申請に間 に合うように措置	a, b) 家 : 家 : で : で : で : で : で : で : で : で :

T T				
		就労証明書を雇用主側のシステムから政府・地方公共団体側のシステムに直接提出できるよう、API等によるデータ連携を可能とする環境整備を行うこと、及び地方公共団体に提出する就労証明書を「様式」ではなく「データ項目」として定めることを検討し、所要の措置を講ずる。		
	の設備等に関する基公開・統一	a 消防庁は、消防庁は、消防庁は、消防庁は、消防庁は、消防庁は、消防庁は、消防庁は、	a: 調査 まままでは、 調査期子では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	総務
	一連の手続のデジタ	要な措置を講ずる。 a 総務省は、地方公共団体の調達に関する 一連の手続について、形式的に書面、押印の 電子化を図るのではなく、機械可読な形式で 電子化を図ることやワンスオンリーを実現 することにより、地方公共団体・事業者双方 にとっての利便性を向上すべきとの意見が あることを踏まえ、当該手続の標準化等につ	a:(前段)令和5 年中に今後の取組 の方向性を取りま とめる、(後段) 継続的に措置 b:速やかに措置	総務省

		いて、地方公共団体における当該手続のデジ		
		タル化の状況や国における情報連携の基盤		
		整備の進捗等の動向を考慮しつつ、地方公共		
		団体や民間事業者等からの意見を聞きなが		
		ら、今後の取組の方向性に係る検討を速やか		
		に行い、一定の結論を得る。また、総務省は、		
		地方公共団体において、競争入札参加資格審		
		査申請に係る標準項目が十分に普及するよ		
		う、継続して必要な措置を講ずる。		
		b 総務省は、地方公共団体の公共調達関連		
		に係る書面、押印の取扱いについて、令和4		
		年 12 月に取りまとめた「競争入札参加資格		
		審査申請に係る標準項目等の活用状況に係		
		るフォローアップ等調査の結果」を踏まえ、		
		書面、押印を継続して求めている地方公共団		
		体に対して、速やかな書面、押印の見直しを		
		引き続き求めることとする。		
		a こども家庭庁、デジタル庁及び厚生労働		
		省は、患者等が円滑に受診し、また、結果的		
		に高額療養費等の限度額の把握を行い得る		
		こととするため、公費負担医療制度等及び地		
		方単独医療費等助成に係る患者等の資格情		
		報について、患者や医療機関等がマイナンバ		
		一カードにより資格情報の確認を可能とす	a:(前段)令和5	
		るために、令和5年度末までに希望する地方	年度措置、(後	
		公共団体及び医療機関において実証を行い、	段・所要のシステ	
		実施に向けた課題を整理する。その上で、法		
		律にその実施根拠がある公費負担医療制度	ム構築) 令和5年	
		等の全てについて、特段の事情があるものを	度に着手、(後	
		除き、マイナンバーカードによる資格情報の	段・同様の対応の	
		確認を可能とするとともに、地方単独医療費	要請)令和6年度	
		等助成についても、患者や医療機関等がマイ	に相当数の地方公	
			共団体において同	
		ナンバーカードにより資格情報の確認を可 能とするための所要のシステム構築その他	様の対応が行わ	a:こども家
	中老年の名中のおばのと		れ、その後同様の	庭庁
		環境整備を実施し、地方公共団体に対して同	対応が行われる地	デジタル庁
5	めの公費負担医療制度等		方公共団体が段階	厚生労働省
		b ことも家庭庁及ひ厚生労働省は、aの状況	的に拡大するよう	b:こども家
	見直し【再掲】	を踏まえつつ、公費負担医療制度等に関する	措置	庭庁
		審査支払業務について、特段の事情があるも	b:(前段)令和5	厚生労働省
		のを除き、審査支払機関に委託することで、		アエカ 1919
		一時的な患者等の窓口負担をなくすととも	年度検討・結論、	
		に、地方公共団体や医療機関等の関係者の事	結論を得次第速や	
		務手続負担を軽減する方向で検討し、必要な	かに措置、(後	
		措置を講ずる。また、乳幼児医療、ひとり親	段・優先順位付	
		家庭医療、重度心身障害者医療その他の地方	け)令和5年度措	
			置、(後段・必要	
		単独医療費等助成に関する審査支払業務に	な取組の実施)令	
		ついても、aの状況を踏まえつつ、地方公共	和6年度以降速や	
		団体の区域の内外を問わず、患者が一時的な	かに措置	
		窓口負担なく円滑に受診できるよう、当該地		
		方単独医療費等助成の受給者数などの実態		
		を踏まえ、優先順位を付けた上で、各地方単		
		独医療費等助成の対象者に係る施策の関係		
		省庁(こども家庭庁及び厚生労働省)におい		
		て、審査支払機関への委託の拡大を含めた地		
		方公共団体、医療関係者等との調整その他の		

必要な取組を行う。 a こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者が、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時に提出できる専用の窓口を設ける。当該要望については、障害福祉サービ	
祉サービス等事業者が、障害者総合支援法及 び児童福祉法の規定に基づいて地方公共団 体に対して行う手続について、その簡素化や 利便性向上に係る国や地方公共団体に対す る要望を随時に提出できる専用の窓口を設	
び児童福祉法の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や 利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時に提出できる専用の窓口を設	
体に対して行う手続について、その簡素化や 利便性向上に係る国や地方公共団体に対す る要望を随時に提出できる専用の窓口を設	
利便性向上に係る国や地方公共団体に対す る要望を随時に提出できる専用の窓口を設	
る要望を随時に提出できる専用の窓口を設	
ける。当該要望については、障害福祉サービ	
ス等事業者、地方公共団体関係者及び中立的	
な学識経験者の3者のバランスのとれた員	
数によって構成される会議体で改善等の対	
応を検討し、内容、件数及び処理状況を整理	
し、公表する。地方公共団体に対する要望に	
ついては、必要に応じて当該地方公共団体に	
対する助言等を行う。	
b こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福	
祉サービス等事業者及び地方公共団体の意	
見も踏まえつつ、障害福祉サービス等事業者	
が障害者総合支援法及び児童福祉法の規定	
に基づいて地方公共団体に対して提出する a, e: 令和5年度	
指定申請関連文書、報酬請求関連文書及び指措置	
導監査関連文書について、標準様式等を作成 b: (前段) 令和5	
する。その際、当該標準様式等については、年度措置、(中	
押印又は署名欄は設けないことを基本とし、段)令和5年度検	
あわせて、地方公共団体に対して押印又は署一計・結論	
名を求めることがないよう要請するとともc:(前段)可能な	
障害福祉分野における手に、先行して標準様式が定められている介護限り速やかに検討	
続負担の軽減(ローカルサービスと共通化可能な部分は共通化する。を開始し、全和6 こと	ども家庭庁
h m = m = m = m = m = m = m = m = m = m	生労働省
掲 おりには、 その上で、 できる。 では、 では	
該標準様式等を用いて手続等を行うことと置	
するための所要の法令上の措置を講ずる方は: 可能な限り速	
向で検討する。	
なお、地方公共団体が地域の特性に照らしてし、令和6年度結	
特に必要がある場合に、その判断によって、論	
独自の規律を設けることを妨げないことと 行: 令和6年度措	
は日の焼煙を設けることを妨けないことと 1・7和の年度指 し、当該地方公共団体が当該独自の規律に係 置	
る申請・届出文書について独自の様式・添付	
相談支援並びに児童福祉法に基づく障害児	
通所支援、障害児入所施設及び障害児相談支	
援の指定及び報酬請求(加算届出を含む。)に	
関連する申請・届出について、障害福祉サー	
ビス等事業者が全ての地方公共団体に対し	
て所要の申請・届出を簡易に行い得ることと	
する観点から、b の標準様式等に関する検討	
結果を踏まえ、障害福祉サービス等事業者及	
び地方公共団体の意見も踏まえつつ、申請・	
届出先の地方公共団体を問わず手続を完結	
し得ることとするため、障害福祉サービス等	
事業者の選択により、電子的に申請・届出を	
可能とするためのシステムの整備について	
検討する。その際、特段の事情があり、当該	

システムの利用を困難とする地方公共団体 については、なお従前の例によることを可能 とする。また、地方公共団体ごとのシステム の利用の有無についてはこども家庭庁及び 厚生労働省において公表する方向で検討す る。 なお、システムの整備に関する検討の結果を 得るまでの当面の間、こども家庭庁及び厚生 労働省は、障害福祉サービス等事業者が、そ の選択により、デジタル技術であって適切な もの(電子メールや地方公共団体が作成した ウェブ上の入力フォームへの入力等を含 む。) 又は書面によって、申請・届出を行うこ ととするための所要の措置を講ずる。 d こども家庭庁及び厚生労働省は、b の標準 様式等に関する検討結果を踏まえ、障害者総 合支援法及び児童福祉法の規定に基づく障 害福祉サービス等事業者の届出であって、法 人関係事項その他の事業所固有の事項以外 の事項に関するものについては、届出手続の ワンストップ化を実現する方向で検討する。 その際、特段の事情があり、c のシステムの 利用を困難とする地方公共団体については、 なお従前の例によることを可能とする。ま た、地方公共団体ごとのシステムの利用の有 無についてはこども家庭庁及び厚生労働省 において公表する方向で検討する。 e こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福 祉サービス等事業者が障害者総合支援法及 び児童福祉法の規定に基づき行う必要があ る申請、届出その他の手続に関する負担軽減 に係る地方公共団体の取組状況や手続の利 便性向上に係る地方公共団体の好取組事例 を定期的に調査の上、公表する。調査に当た っては、地方公共団体ごとの手続のデジタル 化の有無、押印廃止の進捗状況及び紙による 申請書類の有無も含めて確認し、公表する。 こども家庭庁及び厚生労働省は、b の標準 様式等に関する検討結果を踏まえ、地方公共 団体による独自ルールの明文化を徹底した 上で、地方公共団体ごとの独自ルールの有 無・内容を整理し、定期的に公表する。

ii その他の手続

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
7		a 厚生労働省は、雇用保険制度の失業認定について、4週間に一度全員一律に公共職業安定所への来所を求めている原則的な取扱いを、デジタル技術の活用により見直す。 具体的には、令和5年夏から、大規模労働局において以下の取組を実施する。 ・公共職業安定所への出頭が大きな負担となっている者について、既に実施中の市町村取次の対象者に加え、難病患者、長	a: 令和5年夏から取組を開始し、 速やかに効果検証 を行う b: 令和6年6月 を目途に結論を得る	厚生労働省

		期療養者、子育て中の者等についても、		
		オンライン面談による失業認定を可能		
		とする。		
		・計画的な早期再就職を目指して公共職業		
		安定所の支援を受ける者について、オン		
		ラインでの手続のみによる失業認定を		
		可能とする。		
		b 厚生労働省は、a に記載の取組について、		
		特にオンラインでの手続のみによる失業認		
		定に係る効果検証を踏まえた上で、諸外国		
		の実態も参考にしつつ、デジタル技術を活		
		用した雇用保険制度の失業認定関連手続の		
		在り方について検討し、令和6年6月を目		
		途に結論を得る。		
		a 厚生労働省は、出生時育児休業給付金申		
		請及び育児休業給付金申請において出生日		
		及び出産予定日の確認のために添付が求め		
		られている母子健康手帳の写しについて、		
		出産予定日については、母子保健法(昭和40		
		年法律第 141 号) による妊娠届出に関する		
		情報としてマイナンバー法に基づく情報連		
		携から情報取得すること、または地方公共		
		団体の健康管理システムから情報取得する		
		こと、また出生日については、住民基本台帳		
		ネットワークから情報取得すること等の確		
		認方法により添付省略することができない		
		か、必要に応じてデジタル庁及びこども家		
		庭庁とも連携し、情報連携の環境整備の状		
		況等を踏まえ、雇用保険システムの改修及		
		びマイナンバー法関係法令の改正に係る必		
		要な措置も含めて検討を行う。		
		b 厚生労働省は、育児休業の「パパママ育 体プラス」に係る由語において別途育児休	ace:会和5年	
		「かっつべ」に呼る上出に200.6川で日でか	度措置	
	 子育てに関する各種申	業を取得している配偶者との家族関係を確	D, d, f: 令和6年	a~g:厚生労働
8	請業務の負担軽減	認するために添付が求められている住民票	3月以降措置	省
	萌未物の良性性 <i> </i> 吸	の写しの添付省略に向け、関係省庁と連携	g, h: 可能なもの	h:デジタル庁
		し、雇用保険システムの改修及びマイナン	から順次措置	
		バー法関係法令の改正に係る必要な措置も	が、り順久相直	
		含めて検討を行い、その結果に基づいて必		
		要な措置を講ずる。		
		c 厚生労働省は、出産手当金支給申請にお		
		いて出生の事実、出生日、出産予定日、出生		
		児数等の確認のために添付が求められてい		
		る医師による証明について、出産予定日に		
		ついては、妊娠届出に関する情報としてマ		
		イナンバー法に基づく情報連携から情報取		
		得すること、または地方公共団体の健康管		
		理システムから情報取得すること、また出		
		生日については、住民基本台帳ネットワー		
		クから情報取得すること等の確認方法によ		
		り添付省略することができないか、必要に		
		応じてデジタル庁及びこども家庭庁とも連		
		携し、情報連携の環境整備の状況等を踏ま		
		え、マイナンバー法関係法令の改正に係る		
		必要な措置も含めて検討を行う。		
	1		1	I

	1		T	T
		d 厚生労働省は、被扶養者(異動)届にお		
		いて被保険者と被扶養者の身分確認のため		
		に添付が求められる場合がある戸籍謄本に		
		ついて、令和6年3月以降にマイナンバー		
		法に基づく情報連携による戸籍関係情報の		
		取得が可能となった場合、その戸籍関係情		
		報の取得によって添付省略可能とするため		
		の必要な措置を講ずる。		
		e 厚生労働省は、身分関係等を認定するた		
		めの情報を保険者又は事業主が取得してお		
		らず、公的証明等の添付を省略できない場		
		ちゅくないは、日本のでは、日本のできない。 合において、健康保険組合に係る被扶養者		
		(異動)届に添付が求められる場合がある		
		住民票の写しに関し、既にマイナンバー法		
		に基づく情報連携により取得可能な情報に		
		ついては、健康保険組合に対して当該方法		
		により把握するように周知するなど、住民		
		票の写しの添付省略に向けた必要な措置を		
		講ずる。		
		f 厚生労働省は、養育期間標準報酬月額特		
		例申出書において申請者と子の身分の確認		
		のために添付が求められる場合がある戸籍		
		謄本について、令和6年3月以降にマイナ		
		ンバー法に基づく情報連携による戸籍関係		
		情報の取得が可能となった場合、その戸籍		
		関係情報の取得によって添付省略可能とす		
		るための必要な措置を講ずる。		
		g 厚生労働省は、養育期間標準報酬月額特		
		なされるよう、育児休業期間中における厚		
		生年金保険料の免除申請の対象者に制度の		
		1 - 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11		
		周知を行う等の方策について検討し、必要		
		な措置を講ずる。		
		h デジタル庁は、厚生労働省が実施する実		
		施事項 a~c において、厚生労働省と連携し		
		てマイナンバー法関係法令の改正等必要な		
		措置を講ずる。		
		a デジタル庁及び総務省は、地方公共団体		
		が公金納付にeLTAXを活用することが		
		できるようにするため、民間事業者や地方		
		公共団体等からの意見を踏まえつつ、令和		
		6年通常国会において、所要の立法措置を	和6年通常国会へ	
		講ずることを目指すとともに、システム改	の提出を目指す、	
		修を進め、関係者への必要な周知も行いつ	遅くとも令和8年	
		つ、遅くとも令和8年9月までにeLTA	9月までにeLT	
	地方公共団体への公金	Xを活用した公金収納を開始する。	AXを活用した公	a, b: デジタル庁
9	納付等のデジタル化	b デジタル庁及び総務省は、民間事業者か	金収納を開始	総務省
		らの各種公金の取扱いに関する意見や地方	b : 速やかに検討を	c, d:総務省
		公共団体等からの業務の効率化・合理化に		
		係る意見等を踏まえ、公金の性質上、全国的		
		に共通の取扱いとする必要があるものにつ		
		いて、公金納付者がいずれの地方公共団体		
		に対してもeLTAXを活用して納付を行		
		い関係者の業務効率化を図ることができる		
		ようにするため、その公金収納の開始時期		
		5 ノニュットの、「リカ亜状態の開始時期		

		等の検討を速やかに行い、一定の結論を得		
		る。		
		c 総務省は、令和4年3月に立ち上げた、 地方税における電子化の推進に関する検討		
		地力税における電子化の推進に関する検討 会実務者ワーキング・グループ及びその本		
		会において、地方税の処分通知等(課税明細		
		書等の添付書類を含む) のデジタル化につ		
		音等の添り音類を含む/ のデジダルにこう いて得た結論を踏まえ、可能なものから速		
		やかに措置を講ずる。		
		cnic相直を講する。 d 総務省は、税務システムの標準化におい		
		て、できる限り書式・様式等の統一化も図る		
		ようにする。		
		a 国土交通省は、地方公共団体が管理する		
		都道府県道、市区町村道に係る道路占用許		
		可申請手続において、デジタル庁が環境整		
		備等を実施するe-Govを利用したオン		
		ライン申請が可能となるように必要な措置		
		を講ずる。なお、当該オンライン化に際し、		
		道路法施行規則(昭和 27 年建設省令第 25		
		号)第4条の3により道路法施行規則様式		
		第5の申請項目をもって申請が可能となる		
		ように措置する。また、eーGov上で申請		
		先の地方公共団体を問わず道路占用許可申		
		請手続が完結できるよう法令上の措置の必		
		要性も含めて継続的に普及促進の検討を行	a:(前段)令和5	
		い、その結果に基づいて必要な措置を講ず	年度に試行的に複	
		る。	数の地方公共団体	
		b 国土交通省は、地方公共団体が管理する	に対して措置、令	
		都道府県道、市区町村道に係る道路占用許	和6年度以降順次	
		可申請手続のeーGovを利用したオンラ	措置、(中段)令	
		イン化に際し、国道の道路占用システムと	和5年度措置、	│ │a~c:国土交通
		e - G o v を連携し、国土交通省が管理す		省
	 道路占用に係る手続の	る国道に係る道路占用許可申請手続につい		d:国土交通省
10	ワンストップ化	ても、ワンストップ等により、円滑に行える		警察庁
		方策を検討し、必要な措置を講ずる。また、		e:警察庁
		地方公共団体が管理する都道府県道、市区		f, g : デジタル庁
		町村道に係る道路占用許可申請手続の e -		, 8 . 7 . 7 . 7 . 7 . 7
		Govを利用したオンライン化に際し、国		
		土交通省は、デジタル庁及び警察庁と連携		
		して道路使用許可との一括での申請が可能		
			置済み、令和5年	
		c 国土交通省は、歩行者利便増進道路制度		
		に基づき、道路を占用して路上に飲食施設		
		等を設置しようとする際、国土交通省が管理さる関係が		
		理する国道では、オンライン上で公開され		
		た道路占用許可基準の確認事項を満たす場合の中語者は漢略等できる。		
		合、申請者は道路管理者へ事前相談を行う		
		ことなく、道路占用許可をオンライン等で 申請することができることを鑑み、都道府		
		中崩りることができることを <u></u> が、郁道府 県道、市区町村道においても歩行者利便増		
		焦道、川区町刊道においても少円有利使塩 進道路制度に基づき、道路を占用して飲食		
		施設等を設置しようとするときにおける確		
		認事項の公開による占用許可の円滑化が進		
		むよう検討を行い、その結果に基づいて必		
		要な措置を講ずる。		
	L		I	1

	T			
		d 国大会会、		
		においても、国土交通省と連携して取り組む。 g デジタル庁は、国土交通省が実施する e ー G o v を利用した都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続のオンライン化において、国道に係る道路占用許可申請とのワンストップ、道路使用許可との一括申請においても、国土交通省と連携し、実現方法について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。		
11	情報システム調達を通 じたデジタル化の推進	a デジタル庁は、ベンダーロックインの実態や情報システム調達の在り方について、継続的に調査検証、見直しを実施するとともに標準テンプレート等、できた成果について周知をおこなうこと。	a, b : 速やかに検 討を開始し、可能 なものから順次措 置	デジタル庁
12	公職選挙における障害 者等が投票しやすい環 境整備*	令和6年のつくば市長選挙、つくば市議会議員選挙において、障害者等の利用希望を踏まえて巡回場所を定める、地域の実情に即した移動期日前投票所(いわゆるオンデマンド型移動期日前投票所)を導入するなど、移動が困難な障害者等が投票しやす	令和5年度早期 に実証実験を開 始し検討、結論	内閣府 総務省

い環境を整備するため、令和5年度早期に つくば市の提案を踏まえた実証事業を開	
始し、制度面・運用面での課題について検	
討を行い、結論を得る。	

(2) 司法手続に関する見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
13	民事訴訟手続のデジタル化	から試行や先行連用を開始できるように環境整備に取り組む。 c. 注務名は デジタル化された民事訴訟手	a: 措 置 者 音 音 音 音 音 で は が 続 な 措 で は の か も 置 者 の か も の の が る も の も の の も の も の も の も の も の も ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	法務省

源的なセキュリティを確保すること、⑥利 用状況を発出するための客観的指揮を設 け、PDCAサイクルを回しながら、②国 民目線で利用しやすいものとすること、②国 民日線で利用しやすいものとすること、②国 (会しいう観点からは、例えば、アカウント 得についてオシラインのみで完結する仕組 みや、また、インターネット入方を導入することについて環境整備に取り組む。 。 法務省は、関庭手続における債権屈出や 債権管理等、デジタル化の効果が大きがの デジタル化に関する規律にかかわることが可 能となるようにすること、②側座手続におけ ける破産管財人等が行うカーネ・③金用する中 でこって電子記録のルールを適用する中 でこって電子記録のルールを適用する中 について電子記録のルールを適用するデジタル 化を検討する。 b 法務省は、家事事件手続及び民事保全、 執行、側座手続等のデジタルをに周出した。 上で、国民にとってデジタルのよりたが 大きく、かつ、早期に実といる自出、記録の関分した上で、国法所におけ長地、としての場所の 田といった側別の手続にといる上の場かり 田とにとってデジタル化の対象がある場で のつ、申立て、関連ととってデジタルである中 で、国民にとってデジタルである中 は行や先行運用を開始するコール事所始に は行や先行運用を開始するコール事所始に は行や先行運用を開始するコール事所始に は行や先行運用を開始すについては、雇用が備 は対や先行で運用を開始するコール事所始に は対や先行で運用を開始するコール事所始に は対や先行で運用を開始するコール事所始に は対や先行で運用を開始するコール事所始に は対や先行で運用を開始するコール事所始に は対したが、はいに関始できるように環境登備 に対していては、管理・を を を を 教行、側を手続等のデジタルでは、る を を を を を を を を を を を を を
け、PDCAサイクルを回しなごら、国民 目輪で利用しやすいものとすること、⑦国 民目線で利用しやすいものとすること、⑦国 民目線で利用しやすいものとすること、⑦国 場についてオンラインの科学を計する仕組 みや、また、インターネットを用いた申立 でに関し、フォーマット入力方と導しとに っことについて積極的な検討を行うことに ついての環境整備に取り組む。 は務省は、関係手続における債権届出や 債権管理等、デジタル化の民事訴訟手続の デジタル化に関する場合にのからまとが可 能となるようにするで行う激素が言うまとが可 能となるようにするで行う激素が言う。とが可 能となるようにすること、②個底手続における破産管財としてインを適用を対する申立 立てを義務とすること、③中での事に たさ、表情的でしたしたした。 など、手続の物性に応じた更なるデジタル 化を検討する。 b 法務省は、家事事件手続及び民事保全、 執行、倒度手続等のデジタルなにと提出申止、 上で、司法所における限金を登る法判判の関係とした。 上で、司法所における限金をのとしたが、 日といった個別等における時のとしたした。 大きへがつ、早期に実知の関係とした。 大きへがつ、早期に実知の関係としてのよいには、結構置済み らして、対策が多り、対策が関係を提出申した。 に、対策が自然を提出申した。 カ田与の通常 日といった個別を手続きのに必要なお注判がありまたが、 大きへがつ、早期に実は対するののから速やかに関づいた代で、表にいては同がやな通 は行や先行運用を開始するスケジタルでにのよれらいにでによれては今和 で、国民にとってデジタルのとなるエール事語始に 大きく、かつ、早期に実現対策を結合のから、はだや先行連 は、対策を中かに開始できるように環境整備 を独立については、地域と連やかに開始できるように環境整備 権差押えについて、実には計る預るを は、一般的な通権によける預念を は、機能して対策を を構造してシステムよう、激性関についな情報 場合に、一般的な債権譲渡等達が表が伝え対抗、効力を要定して生じさせるよる融機関に対してシステムを は、機能して対策を は、機能して対策を は、対策を
目紋で利用しやすいシステムを構築するという観点からは、例えば、アカウシト取得についてオンラインのみで完結する仕組みや、また、インターネットを用いた申立てに関し、フォーマット入力方式を導入することについて機能側に対しる債権権品と位権管理等、デジタル化に関する規律にかからず、①情報を電子データとして処理対象情に取り接触に取りませることが可能となるようにする方とと、2型倒産上機における破産管財人等が行うカーとを通りる。と、2型倒産上機における破産管財人等が行うカーションでの選別を関いたとなっと、2型側を上域に対ける破産管財人等が行うカーンを通りのでジタル化に関する。と、2型側を上続における破産管財人等が行うカーンを通りのでジタル化を検討する。 立てを原則をしてインタこととの通ります。 は務省は、家事事件手続及び民事保全、教行、倒産手続等のデジタル化に向け、たれて、国民にとってデジタルとを検討する。 は、務省の直接地に応じた更なるが、1 法務省は、大きく、かつ、早期に実現可能なもの一ルを調けの上で、国民にとってデジタルでのより、上がらを知らなる自然を対して、国民にとって、三型にといて、国民にとって、「会には、対しては、対して、国民にとって、「会には、対しては、対して、国民にとって、「会には、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して
民目線で利用しやすいシステムを構築するという観点からは、例えば、アカウント取得についてオンラインのみで完結する仕組みや、また、インターネットを用いた申立てに関し、フォーなの検討を行うことについて残権的な検討を行うことについての環境整備に取り組む。 a 法務省は、デジタル化の効果が決手続のデジタル化に関する規律にかかわらず、①情報を電子がいてに関する規律にかかわらず、①情報を電子ができないと、20個産手線における破産を関したするようにある手続について、民事保全、執行、個産手を関した。一般を通りにある場合に必要なる子ジタル化を検討する申立てを原則ととなどを表別をすることと、20個産手線における破産を関したすることと、20個産手線における破産を関したすることとを表別にある場合にのしたのようなが、例産手における時では、家事事件手続及び民事保全、執行、個産手にのじた更なるデジタル化を検討する。 b 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、個産手にのじた更なる子ジタル化に向け、今和5年の通常の目かにじたが大力をの清かにのじた更なるが、15年の一般の特性に応じたが、大方、の、自然を対したのより、15年の一般の対したのより、15年の一般の対したのより、15年の一般を通りに関いては、15年のように関いては、15年のように関いては、15年のように関いては、15年のように関いては、15年のように関いては、15年のように関いては、15年のように対し、15年のように対しては、15年のように対しては、15年のように対しては、15年のように対しては、15年のように対しないのように対しては、15年のように対しないが、15年のように対しないが、15年のように対しないが、15年のように対しないが、15年のように対しないが、15年のように対しないのように対しないが、15年のようないが、15年のように対しないが、15年のように対しないが、15年のようないが、15年のようないが、15年のようないが、15年のようないが、15年のようないが、15年のようないが、1
という観点からは、例えば、アカウント取得についてオンラインのみで完結する仕組みや、また、インターネットを用いた中立でに関し、フォー積極的な検討を行うことについて強極的な検討を行うことについて強極的な検討を行うことについて強極的な検討を行うことについての境整備に対ける債権信出や債権管理等、デジタル化に効果が対き手続のデジタル化に関する場別律にかかわらず、①情報を電子ようにするとと、②倒療手続における破産管財人等がインターよ、②他素手続における破産管財人等がインタースを選別することが可能となると、②制度手続る申立てを原則としてがインタースを選別することなど、手続のでラッカルとを複別すると、②、会職を対したについて電子記録のルールを適用することなど、手続のの通常に必要なるデンタル化を検討する。 b. 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒の通常国会に必要な法実も関した、上で、司法府にとってデジタル化に向け、た上で、司法府にとのデジタルでのメリットが大きく、かつ、早期に実現可能が上上で、国民にとってデジタルでルのメリットが大きく、かつ、早期に実現可能が出た上で、国民にとってデジタルでのメリットが大きく、かつ、早期に実現可能が出たにして、大きく、が、一個連手続きのデジタル化の本格的な運用を明確するスケンに、大きなが、大きく、大空周囲を関連するスケンは、足事が情に対しているに関連をかいに開始できるように関連をかいに開始できるように関連をかに関連をかがに関連をかがに関連をかが、第4世間については、東海は、東海は、民事執行・利度・教育をなる金融機関に対してシステム送達が実施を加速をかけ、通常を対し、一般的な債権深テム送達、なる金融機関と対してシステム送達が実施を対し、通常を対し、一個に対して指置し、経験はして指置し、経験は、民事執行・関連をかに適度をから過度なかに適度をから過度なかに適度をから過度をからに関係でいる。企業機関に当たって、は一部をして指置して指置し、経験はして指置して指置し、に対して指置して指置し、に対して対し、は、表別は、民事なもものから、通常なもものから、通常を対して対し、は、表別は、民事なもものから、通常を表別に対している。と、表別は関連と対しては、大きなもものから、通常を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を
得についてオンシーネットを用いた申立でに関し、フォーマット入方式を導入することについて結極的な検討を行うことについての環境整備に取り組む。 a 法務省は、関係事業における債権に出や債権管理等、デジタル化の効果が大きいと考えられる手続について民事が記した考えられる上に関する思様にたかからず、①情報を電ようにすが行う本がとを用いて行うことを養務といての事性となる産管財人等が行うネットを用いて行うことを養務といるのよと、②倒座手続における破産管財と大すること、②倒座手続における破産管財と大学が行うターネットを用いて行うことを養務といてを関いるルールを適用すること、法の主にとして電子記録にあり、上して、一般の主にとして、一般の対したと、「一般の主に、一般の主に、一般の対したと、「一般の主に、一般の対したと、「一般の対した」を持ち、一般の対したと、「一般の対した」を持ち、一般の対した。「一般の対した」を表現した。「一般の表現にある」をは、実践方で大きく、かつ。正を関いてデジタル化に向け、令和5年の通常における機の関したとで、国民にとっ早期に実をを対した。上で、国民にとっ早期に実をの分した。「一般の対した」では特定所で、「一般の対した」を表現して、「一般の対しては特定所で、「一般の対しては、「一般の対しては、「一般の対しては、「一般の対し、「一般の対し、「一般の対し、「一般の対し、「一般の対し、「一般の対し、「一般の対し、「一体を表現で、一体を表現で、「一体を表現で、「一体を表現で、「一体を表現で、「一体を表現で、「一体を表現で、「一体を表現で、「一体を表現で、「一体を表現で、「一体を表現で、「一体、一体を表現で、「一体、表現で、「一体、表現で、「一体、表現で、「一体、表現で、「一体、表現で、「一体、表現で、一体、表現で、「一体、表現で、、「一体、表現で、、「一体、表現で、、「一体、表現で、、「一体、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
みや、また、インターネットを用いた申立 てに関し、フィーマットを入することについて特徴的な検討を行うことに ついての環境整備に取り組む。 a 法務省は、関産手続における債権雇団や 債権管理等、デジタル化の規事が大きいと 考えられる手続について、民事訴訟手続の デジタル化に関することが可能となるようにするが行う。本と、②倒産手続における破産管関としてすることが可能となるようにするが行うからで、とのでは、おける破産管関として大き変を受け、大きがした。 はた後討する。家事事件手続及び民事保全、執行、個産手続等のデジタル化に向け、たして、国国にといった他別の可手続とした。との、3全ての事とした、とが、1年の通常国会に対し、対した、上で、同道法院におけば提出した。上で、同道法院におけば提出した。上で、国民にとつてデジタル化のメリットがら、用ち年の通常国といてに関いのするといった。日本の主義を提出する。 日といったと個別の事手続きなのした。との、3会にはは推査済大きへかつ、アリットがら、用ち年の通常といった。国民にとつてデジタル化のメリットがら、用ち年の通常といった。国民にとつてデジタルでは、民事訴も指定行った。大きないで、の選及のは、1年を行って、対し、本を対し、本を対し、本を対し、本を対し、本を対し、本を対し、本を対し、本
てに関し、フォーマット入力方式を導入することについて積極的な検討を行うことについての環境整備に取り組む。 a 法務省は、倒産手続における債権届出や債権管理等、デジタル化の効果が大きいと考えられる手続について、民事訴訟手続のデジタル化に関する規律にかかわらず、①情報を電子データとして、足事訴訟手続の方さとを変に関則として、と、②全日の事件における破産管財人等が行うを一本ットを用いて行うことを発とすのルールを適当におけるでは、手続の特性に応じた更なるとが、手続の特性に応じた更なるが、手続の特性に応じた更なるが、手続の特性に応じた更なるが、手続の場性に応じた更なるが、手続の場性に応じた更なるが、手続の場合は、水の通常の重点を存むが、ので、当成所にといる。 b 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化のよした上で、国法府にお自律制助問閲覧、財上した上で、国法府にとのであるは、日本のがらを検討し、不ものの通常とに区分した上で、中国の通常の目といった個別の手続とに区分した上で、対した上で、国民にとつて早期に安なカリットがら、大きへたつ、甲期に安なカリットがら、対していた、行び上に、大きが、大き、人に、対しては、中で、大き、人に、対しては、中で、大き、人に、対しては、中で、大き、大き、人に、対しては、中で、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、
ることについて積極的な検討を行うことについての環境整備に取り組む。 a 法務省は倒産手続における債権居出や債権管理等、デジタル化の効果が大きいと考えられる手続について、民事訴訟手続のアジタル化に関する規律にかからず、①情報を電子データとして処理することが可能となるよう、法例では一般のなど、事様のといった個別の手続だとで、司法的における破産管財人で、和5年の通常国会に必要な法案を提出した上で、司法的におけるの過常国会に必要な法案を提出した上で、司法的における自律的判断を尊重、日といった個別の手続ごとに区分した。国内といった個別の手続ごとに区分したがあっ、由立て、書の通常とにというが、大きく、かつ、早期に実現可能なものから本のには指置済大きく、かつ、早期に実現可能なものから本格的な運用といった個別の手続に対し、が大きく、かつ、早期に実現可能なものからをには潜置済大きく、かつ、早期に実現可能なものからとならと、執行、倒産手続等のアジタル化をきるように環境整備に取り組む。 家事事件手続及び民事(全、執行、倒産手続等の方が対し、本格的な運用を開始するスケジュニール事訴も指定のいては会和に対し、本格的な運用を開始を表し、ご、連続を指定のには潜で発行では、表別を記し、と、表別を記し、と、表別を記し、と、表別を記し、一般的な信息を確認を表し、に、連続して指置を定していて、元を記し、一般的な信息を表し、一般的な信息を表し、一般的な信息を表し、一般的な信息を表し、一般的な信息を表し、一般的な信息を表し、一般的な信息を表し、一般的な信息を表し、一般的な信息を表して、一般的な信息を表して、一般が表別によりまのなら、対し、一般のな信息を表して、一般のな信息を表して、一般のな信息を表して、一般のな信息を表して、一般のな信息を表して、一般のな信息を表して、一般の表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別を表別によりないのでは、まりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、まりないのでは、まりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、まりないのでは、表別によりないのでは、まりないのでは、まりないのでは、まりないのでは、表別によりないのでは、まりないの
ることについて積極的な検討を行うことについての環境整備に取り組む。 a 法務省は倒産手続における債権居出や債権管理等、デジタル化の効果が大きいと考えられる手続について、民事訴訟手続のアジタル化に関する規律にかからず、①情報を電子データとして処理することが可能となるよう、法例では一般のなど、事様のといった個別の手続だとで、司法的における破産管財人で、和5年の通常国会に必要な法案を提出した上で、司法的におけるの過常国会に必要な法案を提出した上で、司法的における自律的判断を尊重、日といった個別の手続ごとに区分した。国内といった個別の手続ごとに区分したがあっ、由立て、書の通常とにというが、大きく、かつ、早期に実現可能なものから本のには指置済大きく、かつ、早期に実現可能なものから本格的な運用といった個別の手続に対し、が大きく、かつ、早期に実現可能なものからをには潜置済大きく、かつ、早期に実現可能なものからとならと、執行、倒産手続等のアジタル化をきるように環境整備に取り組む。 家事事件手続及び民事(全、執行、倒産手続等の方が対し、本格的な運用を開始するスケジュニール事訴も指定のいては会和に対し、本格的な運用を開始を表し、ご、連続を指定のには潜で発行では、表別を記し、と、表別を記し、と、表別を記し、と、表別を記し、一般的な信息を確認を表し、に、連続して指置を定していて、元を記し、一般的な信息を表し、一般的な信息を表し、一般的な信息を表し、一般的な信息を表し、一般的な信息を表し、一般的な信息を表し、一般的な信息を表し、一般的な信息を表し、一般的な信息を表して、一般的な信息を表して、一般が表別によりまのなら、対し、一般のな信息を表して、一般のな信息を表して、一般のな信息を表して、一般のな信息を表して、一般のな信息を表して、一般のな信息を表して、一般の表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別を表別によりないのでは、まりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、まりないのでは、まりないのでは、表別によりないのでは、表別によりないのでは、まりないのでは、表別によりないのでは、まりないのでは、まりないのでは、まりないのでは、表別によりないのでは、まりないの
コンドの環境整備に取り組む。 a 法務省は、倒産手続における債権雇出や 債権管理等、デシタル化の効果が大きいと 考えられる手続について、民事訴訟手続の デジタル化に関することが可能となるようにすることと、②倒産手続における破産管則人等が行う裁判の下対る申立てを原則としてインの。 でことを義務とすること、③全ての事件について電子記録のルールを適なるデジタル 化を検討する。 b 法務省は、家事事件手続及び民事保全、 執行、倒産手続等のデジタルとを提出した。 上で、司法府にあり自律、記録のの関した上、大きく、かつ、早立で、書面提出に対しなリットから 大きく、かつ、早期に実現のからより、上、大きく、かって、書面提出、記とに区とリールで、 大きく、かつ、早期に実現のから、 大きく、かつ、早期に実現のからならないでは、民事協に 大きく、かつ、早期に実現のがなものルル 大きく、かつ、早期に実現のがなものルを 大きく、かつ、早期に実現のがなものがら速めいら速やかに運 がきずいた間からを変えるスケジュールを 大きく、かつ、早期に実現るスケジュールを 大きく、かの、早期に実現のがなものから速やかに運 は行や先行準和を開始については、民事協論に 下、国民にとってデジタル化のメリットからまめいら速やがに関いていていては、表別論に 大き、教行、倒産手続のデジタル化のように環境整備に取り追求をからを は活で、不解的のでは、表別論に なき、執行、関連やかに運用を開始における預金金 権の差押えについて、第三債務者となる金の 場合は、一般的な債権と選挙に係る対方の定め 場合は、一般的な債権と選挙に係る対方の定め 場合は、一般的な債権と選挙に係る対方の定め が選続して生じさせるよう、金融機関に必由を は関について対策によりでは、表別を は一て推置 は一て推置 は、一般的な債権と選挙に係る対方の定め なるよう、金融機関のとなるよう、金融機関のとなるよう、金融機関のとなるを るよう、金融機関のとなるを るよう、金融機関のとなるを るよう、金融機関のとなるを なり、名は、家事事件手続及び民事保全、 執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、、
a 法務省は、倒産手続における債権居出や 債権管理等、デジタル化にの効果が大きまの デジタル化に関する規律にかかわらすが可能となるを所列をして、②倒産手続における破産管財人等が行う妻として処理することが可能となるを原則として処理対るのことが可能となるを原則として処理対るのことが可能となるを原則としても変調力を関するのであると、3・金ののでであると、3・金ののではでは、大きなど、手続の特性に応じた更なると、3・金の通常自会にある。 b 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続での過度、期上で、同法の活所における場合。 c 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、例産手続での必要な法案も提出でした。 力つ、中立ての、書面とに区分したがらとして、国民にとって、書面とにとのメリットからといった個別でデジタル化のメリットからといった個別でデジタルとのメリットからと、大きく、かつ、早期に対すなユー民事財治にで、国にといって、早期開始するスケジュー、民事財治に対し、本格的な必定、民事財務に、技行や先行連用を運用を対し、本格的ながに関助がといる。 定 法務省は、民事執行・制度を適合ので、対して、定は関係を対し、本格的なのがのに環境整備にあいる。 は、表別のがジタルできるように環境整備に、して、法務省となれのを主きいのによるのでは、といいに、対して、対し、は、といいに、対し、は、といいに、対し、は、表別に、といいに、は、表別に、といいに、は、表別に、は、表別に、といいに、は、表別に、といいに、は、表別に、といいに、表別に、は、表別に、といいに、表別に、表別に、表別に、表別に、表別に、表別に、表別に、表別に、表別に、表別
「債権管理等、デジタル化の効果が大きいと考えられる手続について、民事訴決・① 情報を電子データとして処理することが可能となるようにすること、②倒産手続における破産管財人等が行うターネットを用いて行うことを義務とすること、②倒産手続いる申立でを原則としてインターネットを用いて行うことを義務とすることを適用することが、近れを検討する。 b 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のにがらを提出した。上で、司法府にお面持の関節、期上で、国民にとって、書面提別の関節、期日といった個別の手続だといり、からを対し、中、行、別の事情に対して、大きぐ、かつ、早期に対するメケジュー民事がらた。 大きぐ、かつ、早期に対するメケジューとが、大きぐ、かつ、早期に対するメケジューと、対行、倒産手続のデジタル化のメもの・ル・訴決がし、本格的な連測については特先行運制が付し、本格のがな連別に対しているように環境整備に対してシステム送達が実施がより組む。 c 法務省は、民事執行手続におけるるなる和機関に対してシステム送達が実施が立る機関に対してシステム送達が実施が近端が、大きぐ、かった。 なるよう、金融機関側と協議を継続する。 d 法務省は、家事事件手続及び民事保を対し、本格的な適望なもとのないを確認を確認した。 で は
考えられる手続について、民事訴訟手続のデジタル化に関する規律にかかわらず、① 情報を電子データとして処理することが可能となるようにするとうと、②倒を手続における破産管財人等が行う裁判所に対用して行うことを養務とすること、②倒であることなど、手続の特性に応じた更なるデジタル化を検討する。 b 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のが受力といる自律、記録の問題、上上で、司法府にお自律、記録の関数、上上で、司申立て個別の手続ごとに区分した上で、司申立所の別の手続ごとに区分したがらったは法律宣済で、国民にとつマー規に定区分したがらをに法案措置済みにいる自律、記録の関助、上が令和5年の通常 日といった個別の手続ごとに区分したがらをに法案措置済入ちさく、かつ、申立にのメリットがらを大きく、かつ、申対にのメリットがを大力連用を開始するスケジュ、民事財告については令和5年のが、大きく、かつ、増加に、日本格的な運用については運境を決し、本格的な運用については運環境にの、と、共和に、対策をかいに開始できるように環境をかいに開始できるように関係して対して対策を対し、「大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、
デジタル化に関する規律にかかわらず、① 情報を電子データとして処理することが可能となるようにすること、② 倒産手続における破産管財人等が行う裁判所に対する申立てを原則としてインターネットを用いて行うことを養務とすること、② 全ての事件について行うことを養務とすること、② 全ての事件について等子配線の一ルを適用するタル化を検討する。 b 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に向出した上で、申立て、書面提出、記録の関した上で、申立て、書面提出、記録の関した上で、申立て、書面提出、記録の関した、下の過常国会に必要は動物の関した。 中心のよりのからに関別の手がのよりに対したが、中の上のよりに対したが、中の上のよりに対したが、中の上のよりに対したが、一般的なもにのメリのかとに対し、本格的な運用についる表面に対し、本格的な運用については連邦を検討し、本格的な運用を明始については連邦を指置についび可能なと表執行、倒産手続等のデジタル化のきるように環境整備に対り組む。 c 法務省は、民事執行手続におけるなる金・債用についに対した。本格的な債権議選等に係る対抗要が自然を連び、本格的な債権の差押えについて、第三債務者となるもの、本格的な債を対してシステム送達が実施の対抗要が自然を連び、大きを制力に対していて、第三債務者となるもの、本格的な債を対してシステム送達が実施の対抗要が関係を対してもいる。 d 法務省は、民事執行手続及び民事保全、執行、例産手続等のデジタル化に当たって、、 d 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、例産手続等のデジタル化に当たって、、
情報を電子データとして処理することが可能となるようにすることと、②倒産手続における破産管財人等が行う裁判所に対する申立でを原則としてインターネットを用いて行うことを義務とすること、②全ての事件について電子記録のルールを適用すジタル化を検討する。 b 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に向け、した上で、司法府における自律的判断を財産したして、申立て、書面提出、記したとのよりの計算といった個別の手続ごとに区分したが、国民にとってデジタルのより、から、試介や先行連用と関いて、国民にとってデジタルのより、表し、の、試行や先行連に、国民にとってデジタルのより、表し、の、試行や先行連に、国民にとってデジタルのあり、試行や先行連に、国民にとってデジタルのありに指置済入り、試介や先行連に、国民にとってデジタルのあり、記行や先行連に、国民にとってデジタルのあり、記行や先行連に、国民にとってデジタルのあり、記行や先行連に、国民にとってデジタルのあり、記行や先行連に、国民にとってデジタルのあり、記行や先行連に、大きく、かつ、早期に実現の間に、日本統立、本格的なを通れては、大きく、かの、記述の本格的な連にのいると、表後者は、民事執行手続におけるを強し、となるように、経続して措置は、経続して措置は、対策を対し、本格のな信義、表情となるれる場合は、民事執行手続によけるなる。 法務省は、民事執行手続者となるれる場合は、日報により、法令の容、対策を対している、法、対策を対して、対策を対して、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対して、対策を対し、対策
能となるようにすること、②倒産手続における破産管財人等が行う裁判所に対する申立てを原則としてインターネットを用いて行うことを義務とすること、③全することなど、手続の特性に応じた更なる声が多ル化を検討する。 b 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に向け、力つ、主動では関いの手続でとに区グルートが、自由といった個別の手続でとに区グリートが、大きく、かつ、早期にするスケジタルのよると、まり行、倒産手続等がジタル化のメリットが、大きく、かつ、早期にするスケジタルのようを、大きく、かつ、早期にするスケジタルのようとを、執行、倒産手続等がジタル化の上の下が変力ルでは今代の温に、大きく、かつ、早期にするスケジタルのからをおいては特徴が、カルでは今代の表替のは、不能的な運用が出たのように環境を構成し、本格的な運用が開始に関いり組む。 c 法務省は、民事執行手続における預金るのは、大きにのいて、第三債務者とされる選別では、本格的な運用が自然である。と、表者は、民事執行手続における預金をのは、本格的な運用が自然である。と、表者は、民事執行手続における預金をのは、本格的な運用を関心に、経験に対してシステム送達が実施される関係を発力に関係を対して発展を対して、と、表替により、企業を表し、対策を経続して措置は、と、表替により、企業を表し、と、対策を経続して措置は、と、表替により、企業を表し、と、と、表替により、企業を表し、と、表替により、企業を表し、と、表替により、企業を表し、と、表替により、企業を表し、と、表替により、企業を表替して、表替においる。 「法務省は、家事事件手続及び民事保全、、執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、、
ける破産管財人等が行う裁判所に対する申立てを原則としてインターネットを用いて行うこと義務とすること、変全での事件について電子記録のルールを適用することなど、手続の特性に応じた更なるデジタル化を検討する。 b 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に向けて力で、自立を提出した。上で、司法所における自律的判断を覧、 おいまなにとってデジタル化のメリットがら、国民にとってデジタル化のメリットがら、対してにとってデジタル化のメリットがら、対しては措置済み、表に大きく、かつ、早期に実現可能なものから。対しては一で、国民にとってデジタル化のメリットがら、対しては可能な大きく、かつ、早期に実現可能なものから違やから、対しては可能な対し、本格的な運用を開始するスケジュールを検討し、本格的な運用を開始時における預金をかいに開始できるように環境整備に取り組む。 c 法務省は、民事執行手続における預金をのに措置、本格的な運用については令和7年度以降連やかに開始できるように環境整備に指していて、第三債務者となれる要は機関に対してンスム送達等に係る対へ数り力を安定して生じさせるよう、法令の定め及び運用を明確化しつつ、金融機関に過度な負担が掛かることのない適切なものとなるよう、金融機関側と協議を継続する。 d 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、、
立てを原則としてインターネットを用いて行うことを義務とすること、③全での事件について電子記録のルールを適用することなど、手続の特性に応じた更なるデジタル化を検討する。 b 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に向け、たたで、司法府における自律的判断を尊重、期日といった個別の手続ごとに区外リットが、国会には法措置済み、この、申立て、書面提出、記録の関質、期日といった個別の手続ごとに区外リットがを国といった個別の手続ごとに区外リットがを実して、、如、早期についなが必を、大きぐ、行連用を開始するスケジューよ事所と、大きく、行連用を開始するスケジューを検討し、本格的な運用が開始に変換を増し、本格的な運用が開始に変換を増し、本格的な運用が開始に変換を増し、本格的な運用が開始に対しいて、第三債務者となるで、本格的な運用を明めて、第三債務者となるを、と、教育省は、民事執行手続における預金金、を選押えについて、第三債務者となるを、機関に対してシステム送達等に係の内容、は継続して措置に可能なものが、権力を安定して生じさせる。の、可能なものから相関と協議等に係の内容、は継続して措置に対して対象を変更して生じさせる。のは、選続にといるよう、金融機関に一般的な債権譲渡等に係内容の定め及び運用を明確化しつつ、金融機関に過度な負担が掛かることのない適度に過度な負担が掛かることのない適差を継続する。は、法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、
行うことを義務とすること、③全ての事件について電子記録のルールを適用することなど、手続の特性に応じた更なるデジタル化を検討する。 b 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に向け、令和5年の通常国会に必要な法案を提出した上で、司法府における自律的判録の関覧、期日といった個別の手続ごとに区分りとして、当国民にとってデジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから、試行や先行運用を開始するスケジュールを設計し、から行うで、本格的な運用については措置済み、試で行や先行運用を開始するスケジュールを設計し、本格的な運用については一ついては一ついては時間、というのでデジタル化の本格的な運用を明確にして、本格的な運用については一ついては一つで、本格的な運用を開始に表する表表を表示して、大きく、かっては一つで、本格的な運用を明確にして、大きさいに関係をから、法務省は、民事執行手続における預金債金に、者を成功を表示して、特別を検討に表する表表を表示して、大きに係る対対がカラを安定して生じさせる人と達が実施なられて措置は、可能なものから、機関に過度な負担が掛かることのない違いなものから、は、可能なものから、は、可能なものから、は、可能なものから、は、可能なものから、は、可能なものから、は、可能なものから、は、可能なものから、は、可能なものから、は、可能なものから、は、可能なものから、は、可能なものから、は、可能なものから、は、可能なものが、対力を安定して生じさせる人と、法を関に過度な負担が掛かることのない。は、可能なものから、は、可能ないものが、可能ないものが、は、可能ないものが、は、可能ないものが、は、可能ないものが、可能ないものが、可能ないものが、可能ないものが、可能ないものが、可能ないものが、可能ないものが、可能ないものが、可能ないものが、可能ないものが、可能ないものが、可能ないものが、可能ないものが、可能ないる、可能ないる、可能ないる、可能ないる、可能ないる、可能ないる、可能ないる、可能ないるのが、可能ないる、可能ないるのは、可能ないるいる、可能ないる、可能ないる、可能ないるいる、可能ないるいるいる、可能ないる
について電子記録のルールを適用することなど、手続の特性に応じた更なるデジタル化を検討する。 b 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に向け、令和5年の通常国会に必要な法案を提出した上で、司法府における自律的判断を尊重し期日といった個別の手続さとに区分した上、国民にとってデジタル化のメリットがら、国民にとっ、早期に実現可能なものから、大きく、かつ、早期に実現可能なものかを指置行や先行運用を開始するスケでは、民事開始に大き、かの・通路できるように、民事開始にないに、本格的な運用整備に、設り組む。 c 法務省は、民事執行手続における預金会、執行、倒産手続等のデジタル化の本格的に環境整備に規以のおように環境を依定を対抗労力を変えれて、第三義務者となる金場合は、一般的な債権衰渡等にある対抗労力を変定して生じさせるよう、法令の定め及び運用を明確化しつつ、金融機関に必定を指置して、対策を関して、対策を関して、対策を関して、対策を関して、対策を関し、対策を対して、対策を関して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対策を対して、対策を対策を対して、対策を対して、対策を対策を対して、対策を対策を対して、対策を対策を対策を対して、対策を対策を対して、対策を対策を対して、対策を対策を対して、対策を対策を対策を対策を対策を対策を対して、対策を対策を対して、対策を対策を対策を対して、対策を対策を対策を対して、対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対
について電子記録のルールを適用することなど、手続の特性に応じた更なるデジタル化を検討する。 b 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に向け、令和5年の通常国会に必要な法案を提出した上で、司法府における自律的判断を尊重し期日といった個別の手続さとに区分した上、国民にとってデジタル化のメリットがら、国民にとっ、早期に実現可能なものから、大きく、かつ、早期に実現可能なものかを指置行や先行運用を開始するスケでは、民事開始に大き、かの・通路できるように、民事開始にないに、本格的な運用整備に、設り組む。 c 法務省は、民事執行手続における預金会、執行、倒産手続等のデジタル化の本格的に環境整備に規以のおように環境を依定を対抗労力を変えれて、第三義務者となる金場合は、一般的な債権衰渡等にある対抗労力を変定して生じさせるよう、法令の定め及び運用を明確化しつつ、金融機関に必定を指置して、対策を関して、対策を関して、対策を関して、対策を関して、対策を関し、対策を対して、対策を関して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対して、対策を対策を対して、対策を対策を対して、対策を対して、対策を対策を対して、対策を対策を対して、対策を対策を対策を対して、対策を対策を対して、対策を対策を対して、対策を対策を対して、対策を対策を対策を対策を対策を対策を対して、対策を対策を対して、対策を対策を対策を対して、対策を対策を対策を対して、対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対
など、手続の特性に応じた更なるデジタル 化を検討する。 b 法務省は、家事事件手続及び民事保全、 執行、倒産手続等のデジタル化に向け、令 和5年の通常国会に必要な法案を提出した 上で、司法府における自律的判断を尊重し 日といった個別の手続ごとに区分した上が、 大きく、かつ、早期に実はのからを 大きく、かつ、早期に実現可能なものから速やかに 試行や先行運用を開始するスケジュールを 大き、執行、倒産手続等のデジタル化のメリットが と、執行、倒産手続等のデジタル化のよりットが 以降速やかに開始するスケジュールを を、執行、倒産手続のデジタル化の本格的な運用が開始 は以降速やかに開始できるように環境整備に 取り組む。 c 法務省は、民事執行手続における預金債 権の差押えについて、第1世間については、民事 職機関に対してシステム送達が実施さ対のでは、 作制度も考慮し、システム送達が実施さ対のでは、 特別に対してシステム送達が実施される。 は、一般的な債権譲渡等に係る対抗要 別力を安定して生じさせるよう、法令の定め 及び運用を明確化しつつない適切なものとなるよう、金融機関則と協議を継続する。 は、法務省は、家事事件手続及び民事保全、 執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、
化を検討する。 b 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に向け、令和5年の通常国会に必要な法案を提出につつ、申立て、書面提出、記録の閲覧、此上で、司法所における自律的判断を尊重しり国会に法案提出につつ、申立て、書面提出、記録の閲覧、此上で、国民にとってデジタル化のメリットがみ、用いては措置済大きく、かつ、早期に実現可能なものからみ、用については措置済みについては、民事脈らなる。本教行、倒産手続等のデジタル化の本格的な運用が開始は以降速やかに開始できるように環境整備に取り組む。 c 法務省は、民事執行手続における預金債権の差押えについて、第三債務者となる金融機関に対してシステム送達が実施される関金は、一般的な債権譲渡等に係る対抗要が、力を安定して生じさせるよう、法令して措置な負担が掛かることのない適切なものとなるよう、金融機関側と協議を継続する。は、法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、、
b 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に向け、令和5年の通常国会に必要な法案を提出した上で、司法府における自律的判断を尊重しりつつ。申立て、書面提出、記録のの閲覧、期日といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットがら大きく、かつ、早期に実現可能なものから、試行や先行運用を開始するスケジュールを検討し、本格的な運用が開始に対し、本格的な運用が開始に対り組む。 家事事件手続及び民事保・会、執行、倒産手続等のデジタル化の本格的な運用が開始に対り組む。 な法務省は、民事執行手続における預金債権の表押えについて、第三債務者となるる。融機関に対してシステム送達が実施されては令和7年度以降速やかに措置で、法務省は、民事執行手続における預金債権の差押えについて、第三債務者となるる。融機関に対してシステム送達が実施され、一般的な債権譲渡等に係る対抗要が力を安定して生じさせるよう、法機関に過度な負担が掛かることのない適切なものとなる負担が掛かることのない適切なものとなるよう、金融機関側と協議を継続する。 は、法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、
執行、倒産手続等のデジタル化に向け、令和5年の通常国会に必要な法案を提出した上で、司法府における自律的判断を尊重し期日といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットがらを、かつ、早期に実現可能なものといっては措置済み、試行や先行運用を開始するスケジュと、事訴に対し、本格的な運用については、民事訴訟手続のデジタル化の本格的な運用を開始に会えまうに環境整備に取り組む。 「法務省は、民事執行手続における預金会権を必ずに開始できるように環境整備に取り組む。」 「法務省は、民事執行手続における預金会権を連邦えについて、第三債務者となるる場合は、一般的な債権譲渡等に係る対抗要別力を安定して生じさせるよう、法令の容に対力を安定して生じさせる。法務後に過度な負担が掛かることのない適切なものとなるよう、金融機関側と協議を継続する。因法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、
和5年の通常国会に必要な法案を提出した上で、司法府における自律的判断を尊重 期日といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットがら国民にとってデジタル化のメリットがら大きく、かつ、早期に実現可能なものから速やかにで、国民にとってデジタル化のより、計算のようにで、大きく、かつ、早期に実現可能なものから速やかにで、「全人執行、倒産手続のデジタル化の本格的な運用が関係を表し、本格的な運用が関係を表し、本格的な運用が関係を表し、本格的な運用が関係を表し、大きのとは、民事執行手続における預金金融機関に対してシステム送達が実施される。は、一般的な債権譲渡等に係る対抗要が、対して対して、第三債務者となる。は、一般的な債権譲渡等に係る対抗要が、対して対して、第三債務者となる。は、一般的な債権譲渡等に係る対抗要が、対して対して、第三債務者となる。は、一般的な債権譲渡等に係る対抗要が、対して対して、第三債務者となる。は、運用について、第三債務者となる。は、運用について、第二債務者となる。は、運用について、第二債務者となる。は、運用について、対策を対して措置に、この時間がある。は、通知が表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表して対し、対策を表し、対策を表して対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表して対策を表し、対策を表して対策を表し、対策を表して対策を表し、対策を表して対策を表し、対策を表して対策を表し、対策を表して対策を表し、対策を表して対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表して対策を表し、
上で、司法府における自律的判断を尊重しつつ、申立て、書面提出、記録の閲覧、期日といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから設定が発討し、本格的な運用を開始するスケジュールを検討し、本格的な運用については、民事訴訟手続のデジタル化の本格的な運用が開始は、本格的な運用が関始できるように環境整備に取り組む。 「法務省は、民事執行手続における預金債権を必差押えについて、第三債務者となるる融機関に対してシステム送達が実施される場合は、一般的な債権譲渡等に係る対抗要性制度も考慮し、システム送達の内容、効力を安定して生じさせるよう、法令の定め及び運用を明確化しつつ、金融機関に過度な負担が掛かることのない適切なものとなるよう、金融機関側と協議を継続する。は法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、
上で、司法府における目律的判断を尊重しつつ、申立て、書面提出、記録の閲覧、期日といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから該行や先行運用を開始するスケジュールを検討し、本格的な運用については、民事訴訟手続のデジタル化の本格的な運用が開始は、本格的な運用が開始に関始できるように環境整備に取り組む。 は法務省は、民事執行手続における預金債権の差押えについて、第三債務者となる金融機関に対してシステム送達が実施される場合は、一般的な債権譲渡等に係る対抗要別方を安定して生じさせるよう、法令の定め及び運用を明確化しつつ、金融機関に過度な負担が掛かることのない適切なものとなるよう、金融機関側と協議を継続する。 は法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、
日といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものからは行や先行運用を開始するスケジュールを接対し、本格的な運用については令和5年度以降可能なものがらいま手続のデジタル化の本格的な運用に対しては完新によりのできるように環境整備に対り組む。 は、法務省は、民事執行手続における預金債権の差押えについて、第三債務者となる金融機関に対してシステム送達が実施される場合は、一般的な債権譲渡等に係る対抗要件制度も考慮し、システム送達の内容、対力を安定して生じさせるよう、法令の定め及び運用を明確化しつつ、金融機関に過度な負担が掛かることのない適切なものとなるよう、金融機関側と協議を継続する。d 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、
日といった個別の手続ことに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから 試行や先行運用を開始するスケジュールを 会、執行、倒産手続等のデジタル化の本格的な運用が開始 は ものから速やかに 計置 、本格的な運用については令和 5年度以降可能なものから速やかに開始できるように環境整備に取り組む。
で、、国民にとってデンタル化のメリットかった。大きく、かつ、早期に実現可能なものからは大きく、かつ、早期に実現可能なものからは大き年度は一大きを大行運用を開始するスケジュールを検討し、本格的な運用については、民事訴訟手続のデジタル化の本格的な運用が開始は関係連やかに開始できるように環境整備に取り組む。 「な務省は、民事執行手続における預金債権の差押えについて、第三債務者となる金融機関に対してシステム送達が実施される場合は、一般的な債権譲渡等に係る対抗要性制度も考慮し、システム送達の内容、対力を安定して生じさせるよう、法令の定め及び運用を明確化しつつ、金融機関に過度な負担が掛かることのない適切なものとなるよう、金融機関側と協議を継続する。 「法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、
大きて、から、早期に美現可能なものから
家事事件手続及び民事保 会、執行、倒産手続等のデジタル化の本格的な運用については、民事訴 訟手続のデジタル化の本格的な運用が開始 以降速やかに開始できるように環境整備に 取り組む。 c 法務省は、民事執行手続における預金債 権の差押えについて、第三債務者となる金融機関に対してシステム送達が実施される場合は、一般的な債権譲渡等に係る対抗要件制度も考慮し、システム送達の内容、効力を安定して生じさせるよう、法令の定め及び運用を明確化しつつ、金融機関に過度な負担が掛かることのない適切なものとなるよう、金融機関側と協議を継続する。 d 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、
大学事件手続及び氏事保 全、執行、倒産手続等のデジタル化の本格的な運用については、民事訴訟手続のデジタル化の本格的な運用が開始以降速やかに開始できるように環境整備に取り組む。 こ 法務省は、民事執行手続における預金債権の差押えについて、第三債務者となる金融機関に対してシステム送達が実施される関金は、一般的な債権譲渡等に係る対抗要件制度も考慮し、システム送達の内容、効力を安定して生じさせるよう、法令の定め及び運用を明確化しつつ、金融機関に過度な負担が掛かることのない適切なものとなるよう、金融機関側と協議を継続する。
14 宝、執行、倒産手続等のアジタル化の本格的な運用が開始 以降速やかに開始できるように環境整備に取り組む。
以降速やかに開始できるように環境整備に取り組む。 c 法務省は、民事執行手続における預金債権の差押えについて、第三債務者となる金融機関に対してシステム送達が実施される場合は、一般的な債権譲渡等に係る対抗要件制度も考慮し、システム送達の内容、効力を安定して生じさせるよう、法令の定め及び運用を明確化しつつ、金融機関に過度な負担が掛かることのない適切なものとなるよう、金融機関側と協議を継続する。 d 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、
取り組む。 c 法務省は、民事執行手続における預金債権の差押えについて、第三債務者となる金融機関に対してシステム送達が実施される場合は、一般的な債権譲渡等に係る対抗要件制度も考慮し、システム送達の内容、効力を安定して生じさせるよう、法令の定め及び運用を明確化しつつ、金融機関に過度な負担が掛かることのない適切なものとなるよう、金融機関側と協議を継続する。 d 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、
c 法務省は、民事執行手続における預金債権の差押えについて、第三債務者となる金融機関に対してシステム送達が実施される場合は、一般的な債権譲渡等に係る対抗要件制度も考慮し、システム送達の内容、効力を安定して生じさせるよう、法令の定め及び運用を明確化しつつ、金融機関に過度な負担が掛かることのない適切なものとなるよう、金融機関側と協議を継続する。d 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、
権の差押えについて、第三債務者となる金融機関に対してシステム送達が実施される場合は、一般的な債権譲渡等に係る対抗要件制度も考慮し、システム送達の内容、効力を安定して生じさせるよう、法令の定め及び運用を明確化しつつ、金融機関に過度な負担が掛かることのない適切なものとなるよう、金融機関側と協議を継続する。d 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、
融機関に対してシステム送達が実施される場合は、一般的な債権譲渡等に係る対抗要件制度も考慮し、システム送達の内容、効力を安定して生じさせるよう、法令の定め及び運用を明確化しつつ、金融機関に過度な負担が掛かることのない適切なものとなるよう、金融機関側と協議を継続する。d 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、
融機関に対してシステム送達が実施される 場合は、一般的な債権譲渡等に係る対抗要 件制度も考慮し、システム送達の内容、効 力を安定して生じさせるよう、法令の定め 及び運用を明確化しつつ、金融機関に過度 な負担が掛かることのない適切なものとな るよう、金融機関側と協議を継続する。 d 法務省は、家事事件手続及び民事保全、 執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、
場合は、一般的な債権譲渡寺に係る対抗要 件制度も考慮し、システム送達の内容、効 力を安定して生じさせるよう、法令の定め 及び運用を明確化しつつ、金融機関に過度 な負担が掛かることのない適切なものとな るよう、金融機関側と協議を継続する。 d 法務省は、家事事件手続及び民事保全、 執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、
件制度も考慮し、システム送達の内容、効力を安定して生じさせるよう、法令の定め及び運用を明確化しつつ、金融機関に過度な負担が掛かることのない適切なものとなるよう、金融機関側と協議を継続する。d 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、
及び運用を明確化しつつ、金融機関に過度 な負担が掛かることのない適切なものとな るよう、金融機関側と協議を継続する。 d 法務省は、家事事件手続及び民事保全、 執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、
な負担が掛かることのない適切なものとなるよう、金融機関側と協議を継続する。 d 法務省は、家事事件手続及び民事保全、 執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、
るよう、金融機関側と協議を継続する。 d 法務省は、家事事件手続及び民事保全、 執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、
d 法務省は、家事事件手続及び民事保全、 執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、
d 法務省は、家事事件手続及び民事保全、 執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、
執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、
裁判に関係する者のプライバシーにも、適
しながら、デジタル庁とも連携の上、最高
裁判所が整備するシステムについて、①個
別の手続ごとのシステム整備が容易となる
ようシステム間の疎結合を意識した設計を 行うこと、②個別の手続だけでなく一連の

手続を通してデジタル化されること、③必 要な場合に行政との情報連携が可能なもの となることや、民事訴訟手続と相互に関連 する手続については、システム上も連携し て手続を進行できるようにすること、4分外 部ベンダーと連携することができるようA PIを開放すること、⑤リスクベースアプ ローチに基づき、クラウドサービス特有の 問題点やインシデント発生時の対応も念頭 に置いた適切なセキュリティを確保するこ と、⑥利用状況を把握するための客観的指 標を設け、PDCAサイクルを回しながら、 国民目線で利用しやすいものとすること、 ⑦倒産手続における債権届出については、 システム上のフォーマット入力方式を導入 し、その後の債権管理と連動する一気通貫 したシステムを検討すること、⑧民事執行 手続のデジタル化後においても、不動産競 売物件情報サイトとの連携を視野に入れ て、検討を進めることについての環境整備 に取り組む。

(3) 民間手続等に関する見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
15	相続手続の効率化	c 法務省は、デジタル庁と連携し、法定相続 情報証明制度に関して、登記官が認証した法 定相続情報一覧図の写しの電子交付につい	a:(前段)令和5 年度上期措置、 (後段)等和5年 度から継続的に措 b, c, d:継続的に 措置の和5年度上期持計でのは e:特置の和5年度上期持計でのは は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	法務省

		工程表を踏まえ、具体的な施策を検討し、可		
		能なものから順次推進する。		
		あわせて、自筆証書遺言書保管制度におい		
		て、遺言者の死亡後、遺言書を保管している		
		旨の通知が、遺言者が指定した者の住所等に		
		変更があった場合でも適切に行われること		
		を確保するために、通知対象者に指定できる		
		のは現在1名であるところを複数名(民間事		
		業者を含む)に増やすなど、対象範囲の無限		
		定化及び対象となる人数の拡大等を検討す		
		る。		
		f 法務省は、現行の自筆証書遺言と同程度		
		の信頼性が確保される遺言を簡便に作成で		
		きるような新たな方式を設けることについ		
		て、令和4年度の基礎的な調査の結果等を踏		
		まえ、我が国の実情に即した制度の検討に資		
		するものとして、自筆証書遺言のデジタル化		
		を進めている国等の法制及び同国で活用さ		
		れているデジタル技術等について、更に掘り		
		下げた調査を実施した上で、検討を進める。		
		g 法務省は、公正証書遺言を含む公正証書		
		の作成過程及びその証明の提供のデジタル		
		化に対応するため、令和5年通常国会に公証		
		人法(明治 41 年法律第 53 号)及び民法(明		
		治 29 年法律第 89 号) 等に関する改正法案を		
		提出する。		
		h 法務省は、登記・供託オンライン申請シス		
		テムを利用して遺産分割協議書等の添付情		
		報をオンライン提出する際に必要となる電		
		子証明書に関して、システム上利用可能な電		
		子証明書を発行している認証機関を公開し		
		ているところ、認証を受けようとする機関		
		(クラウド型電子署名サービスを提供する		
		事業者を含む)の予見可能性を高めるため		
		に、その基準及び手続を公表する。		
		i 法務省は、不動産の相続登記手続につい		
		て、上記実施事項を踏まえた各情報の作成・		
		交付の電子化の状況に応じて、可能な手続か		
		らオンライン化を進め、全ての各情報の作		
		成・交付の電子化が実現した後速やかにオン		
		ライン完結を実現する。		
		a デジタル庁及び法務省は 雷子署名の利	A === == 1	
		田者 認証事業に係る有識者やサービス提供	a:令和5年度上	
		事業者等の意見を十分に聞き取り参考にし	期に検討に着手し	
		すべてもの思える「カに聞き取り参名にも て、「利用者の指示に基づきサービス提供事	た後、速やかに措	
		て、「利用者の指示に基づさり一てへ提供争 業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電	置	
			b:令和6年度措	a b . = 35 4
	雨フ罗タの声もで並りに	子契約サービスに関するQ&A(電子署名法	置、一部は令和7	a, b : デジタ
16		第3条関係)(令和2年9月4日)」(以下「3	年度措置、次期電	ル庁
	向けた環境整備	余Q&A」という。) に下記の3点を盛り込む	子認証システムに	法務省
		改訂について検討を行い、その可否を含めて	関する事項につい	c:法務省
		結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	ては令和7年度措	
		〇 電子契約サービスの利用者と電子文書	置	
		の作成名義人の同一性が確認される(いわゆ	▣ c:令和5年度措	
			じ: 予州3年度相 置	
		ては、①電子署名及び認証業務に関する法律	旦	
	•			

		(平成 12 年法律第 102 号。以下「電子署名		
		法」という。) 第3条に規定する電子署名に該		
		当する要件としては不要であること、一方		
		で、②実際の裁判において同条の推定効が認		
		められるには、利用者の身元確認がなされる		
		ことが重要な要素になると考えられるとこ		
		ろ、同条の適用において、いわゆる利用者の		
		身元確認が不要である又は問題とならない		
		といった誤解を招くことのないようにする		
		ことの2点を分かりやすく明示すること。		
		〇 電子署名法第3条に規定する電子署名		
		に該当する要件として3条Q&Aに記載の		
		ある「固有性の要件」について、十分な水準		
		の固有性を満たす措置としてどのようなも		
		のが考えられるか分かりやすく明示するこ		
		۷.		
		○ 電子契約サービスを選択する際の留意		
		点として、実際の裁判において作成名義人の		
		意思に基づき電子署名が行われているとし		
		て電子署名法第3条の推定効が認められる		
		と考えられる「身元確認の水準及び方法やな		
		りすまし等の防御レベル」について、最終的		
		には裁判所の判断に委ねられるべき事柄で		
		はあるものの、一般論としてその内容を分か		
		りやすく明示することに加え、適正管理要件		
		の充足方法を複数例示すること。		
		b デジタル庁及び法務省は、商業登記電子		
		証明書の発行時における利用者の負担軽減		
		の観点から、取得費用を低減すること、及び		
		利用者の利便性向上の観点から、発行時や利		
		用時の利用者の操作性を向上させること、G		
		ビズIDの法整備がなされた場合に商業登		
		記電子証明書との連携を進めること、代表者		
		以外による利用について整理を行うこと、民		
		間電子署名サービスとの連携を進めること		
		や、令和7年度中に運用開始予定の次期電子		
		認証システムにおいてリモート署名方式を		
		導入することについてそれぞれ検討を行い、		
		その可否も含めて結論を得た上で、必要な措		
		置を講ずる。		
		c 法務省は、登記・供託オンライン申請シス		
		テムを利用して商業登記の申請をする際に		
		必要となる法務大臣の定める電子証明書に		
		<u>必安となる仏術八田のためる電子証明書に</u> 関して、民間電子署名サービス(クラウド型		
		寅して、氏间電丁者石り一こへ(クラフト至 電子署名サービスを含む。)を公開している		
		ところ、新たに当該電子証明書として追加を		
		受けようとする事業者の予見可能性を高め		
		るために、その基準及び手続を公表する。		
		国土交通省は、所属建設業者と直接的かつ		
		恒常的な雇用関係にあることが求められて		
	建設分野における監理技	いる監理技術者及び主任技術者について、特	 令和5年度措置を	
17	術者等の活躍に向けた制	例として親会社及びその連結子会社の間の	市和5年度指直を 目指す	国土交通省
	度運用の柔軟化	在籍出向者を当該出向先の会社との間に直	日担り	
		接的かつ恒常的な雇用関係があるものとし		
		て取り扱うことが認められているところ、こ		
		/ / µu / J- - C	<u> </u>	

		の特例を親会社及びその持分法適用会社の		
		間の在籍出向者、同一持株会社の連結会社間		
		の在籍出向者についても拡充可能かどうか、		
		該当する事例に関する実態の調査、他法令に		
		おける規制の態様を踏まえて検討を行い、そ		
		の結果に基づいて必要な見直しを行う。		
		a 特定商取引に関する法律(昭和51年法律		
		第57号。以下「特定商取引法」という。)に		
		おける「インターネットを通じて提供する特		
		定継続的役務」にかかる消費者への契約書面		
		等の電子交付の方法、電子端末の画面サイズ		
		等の規制については、改正特定商取引法の施		
		行2年後の見直しの中で、デジタル原則も踏		
		まえたオンライン化の促進による消費者の		
		保護と利便性向上の両立の観点から、効果的		
		に消費者トラブルを抑止しつつ取引の効率	a, b:可能なもの	
		性を向上させるような具体的提案が事業者	から速やかに検討	
4.0	特定商取引法の契約書面	等からなされる場合にはそれを加味し、電子	を開始し、一定の	\\\
18	等の電子化	交付を悪用する事業者による消費者トラブ		消費者庁
		ルの実態等も含めたデータの収集・分析を行		
		った上で見直しを行い、消費者委員会等の意		
		見を踏まえ、一定の結論を得て、必要な措置		
		を講ずる。		
		b 特定商取引法における書面交付の電子化		
		の在り方全般について、改正特定商取引法の		
		施行2年後の見直しの中で、消費者トラブル		
		の実態等も含めたデータの収集・分析を行っ		
		た上で見直しの要否を検討し、消費者委員会		
		等の意見を踏まえ、一定の結論を得て、必要		
		な措置を講ずる。		
		な措直を講する。		